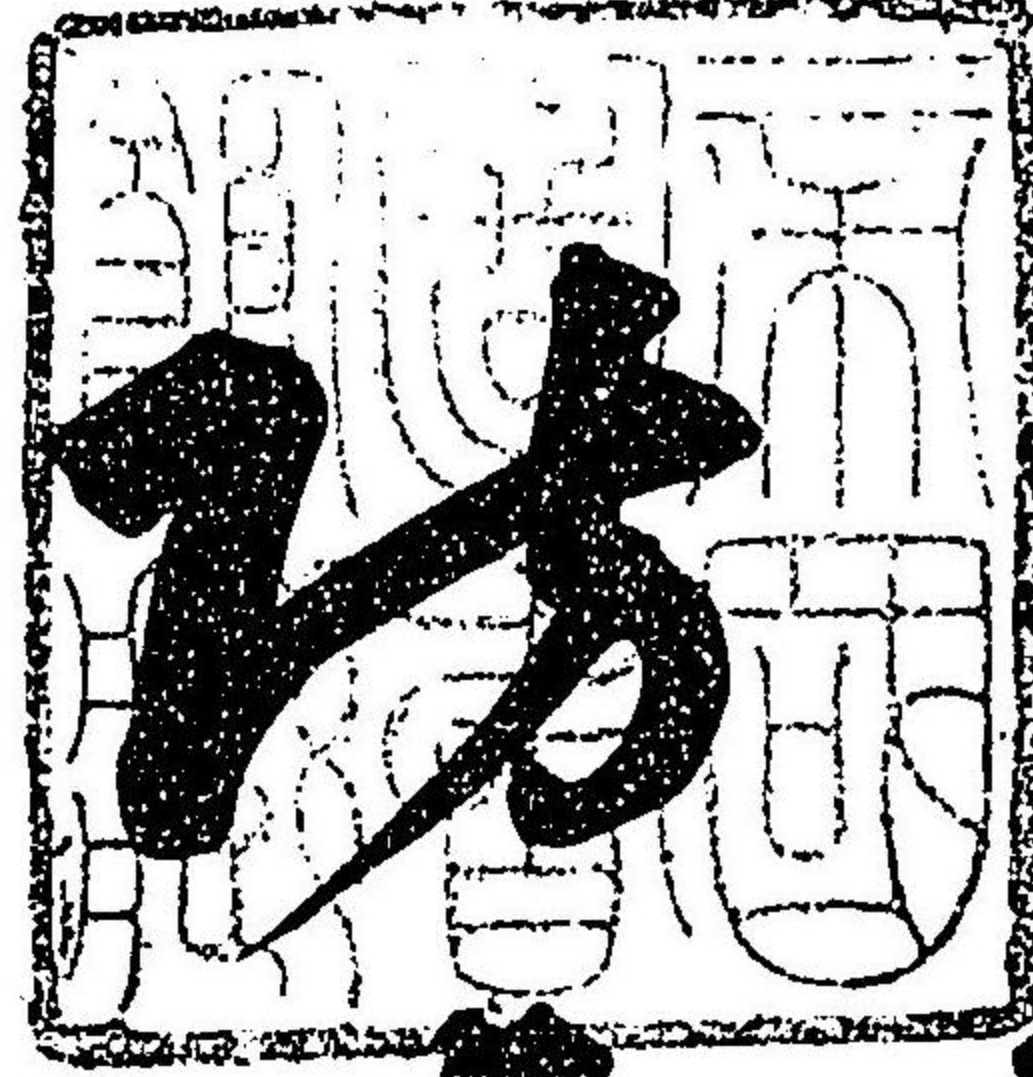


21-3T65

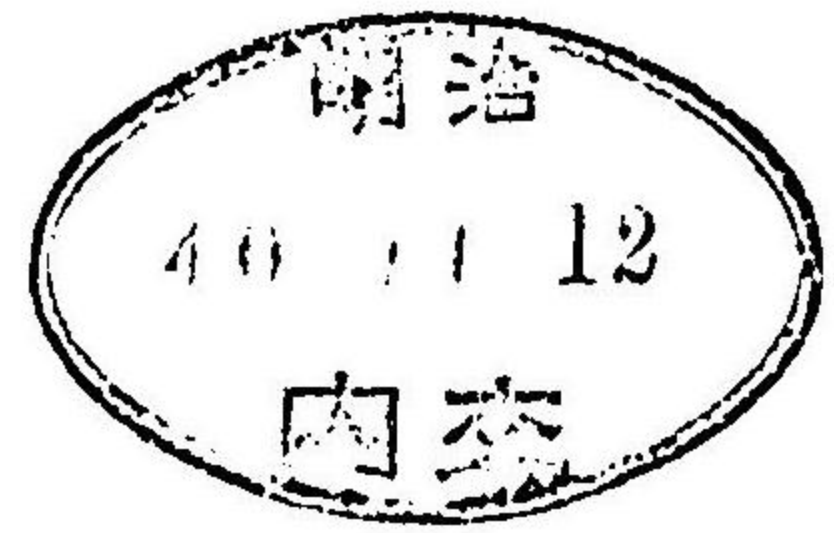
176

343



防
古
造
芳

馬
深
每
步
必
善
筆
也
系
秋
子
著



王匡塞匪躬故



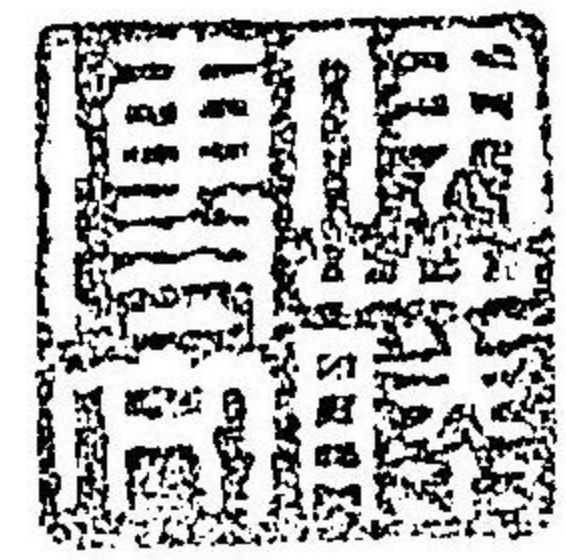
公爵伊藤博文

Vertical text on the left margin, including a small rectangular seal impression.

王匡賽匪躬故

公爵伊藤博文

題



欣天
搗地

丁未秋九月
田井堂老人



毛筆ノ蹟

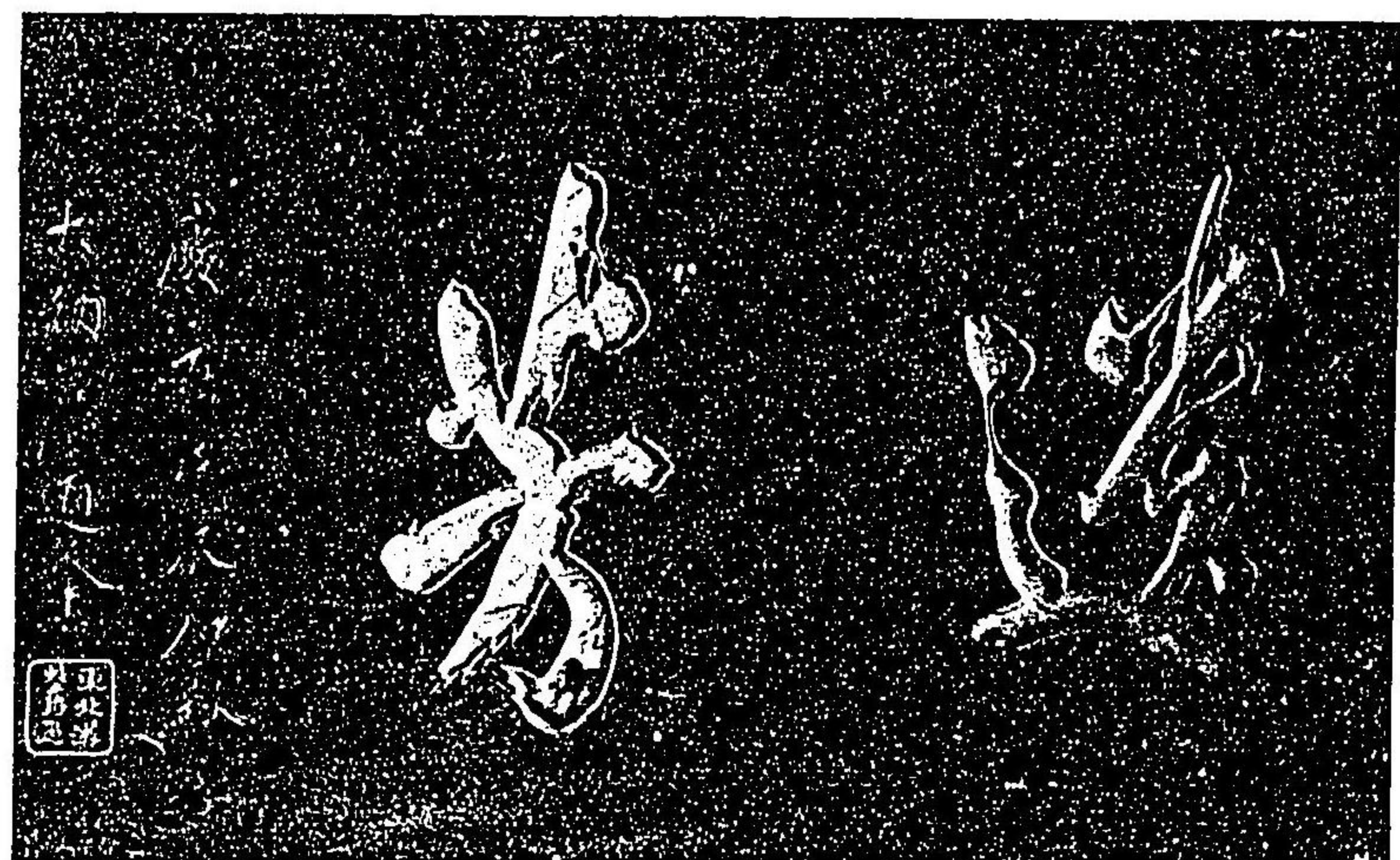


利毛

毛筆ノ蹟 利毛



蹟筆ノ公正利毛



著者本書編纂の材料を得んとして下関櫻山招魂社に詣る社頭掲る處の扁額七廻の一人澤大納言の書遣芳の二字あり偶然にも本書の題名と符合す即ち寫して爰に出す

下は王事に斃れたる忠魂三百五十二名を葬る同招魂場の累々たる墓石なり中央なるは吉田松陰高杉春風久坂義助等の墓

櫻山招魂社は元治元年の創立にして我國招魂社の嚆矢なり

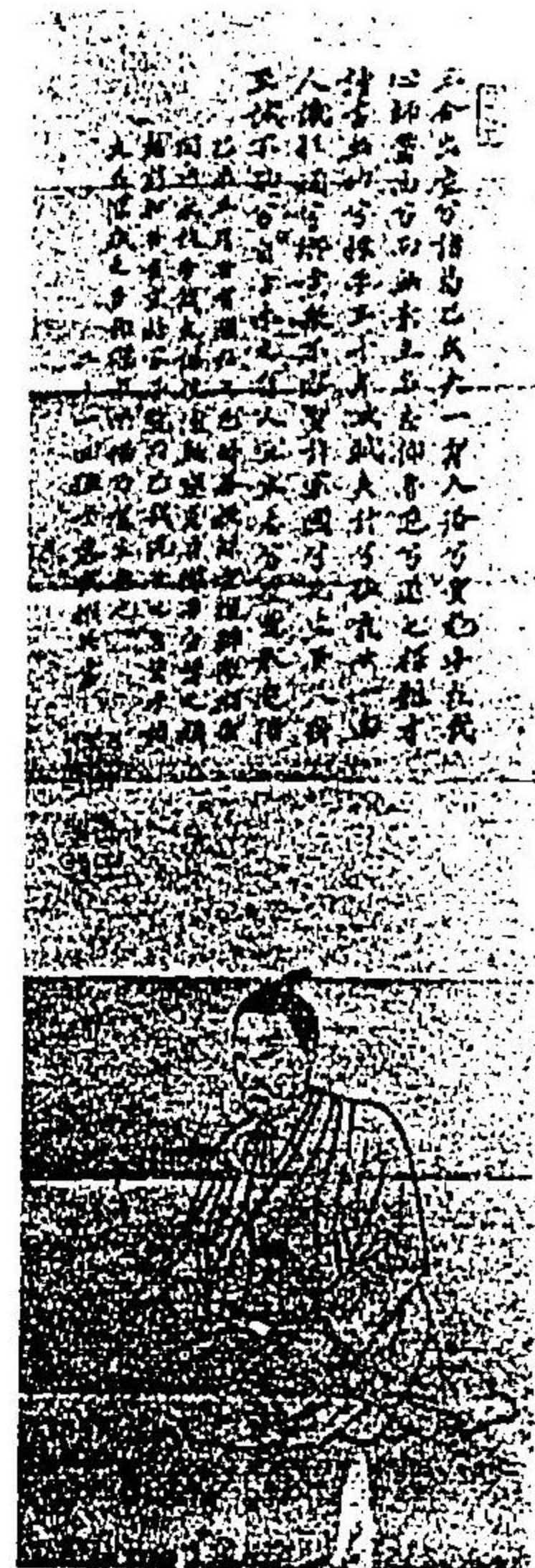
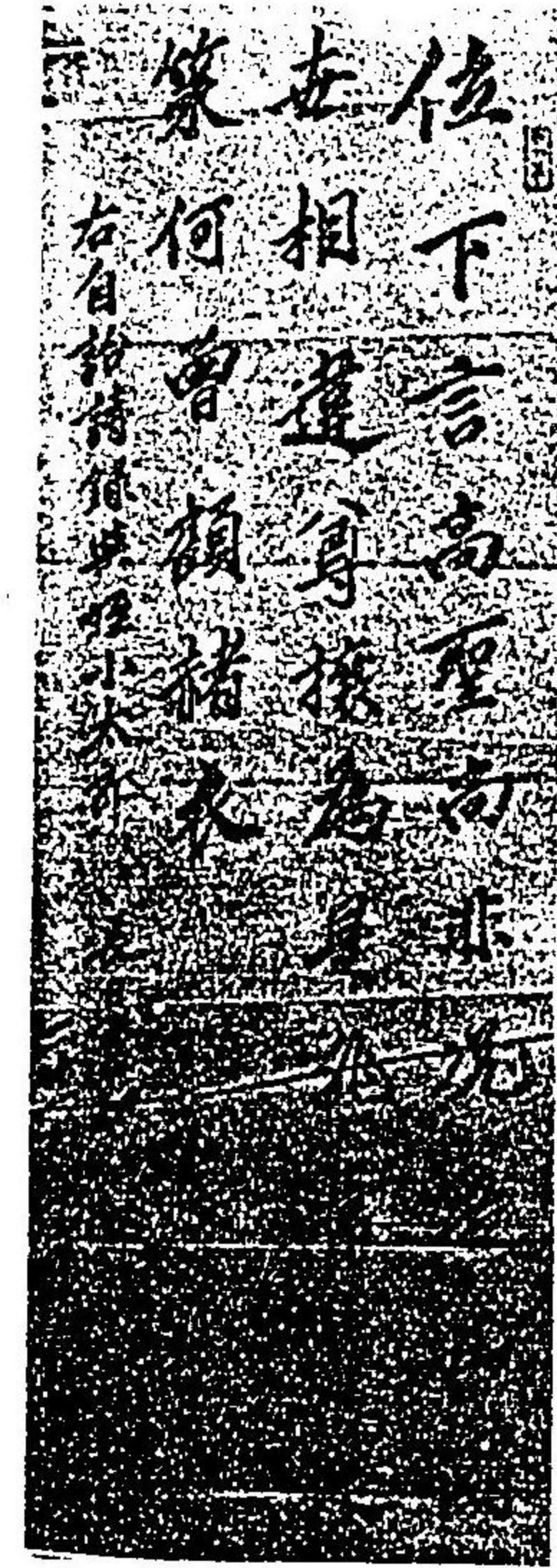




忠正の公像
櫻山招魂社
に於て

忠正の公像
櫻山招魂社
に於て

忠正
公像
歌



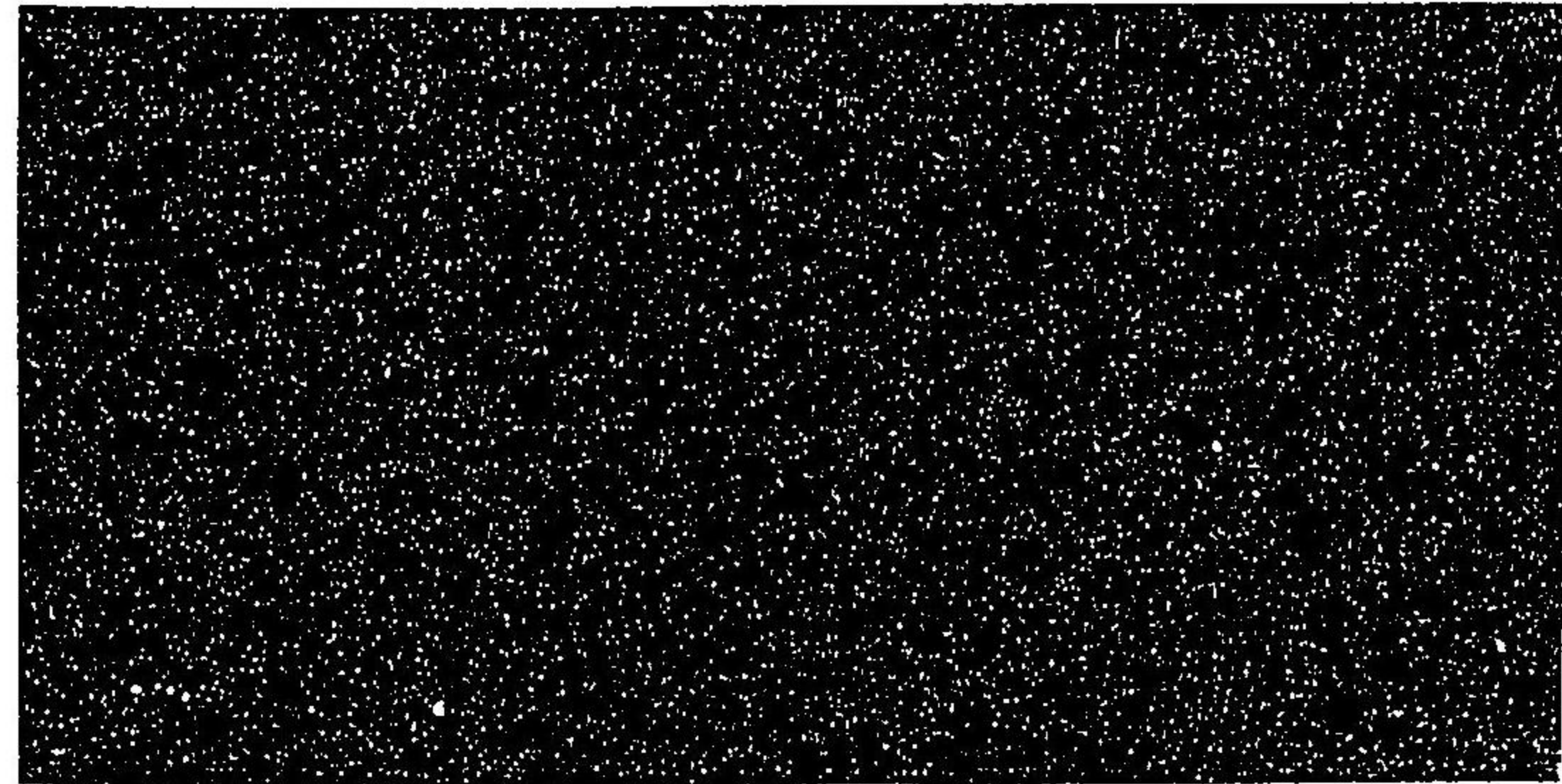
像陰松田吉



熟村下松るな村本松町萩



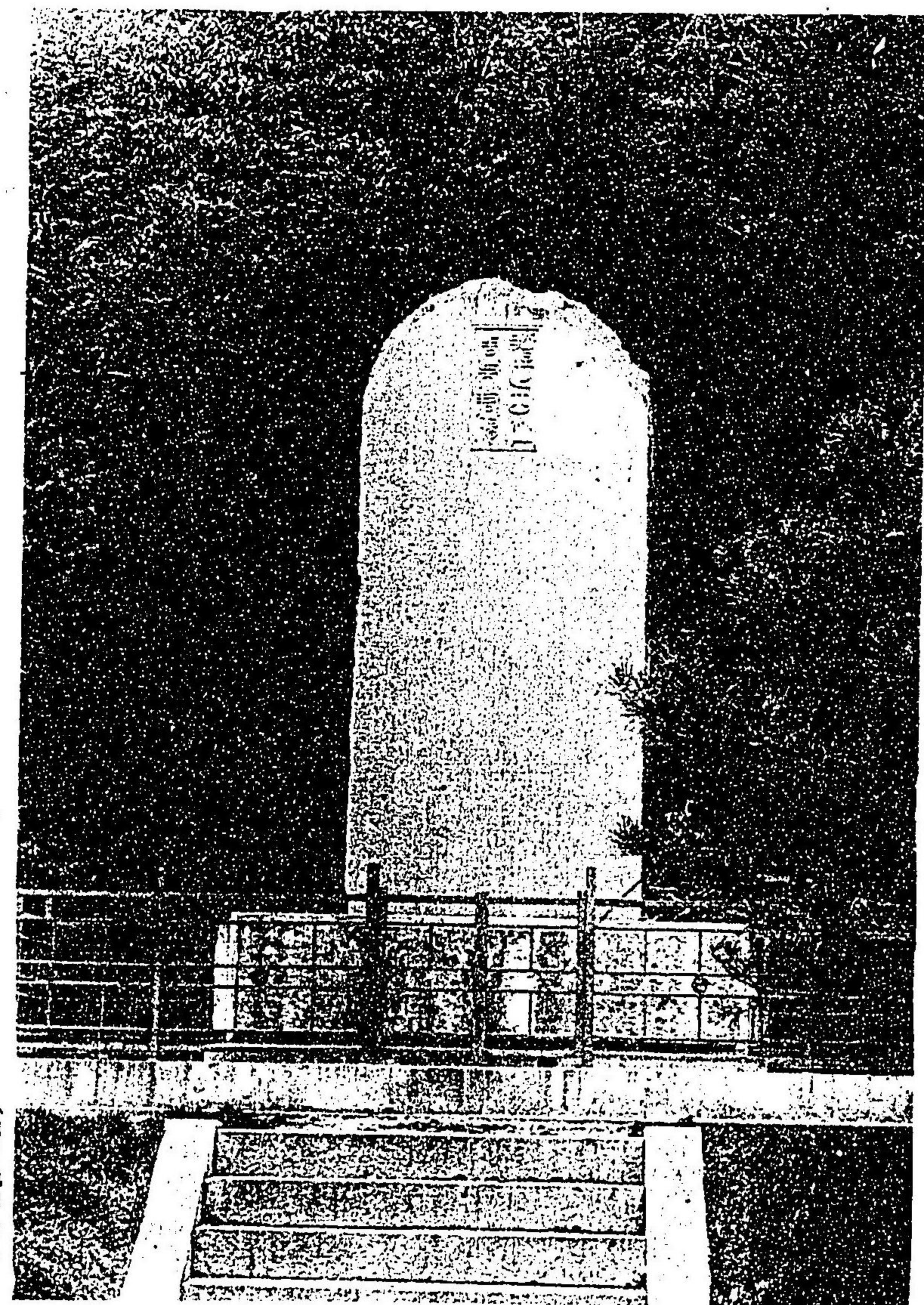
奇兵隊の代高杉晋作伊藤俊輔中央杉高杉立杉は伊藤年當の御ふべし



長藩と志
を同ふし
姑らく下
關に來て
白石正次
耶の邸に
潜みたる
平野次郎
が幕吏の
手に捕は
れ獄中に
在て筆硯
なく紙を
燃りて同
し紙に張
り付け字
を爲した
る述懐な
り櫻山招
魂社に藏
する處



當年の柱小五郎櫻山招魂社に詣て同志の
義士の石墳を見て感涙を書したるもの



(山口龜山公園)

周布政之助ノ碑

例言

明治維新の革命は本邦有史以來の大政變にして、其動機は固より徳川幕府の抑壓專横に堪へ兼ねたる民衆の反激に在るべしと雖も、二百有餘年の太平が武術を疎みて文學の隆興を促したるの結果は、士をして慷慨の氣風を養はしめたるに當り、偶ま幕政廢頽に乗じて來れる泰西の風潮が促せる時勢の推移なり、若し夫れ這の新天地を形爲せる回天の動蹟に至ては、防長二州の力與つて大なるものあるは世之を争はざるべし、余が本書を編する所以のもの固より他ならず、毛利公の偉勳二州先輩の功蹟其の跡芳ばしきを原ね、至誠奉公の忠節を長なへに繼承せしめんとするに在り、

故に本書は歴史として系統及び秩序を正しふしたるものにあらず、専ら防長の勤王主義を發揮し、維新革命の遂行は如何にして得しものかを探ぐるに備へ、活動の著しきもの又は氣運を排開するに力ありし事態を録するに努めり、故に叙事的にあらずして寧ろ叙情的なり、

本書は記録及び口碑に傳はりし事を參酌して録せしものなれば、未だ全く謬りな

二
きを保せず記録に於ても甲と乙と相齟齬するものありて孰れを真とするか容易に判すべからず、故に前後の事態に徴して事狀の疏通するものを採れり、又讀者をして讀むに懶からざらしめんと欲し、録事中、折衝の口吻相對の談論等は固より多少の潤飾を施したり、然れども事態を捏造して虚飾するが如きは全然之れあらざるなり、
要するに數多の材料を参照牽用して録したるものなれば、本書の記事を以て正確なりとは著者自から信せず、故に他日或は増補訂正を要するの廉あらん、編者の意は只、防長の精華たる維新の大功業を遂行せし誠忠正義の芳ばしきを長へに遺さんと欲するに在り、讀者幸に我意を諒して時に或は事實の錯誤あるを深く咎る勿れ。

編者謹識

防長遺芳 上編

索引

- 一、勤王思潮の胚胎……………一
幕府の暴歴政策 || 俠客と武士の衝突 || 文士の諷刺小説 || 政客の治國論文 || 時代の生みたる二烈公 || 櫻田門外の變 || 志士漸く京師に集る
- 二、尊王主義の激成……………六
武士と文士の地位轉倒 || 蓋世の偉人村田清風出づ || 羽賀盜の練兵 || 十里の日勤 || 防長主義の生母吉田松陰出づ || 松下塾の學風方針 || 局面打破の政策 || 松陰海外渡航を企つ || 時弊の挽回策 || 問部閣老を要殺せんとす || 松陰入獄と死刑 || 安政大獄の反激
- 三、毛利家尊攘の準備……………一七
形勢觀望國論聽察 || 公武合體と尊攘の眞意義 || 慶親公の天職 || 志士京師に入る || 久坂玄瑞と梅田雲濱
- 四、長藩の施政方針……………二三
絹布禁止令 || 民力休養 || 武藝練習 || 武備を整ふ || 文學獎勵は士氣の鼓舞 || 兵制改善武裝改良 || 汽船を造る || 海外事情を聞く || 殖産の道を講

ナ||貿易を察す||朝廷の資を獻す

五、松下塾論と公武合體論の衝突.....三二

水戸藩邸の兩侯薨す||天下の政論中心を失ふ||志士等の苦心||壯士の血判||久坂玄瑞松下塾論の代表者||山縣狂介北條瀨兵衛に従つて東行||大阪議論沸く||長井雅樂の周旋||時山直入と山縣との激論||桂小五郎の意見||小野靖上京

六、薩長軋轢の前兆.....四四

九條關白を暗殺せんす||志士島津侯に據らんす||島津侯も亦公武合體論||平野次郎の密奏||島津侯の奏上||朝廷勤王論の一致を知る||勅命島津家に下る||久坂等憤る||寺田屋事件起る

七、三事の勅命と幕府.....五四

桂小五郎の建議||三事の勅命||大原卿勅使となる||幕議容易に決せず||島津三郎侯勅命の一項を削る||長州の志士憤る||毛利公は極めて慎重||幕府一橋の後見を奉ず

八、長藩の態度.....六二

水戸浪士憤慨猶止まず||坂下門外の事變||桂浪士を賞し浪士感泣す||島津侯水藩の感情を柔くして幕府に勸告す||毛利公の卓紹政見||將軍

九、公武合體論衰ふ.....七〇

への上疏||時弊を論し反省を促す||公の決心抱負
長府公意見書を萩公に呈す||長井雅樂の持説は世論と相容れず||長井歸萩を命ぜらる||志士要撃を企つ

十、幕府の大政變革.....七八

一橋公後見となり越前侯總裁となる||横井小楠政治を講ず||列侯會議開かる||繁文禮禮を省く||因循の徒反對す||多年の徳川政策變革す||天下は徳川の天下にあらず||清風翁を慕ふ||時山直入と秋月悌太郎

十一、毛利家の奉勅.....八八

慶親公京師に入て關西の形勢を知る||我藩起つにあらずんば皇室を奈何せん||藩邸會議||穩和派と急激派の甲論乙駁||益田譚正の断案||國家の危急に際して誰か楠公なる者ぞ||藩論一變||松下塾論の實現||藩公参内攘夷奉勅

十二、世子公東下準備.....九七

國家の安危を一身に荷ふ||朝旨六條の要義||元徳公亦勅副を拜す||元徳公江戸に下るの命を受く||津和野侯來り投ず||各支藩各任あり

十三、廻瀾條議.....一〇四

久坂義助の意見書 || 士風を興し節義を顯彰す || 幕府の問罪を脱く || 勅
諭貫徹を論す || 國防の要を怠るを詰る || 皇室の尊嚴を論す

十四、攘夷勅使準備.....一三四

毛利公上書して朝議の確定を促す || 朝廷益田彈正等を召して勅旨を授
く || 天朝の信頼益す篤 || 長藩を中心とせる薩士の志士 || 三藩志士の會
議 || 合議の結果 || 三條姉小路二卿勅使の命あり || 彦根藩順逆を諷るの
説 || 堀真五郎伊藤俊輔彦藩偵察を命ぜらる

十五、獨立攘夷の決心.....一三〇

慶親公拜謁 || 壯重森殿の儀式 || 公は矢顔を拜して感泣 || 天杯下賜 || 幕
府へ信義天朝へ忠功 || 獨立攘夷の決心 || 天杯拜受の祝賀 || 臣下を勵ま
し上下の一和を計る || 徳山侯を激勵す

十六、松下塾派の主張確立.....一三六

軍備の命十二藩に下る || 十二藩會議 || 長州は陸軍の中堅薩州は海軍の
首腦 || 萩城下の海防町民の一致 || 松下塾論の代表者 || 高杉久坂の議論
と桂の説 || 功名の勤王と實際の勤王 || 人心奮興 || 萩の風説紛々 || 萩城
の二論沸く || 重臣を派して方針を示す || 夫人等江戸を去るの状

十七、薩長彌よ軋轢.....一四四

元徳公東上す || 俊才を拔擢して隨員とす || 薩藩の誤解 || 薩長の政員會
見 || 兩藩の意志遂に疏通せず || 大原勅使勅令と詐りて勅文を改竄す ||
大原卿島津侯四歸す || 薩の士英人を斬る

十八、世子公入府の使命.....一五二

勅諭奉呈式 || 閣老の質問元徳公の說明 || 勅旨を辯明する王事の呈示 ||
板倉閣老の疑團 || 東禪寺事件の争議 || 桂小五郎の痛論 || 勅諭明確 || 條
約破毀と義士の罪科免除 || 來島真藏刺腹の事 || 藩公道悼

十九、世子公の活動.....一六一

元徳公登壇答勅を促す || 國家を國家とも思はざるか || 失言にあらず ||
吹上閣の饗宴 || 衆目元徳公に注ぐ || 苑遊會場の密談 || 長州公と尾州侯
|| 朝廷の眞意は長州の眞意 || 條約を破毀せば幕府は責を引て大横を朝
廷に返上すべし || 閣老醉に乗じて元徳公に眞意を語る

二十、長藩の論鋒.....一六六

毛利家の威力 || 水藩の爲めに盡す || 長藩の座前會議 || 三條公勅使とし
て入府する迄の準備 || 小幡彦七と中野靱負 || 條約破毀と其影況利害の
論

二十一、幕議非攘夷に決す.....一七三

春嶽公と長藩の幕府閣議の紛争 || 春嶽公の意見と一橋公の意見 || 横井小楠と矢部駿河の激論 || 議容易に決せず || 幕議條約破毀を不可とするに決す || 一橋慶喜公上洛せん || 長藩周章上洛延期の運動 || 三條勅使東下を急ぐ

二十二、幕議復た紛々.....一九一

春嶽公意見閣議と合はず總裁職を辭せん || 辭表は大論文 || 慶喜公と春嶽公の衝突 || 慶喜公亦辭表を提出す || 土州公兩者の融和に斡旋す || 勅使將に岩府せん || 幕議猶決せず || 春嶽公慶喜公を説く

二十三、幕議再び決して復た破る.....一九二

勅使待遇節目 || 勅使入府 || 松平容堂公幕議に參す || 幕議攘夷奉勅に決す || 長土兩公の來往 || 長土の親善 || 時運に促されたる毛利家 || 幕府の盛衰餘義なき形勢 || 一旦決せし幕議復破る || 慶喜再び辭表提出 || 元徳公尾州公に會見 || 元徳公閣老を促す || 閣議猶決せず

二十四、將軍勅諭奉體を答ふ.....二〇〇

勅使臨營勅諭授典式あり || 將軍元徳公に奉勅の旨を告ぐ || 遂に勅諭奉體に決す || 將軍奉答文を捧ぐ || 毛利公の滿悦 || 勅使歸洛 || 元徳公の注意周到 || 容堂公の指導與つて力あり || 毛利家と山内家

二十五、大森事件.....二〇八

長藩浪士の意氣 || 高杉久坂等外人殺害を企つ || 元徳公剛愎切也 || 浪士感泣其至言に服す || 勅使手翰を久坂に送る || 高杉の劍舞久坂の吟聲 || 周布の失言土州藩士の憤怒 || 世子公の痛心と斡旋 || 世子公山内公に謝す || 春嶽公中裁す || 周布政之助は麻田公輔と改名す

二十六、長藩の功業と教育.....二一一

毛利公の明達と苦心 || 人才の補佐 || 多難の時も教育に意を用ふ || 國民教育は毛利家の至寶

二十七、勅命成功後の毛利公.....二二六

世子公歸洛 || 幕内復命 || 天杯を賜ふ || 慶親公參議に任ぜらる || 萩に歸る || 吉川家支藩と爲る || 久坂の言論自由建議 || 長井雅樂の割腹 || 長井の遺書 || 翠紅節の懇親會 || 攘夷期限受書 || 加茂神社幸行建言 || 列侯の参朝諮詢 || 言論自由の實行 || 人材登用

二十八、京師の殺伐時代.....二五〇

坊間論議紛々 || 池内大學を暗殺す || 三條山中二卿を彈劾す || 所司代邸の會議 || 壯士逮捕令出づ || 壯士大に憤怒す || 奈良屋樓上の格闘 || 壯士の捕縛志士の感を書す || 山縣等壯士の大赦を乞ふ || 會藩と長藩

二十九、外交漸く多事……………二六一

英艦來り生麥事件の談判を開かんことを物情騒然人心恟々||諸侯に警戒を命ず||將軍上洛||春嶽公二個の建白を爲す||將軍に辭職を勸告す||將軍參内||政權は依然將軍に任す||人心幕府と遠ざかる

三十、薩長の間彌よ疎なり……………二七〇

薩長の暗流||兩藩の感情衝突||島津侯上京||攘夷尙早建議||建議は用ひられず

三十一、國情多難……………二七六

外交の危機||將軍攘夷を列藩に宣す||春嶽公遂に免職||長藩志士海防建議||有司の意見を叩く||毛利公舉藩一致を試む||開戦用意と物價騰貴||高杉刺髮東行と號す||中山侍從京師を脱し萩に入る||志士應司邸に迫る||東行の攘夷意見||海防意見と周布の批判||酔ひに乗じて志士を試む

三十二、外交談判難……………二九五

生麥事件償金問題||幕藩四派に分る||朝廷償金を許さず||小笠原閣老償金を拂ふ||英艦砲火發射の利那||交通拒絶の通知||外臣應せず||世子公歸藩せんとす||吉川侯代はる

三十三、攘夷期限決定前後……………三〇二

藩政府を萩より山口に移す||攘夷期限の決定||一橋公辭表呈出||姉小路小將道雄||吉川監物勅命を拜す||周布政之助再び改名||山口の軍議||世子公萩に歸る||五月十日攘夷の手始め||久坂玄瑞等馬關に陣す

三十四、長藩の斡旋……………三四一

久留米藩の佐幕派横行||長藩久藩の志士を救ふ||山縣杉山久留米城に入る||反對壯士之を狙ふ||山縣辯舌久藩士を動かす||國司家老有馬家に使す||一橋公の免職||將軍歸東||小笠原閣老兵を擧げんとす

三十五、第一回の攘夷……………三二六

下関に海軍警備總奉行を置く||軍令を毛利能登に授く||諸法度條々||下関各砲臺の準備||久坂山縣等遊撃軍入込む||五月十日の海戦狀況||米船途に逸す||毛利能登免ぜられ宜二耶代はる||戦後の緊殿||國民皆兵主義の發現

三十六、攘夷に關する覺悟……………三三八

人材を登用し階級を廢す||高杉晋作新隊の編成を建議す||奇兵隊の組織||長藩孤立の攘夷は給首勅命を辱かしむべからざる事を各藩に示す爲り餘義なくす||長藩の彈丸小倉藩領地を見舞ふ||勅命倉藩に下るも

三十七

攘夷の魁と朝廷と幕府

.....三四八

應ぜず||長藩の詰問合藩の應答||談列は遂に不調||長介漸く隙あり
長藩關四同盟を計らんす||各藩幕府を憚て應ぜず||朝廷と幕府の齟齬||幕府詰問使を山口に下す||壯士幕使を暗殺す||長藩攘夷の舉は國辱を買ふものなり||攻撃論京師に盛なり||藩公の上京を促す||慶親公の大命を益田に傳ふ

緒言

高千穂峰有神戟、卽是億兆日本魂。武内時宗持此器、築城六十六州。藩とは長州の偉人、村田清風の口吟にあらすや、朝日に匂ふ萬朶の櫻花は、其の露の如く雪の如く集凝しての美を賞すると等しく、日本魂の美は舉國一致に在り、高千穂の靈峰神戟を留めて、神州の精華を宣發し、億兆の大和魂は六十六藩に岐るゝと雖も、護國の誠に一致すべき美德は、皇室を中心として其の擁護に盡す赤心の發揮にあらすや、神州の大義は君臣の分を明かにするに在り、君臣の分は皇室、皇祖の明命に據て定まる處、皇室は日本全國民の宗家にして、其位に於て君臣の義あると同時に、其の情に於て父子の親あるは實に世界の列國に卓絶せる倫道にあらすや、是を以て王家に忠なるは則ち祖先に孝なる所以にして、所謂忠臣は孝子の門に入るものなり、毛利家が勤王を唱道するは蓋し這の大義の辨明を實現せんと欲するに外ならざるなり。

回顧すれば政權一度び武門に歸してより妖雲、皇謨を遮り、諸侯は政權の爭奪に忙

はしくして、皇室の隆替復た之を思ふものなし、一盛一衰極まりなき天下の亂に
他きたる徳川氏が、二百有餘年の太平を保ちたるは實に有史以來の異數にして、其
太平を維持したる抑壓の政策は、漸く民心の離反を來し、其驕奢にして威權 帝室
を凌辱したるは、遂に志士の憤慨を招くに至り、偶ま泰西の風潮鞏然として東洋を
襲はんと欲するの氣運は、端なくも革命の動機を作り、回天殺地の大活劇を演出す
るに至りぬ、多年 皇室の式微を慨き、王政の復古を思ひ爰に猛然として起ち六十
餘藩の侯伯に率先して尊王の旗幟を樹立し、天下に呼號して大義を唱へたるもの
は實に毛利忠正公にあらずや、公の父君崇文公は夙とに幕府の横暴 皇室を蔑し
るにするを憤り、恒に尊王的士風を養ふ爲めに、盛んに學を起して、潜かに尊王主義
を士に注入し、以て風雲を待つ處ありたり、果然風雲は忠正公の代に至て滔々して
起りぬ、崇文公の養成を受けたる忠正公如何でか之に乗せざらんや、由來毛利家の
尊王大義を唱ふるは決して一朝一夕の故にあらず、曾て毛利家の祖、元就公は室町
以來 皇威の廢頹を慨し、夙とに勤王の志あり、正親町天皇即位の大禮に當て、其の
資を献上し 皇室に對する微臣の誠を表したる事ありき、爾來恩賜の菊桐章は毛

利家の記號と爲り、太膳大夫は毛利家傳來の恩稱と爲り、優渥なる 聖恩は代々の
藩主をして益々勤王の志を養はしむるに至りぬ、斯の如くして毛利家累代の公は
幕府を経由せずして、皇室と直接の關係を有する特典に浴したり、左れば勤王は
毛利家傳來の大主義にして、機に逢遇し、風雲に會せば、此の主義は激烈として、進ば
しらんとするの勢ひある事は、一に忠正公に據るのみにあらざりしなり、恰かも好
し、風雲は忠正公なる剛毅熱血の明侯を迎へり、防長二州の生靈如何で動かざるを
得んや、二州が天下に率先して尊王攘夷を唱へ、幕府に抗して罪を得たるは、却て天
下の同情を博したるを見ずや、大義を明かにし、至誠を一貫するは、實に毛利家の大
家訓なり、神州の精華を發揮し、皇室の尊嚴を保ち、宗廟社稷の爲めに、義勇公に奉
じ、事に當て、死生を疑はず、大義の爲めに、毀譽を擇ばず、至誠を以て上下の一和を爲
す、是れは此れ寔とに防長の大主義にあらずや、忠正公は彼の如き家訓を経とし、彼
の如き主義を緯として、邁往直前したるものにして、其の功果は遂に今日の文化を
解生したるにあらずや、其の偉大なる功德は赫々として、萬代の後を照し、其の仰望
すべき遺芳は、覆郁として、千世の後に薫ばし、見よや東都九段の大銅像を、鬼神をし

て泣かしむる機略と忠魂とを其の炯たる眼と屹たる姿勢とに表はせる藩臣大村益次郎の偉勳彰々たるものあり、列國の人、日本に杖を曳くもの、此の銅像を見て其の偉人を賞し、毛利家の王事に盡せし跡、燕ばしきを嗅がざるはなし、又見すや曾て忠正公が一堂に臣下を集め、天下の大勢、幕府の専横、帝室の式微、國家の危急を慨論したりし鴻城下に於ける香山園庭の大偉勳碑を是れ、皇道の中興者、明治新天地の建設者たる忠正公顯彰の明輝にあらずや、其の碑文を讀むもの、誰か防長の名君慶親公(即ち忠正公)の鐵血が明治照代の犠牲と爲り、公の巖骨が明治文化の建設基礎と爲りしを思はざるものぞ、更らに去て鴻城、龜山の山嶺、六基の大銅像は何物ぞ、輕装の武備を纏ひ、健馬に騎して采配を按じ、眼光炯として滿天下を睥睨し、姿容儼として萬馬を叱咤するの概あるものは、是れ六百年來武門に歸したる政權を、一天萬乘の至尊に捧げ、神州獨特の國體と、天皇の尊嚴とを安固にし、日本建國以來未だ曾てあらざる、維新の大業を創したる偉勳忠正公にあらずや、其れに隣りしたる馬上の貴公子は、是れ誠に忠愛公(即ち元徳公)の銅像にして、爾餘の四像は皆是れ、公の偉業を扶けて天下に正義を呼號し、佐幕の俗論を打破し、遂に二州の芳名を中外に轟かし

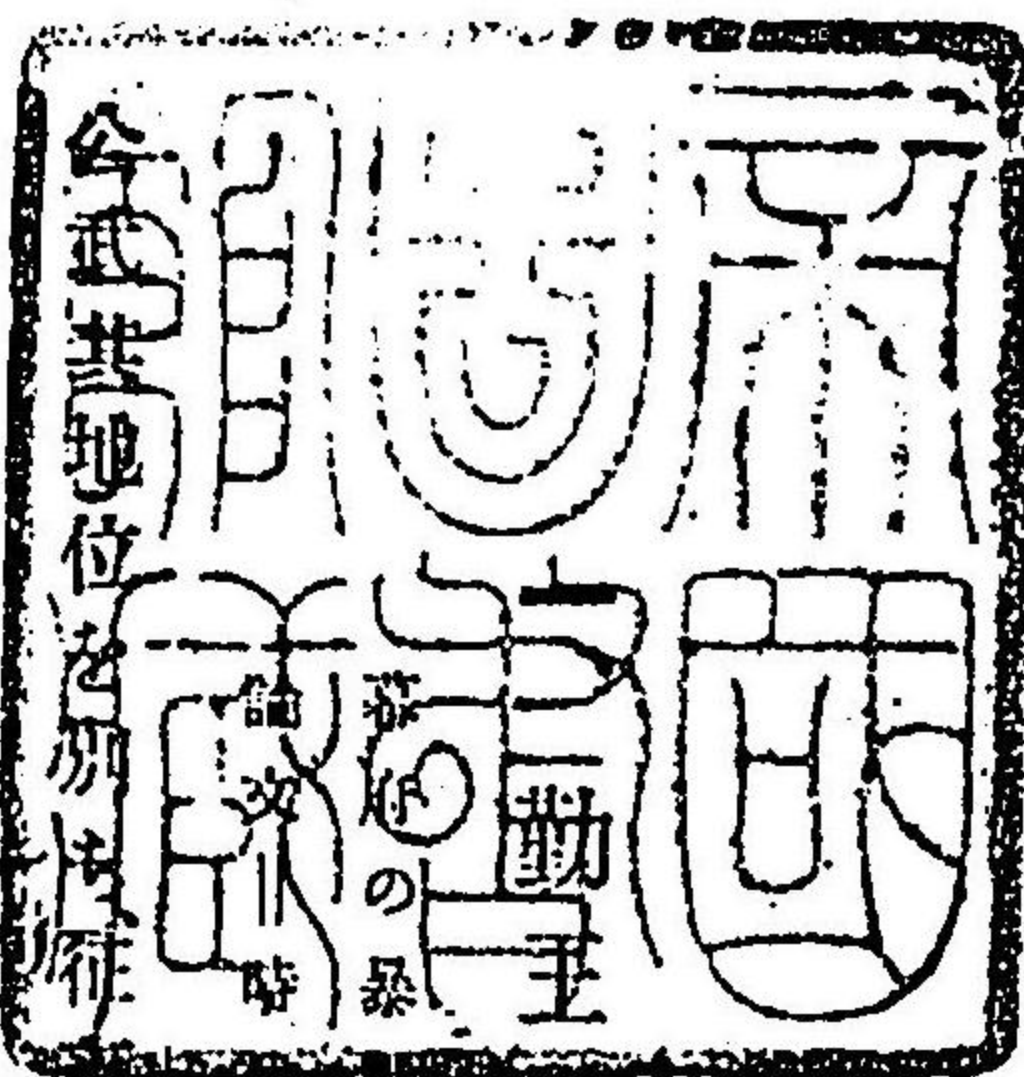
四

たる支藩諸公の像ならずや、是等建設物が物質的の歴史として、後來誠忠誠義の士を養ふべき資料たるは蓋し疑ふべからざるなり、是等の顯彰を見て追憶すれば防長の遺芳を叙する、幾千項を重ねるも盡さざるの感あり、

防長遺芳

上編

野原祐三郎編著



思潮の胚胎

幕府の暴政策 || 俠客と武士の衝突 || 文士の諷刺小説 || 政客の治國
論議の時代を生みたる二烈公 || 櫻田門外の變 || 志士漸く京師に集る

上は権外の至尊として祭り込まれしもの、實に鎌倉覇府の時に始まりき、爾來天下
亂れて群勇の割據と爲り、武士の格闘と爲るも、皆是れ政權爭奪の爲めならざるな
し、徳川氏一度天下を平定してより、既往幾百年の亂に飽き、諸侯をして再び鋒を動
かす事能はざらしむるの政策を設け、參勤交代なる制を立て、一は覇府擁護の任
に當らしめ、一は其の藩地に於て軍備を整ふるの暇なからしめ、更らに各藩主の愛
媛妻女を江戸に收容して人質と爲したるが如きは、固より巧妙なる太平の政策な

りしなり斯の如くして徳川氏の代を累ぬるに随ひ無事太平の夢に酔ふて遂には千代田の大奥に天下の美人を集め、驕奢淫蕩至らざるなく、旗下武士の横暴縦行は都下の民を苦めて顧みず、曾て清盛が平氏にあらざる者は人に非ずと言ひたるが如きよりも甚しく、武士以外の者を以て百姓町人と唱へ、其資を蓄ふる者に對しては、御常用と稱して財を掠め、年貢と唱へて苛酷の收斂を爲す、言を争ひ行を抗するものあれば、直ちに秋水一下之を斬る事大根を切るが如く、其の暴狀を極むる事限りなし、而かも下民は之を訟ふるに處なく泣て其の暴壓に屈服せざるを得ざりき、斯る壓制暴虐に激せられたる反動は、江戸俠客と旗下武士との衝突と爲り、文士の諷刺的小説と爲り、政客の治國論文と爲る、幡隨院花川戸の徒顯はれて民權主張の實現を爲すも、徳川の抑壓に激せられたる反發の結果なり、近松巢林の國性耶を編する、豈に只一片の戯曲として見るべけんや、曲亭馬琴の八見傳を作る、豈に只奇話の卑史として見るべけんや、本居宣長の古事記傳を著す、淺見綱齋の靖獻遺言を著す、頼山陽の日本政紀を著す、林子平の海國兵談を著す、蒲生君平の山陵志を著す、皆是れ時事を痛論し、尊王を諷したるものにあらざるはなし、山縣大貳が

皇室の陵夷せるを慨きて遂に幕府の爲めに梟せられたるが如き、高山彦九郎が皇城の廢頽せるを嘆じて幕府の忌憚に觸れたるが如きは、徳川幕府が其の政治の民心を離れ居るにも拘はらず、猶之を改めず、却て益々壓制を逞ふして、皇室を蔑し、ろにするを證するものなり、内治既に斯の如くなるに、泰西の風浪は、渡まじき勢を以て來り、海防の設備なきを奇貨として、數ば我れを威赫し、彼れに利にして我れに不利なる條約を強ぬ、動もすれば日本の産を亡ぼし、國體を毀損せんとするの恐れあり、而かも幕府は之を如何ともする能はず、之に對して意見を挟むものあれば、忽ち禁錮して罪に問ひ、内治外交共に專斷を以てして、皇室の存在を認めざるもの、如し、茲に於てか、尊王思潮は、彌よ激成せざらんと欲するも、得べからず、斯の如き風潮に驅られ、斯の如き大勢の裡に、胚胎し、幕府の專横殆ど其の極に達したる時に生れ出でたる長州の毛利慶親公と、常陸の徳川齊昭公とは、正に是れ救世の天使にして、期せずして其慨世の憂心を揆一にせしを見るべし、一は關東に於て殊に徳川三家の一、他は中國の西端辟阪なる萩の孤城に居るもの、誰れか知らん、神州回天の大活劇は、此兩公の至誠より出現せんとは、萬延元年上巳、櫻田門前、井伊大

老の遭難は何事ぞ、齊昭公が其の宗家たる將軍家の横暴を慨き、直諫硬言する處あるも聞かれず、世界の氣勢は渺たる日本の一孤島を以て、其安立を許さず、洋々たる泰西の風潮は沛然として將に襲來せんとするものあるを遠觀し、海防の必要と國是の宣定を急なりとし、策を獻する處あるも用ゐられず、此に於て其の藩下の志士は奮然として起ち、藩公の志を遂行せんとするや、幕府の怒りに觸れ、遂に藩公の閉幽と爲り、志士の追放と爲る、志士の無念は勃如として迸發す、幕府の政權を握り、其の所信を恃み、積威を挟みて公論を無視し、敢て鎮壓の政策を行ふものは是れ井伊大老なり、宜しく彼を誅して君側を清め、公論正義の光輝を發揚せしむべしとの議は、追放されたる浪士の一致と爲り、天下の公憤を代表して赤心を白雪に印せる跡美しき慘劇は、實に是れ三月三日櫻田の變にあらずや、

上巳雪中の美しき血潮は端なくも天下の美と歌はれ、人心を驚動して革命の機運を作りぬ、變後三月八日幕府は大目付諸侯に回章して曰く、列藩邸の郭内に在るもの素より應變の準備あるべしと、後更らに又將軍は諸侯を白書院に會し、親しく論して曰く、去夏開港以來外舶頻りに入港して夷情測り難く、且つ内地騒然として已

に上巳の變あり、卿等意を此に注ぎ必ず怠る勿れど、

是れより先き、天皇は國歩の難を窺慮あらせられ、幕府が潜越にも王土の權限に立入り、外國と條約を締結せるが如きは、極めて危険なりとし、各國の諸侯中に於て誰れか、天皇に忠を挺ずるもの、名和楠の如きは無きかと、宸慮安からずあらせられしが、水戸烈公の誠を享けたる藤田東湖は、正氣の歌を賦して、文天祥が天朝の衰頽を嘆きたるに比し、土州の志士高山彦九郎は、兒島高德の後醍醐帝に於けるが如く、草莽の身を挺して京師に入り、其他天下の志士は世論の風潮を見て各藩を離れ、四方に週遊する者皆集りて洛中に來りき、然れども未だ其の議論を統一して、國論の歸着する處を指示宣明する者なく、未だ以て王家を挾んで天象を動かすの機に至らず、諸侯中感慨ある者は大勢の赴く處を窺ふて之に施すの策を講じ、徐ろに其の潛勢力を養はんと欲す、暗流の伏する處一朝何ものか激すれば、澎湃氾濫の漑を來さんとするの觀ありき、此時に當り、蛟龍池中より躍り、天地の妖雲を攘はんと欲して起つものは、實に防長二州の健兒ならずや、

二、尊王主義の激成

六

武士と文士の地位轉倒 || 蓋世の偉人村田清風出づ || 羽賀蓋の練兵 ||
十里の日勤 || 防長主義の生母 || 吉田松陰出づ || 松下塾の學風方針 ||
局面打破の政策 || 松陰海外渡航を企つ || 時弊の挽回策 || 問部閣老を
要殺せんとす || 松陰入獄と死刑 || 安政大獄の反激

將軍は名のみにして更らに武を練らず、甲冑齒を生じ鎗及鎗を爲す、故に文弱に流れて武勇無し、悠遊是れ事として毫も國家の危急を憂へざるもの、如し、隨て諸侯亦多くは柔弱にして武を好まず、殆ど武士の本分を遺忘して顧みざりき、武士文弱に流れて義勇を缺けるを憤慨したる多くの學者、文士は、反て自から兵を講じ武を練るものあるに至り、武士と文士の地位は全く轉倒するに至たりき、然るに世界の大勢は漸く日本を包圍して將に其の慾牙を逞ふせんとするの恐れなきにあらず、頻りに軍艦を派して日本の沿岸を威赫し、通商條約を迫り、動もすれば政治的併呑を爲さんと欲するものあるも、將軍は悠柔不斷にして閑を貪り、姑息の措辨を爲すに過ぎず、六十有餘の諸侯亦慨然として奮起する者なし、神州革命の風雲未だ躍らざるの時、長州には崇文公なる嚴明の藩主出でぬ、夙とに倒幕王政の志あり、威風

自から壯嚴にして其の爛たる眼力は以て飛鳥を睨落すと稱せられ、公の幕府に登營するや、頭を擡げて將軍を一瞥すれば、將軍爲めに戰慄して座に堪へざる事ありと評せられき、公は夙とに學を興し、士風を養ひ、勤王の大義を呼吹して徐ろに風雲の起るを待ち、幕府が他日回天の大動機を作るものは此公なりとして最も恐れたるも亦故なきにあらず、鬱勃たる雄心は藩學の基礎を爲し、機あらば蹶起せんとするの意氣を養成しぬ、此氣魄を享けたる慶親公(即ち忠)、父君の遺志を亞ぎ、臣下亦偉人を發生して崇文公の心中に描かれたる雄圖、其の多年の宿志は、漸く將に達せられんとしつゝあるを見ずや、

彼の「來て見れば聞くよりひくき富士の山釋迦も孔子もかくやあるらむ」と詠じたる氣魄、天を呑み膽力世を蓋ふの大偉人村田清風出で、藩主慶親公の勤王至誠に注ぐに軍備の急務を以てし、士を教ふるに靖獻遺言の大主旨を以てし、書生の氣慨を養ひ、士氣を鼓舞し、以て時勢の要求に特つあらんとせり、清風が藩公に隨て墨堤の櫻花を觀し時「西北に風よけをして幔を張れ我日本の櫻見る人」と咏じたるを見ずや、觀櫻の悠遊にも國事を忘れず、海防の急務なるを諷すること實に彼が如し、清風

七

八
夙とに國難の起るを知り天保十四年の夏藩公を勸めて羽賀臺に藩兵の大訓練を爲す、三萬五千の衆、一千三百の馬、旌旗天を蔽ひ、鼓聲地に震ふ、各藩皆驚きて長藩の意あるを評せり、然れども剛氣堂々至誠天を貫く、清風、更らに各藩の評言を願み、幕府の忌憚を恐れずして、朝たには熾んに武を練り、夕べには切りに文を講じて、以て尊王の大義を教へ、攘夷の準備を爲し、毛利家の氣勢を張て天下の志士を集めんとせり、幕府之を忌めども、訪長の雄藩なると、朝廷に直接關係ある毛利家なるとを恐れて強て之を咎めず、又清風の鯁直にして剛毅なるは、幕府が目上の瘤たりしなり、故に數ば刺客は其の邸に入れども、其の大喝に辟易して手を下す能はず、清風は幕府の嫌忌を避けんとして、遂に萩城下を離れ、大津郡澤江村に隱僑す、然れども悠々閑居するに忍びず、日々十里の道を徒歩して、潜かに萩城に勤務し、藩政に參與するを常とせり、蒸炎石を燦すの日も、寒風耳を裂くの夜も、一日として登城を廢せず、十里の道を歩んで勤務したる、其の剛健は實に人をして驚嘆せしめたりしなり、清風、晩年中風を病めるや、横井小楠の來り訪ふあり、壁間武内宿禰應仁天皇を懐くの圖を掲ぐ、小楠に向て曰く、君武内の苦衷を見ずや、外三韓の役あり、内熊襲の變あり、寡婦孤兒を補けて内外の多難を靖んず、千載の下、誰か武内の赤誠を諒するものぞ、嗚呼帝國の危急、今に在り、天子は空しく幽辱に存す、誰れありてか、第二の武内たるものぞ、且つ語り且つ泣く、小楠亦暗涙にむせびて答ふる能はず、慨然起て清風の誨訓を空ふせざるを誓ふて去る、其の王事を心愛と爲し、國事を思ふの切なる實に斯の如くなりしなり、慶親公の勤王主義を以て益す、強固ならしめ、公に時務の急を指摘したるものは、實に村田清風なりしなり、防長主義の生母は、這の剛直なる翁なりしなり、

九
村田清風の侃々諤々たる議論に鍛たへられ、其の赤誠に感化せられたる熱血の一好兒は、更らに清風の遺志を繼ぎ、尊王報國の大義を唱へ、防長主義を發揮したるを見よ、是れを誰れとか爲す、靖獻の塊團、忠誠の化現たる、吉田松陰、是れなり、松陰は清風の養成を享け、又佐久間象山の教育をも享けり、國學的思想は、清風の賜ものにして、海外的思想は、象山の賜ものなり、夙とに皇威の不振を慨し、國運の危機を指示して、書生を教ふ、其の教ふるや、徒らに字句の詳解に及ばずして、大意を了せしめ、詩文の閑文字を探らしめ、すして、大倫大道の活文字を讀ましめ、學者を造るに努めずし。

て。士。氣。を。養。ふ。に。つ。と。め。勤。王。の。大。忠。護。國。の。大。義。を。以。て。其。の。學。風。の。大。方。針。と。定。め。精。神。的。教。育。を。施。した。る。其。の。功。果。は。忽。ち。長。州。藩。論。の。一。致。を。生。み。出。し。勤。王。攘。夷。の。果。斷。を。現。出。す。る。に。至。れ。り。松。陰。の。學。堂。に。は。木。原。松。桂。老。人。の。書。き。た。る。『三。餘。讀。書。七。生。滅。賊』。の。一。幅。を。掲。げ。終。生。之。を。取。り。替。へ。た。る。事。な。く。更。ら。に。書。畫。骨。董。を。愛。せ。ず。天。下。多。難。の。時。何。ぞ。悠。々。閑。々。の。日。月。あ。ら。ん。や。と。厠。に。行。く。に。も。兵。書。を。提。へ。友。人。を。訪。ふ。に。靖。獻。の。書。を。懷。ろ。に。す。又。其。の。生。徒。に。書。を。授。く。る。や。講。義。し。て。忠。臣。孝。子。が。身。を。殺。し。節。に。殉。る。の。事。に。至。ら。ば。瞞。目。涙。を。含。み。聲。を。頓。は。し。熱。淚。點。々。冊。上。に。滴。る。を。覺。へ。ず。生。徒。爲。め。に。痛。く。感。動。し。て。流。涕。數。行。途。に。嗚。咽。聲。を。發。し。て。泣。く。に。至。る。事。あり。又。逆。臣。君。を。窺。ま。す。が。如。き。に。至。て。は。目。眦。裂。け。聲。を。怒。ら。し。髮。を。そ。ば。だ。て。卓。を。擊。て。宛。か。も。其。の。逆。賊。を。憤。打。す。る。が。如。き。爲。態。を。以。て。す。弟。子。爲。め。に。感。激。し。て。惡。徒。を。惡。む。の。性。を。發。す。其。門。下。慷慨。勤。王。の。士。を。出。す。豈。に。亦。偶。然。な。ら。ん。や。松。陰。が。斯。く。し。て。士。を。養。ふ。所。以。の。もの。は。大。に。其。主義。を。實。行。せん。こ。と。を。期。し。た。れ。ば。な。り。

世。界。の。風。潮。に。鑑。み。て。日。本。政。界。の。局。面。を。打。破。し。姑。息。の。政。策。を。改。め。て。大。新。政。を。布。き。以。て。日。本。の。國。體。を。辱。め。ざる。外。交。條。約。を。徐。ろ。に。締。結。せ。ん。と。は。長。藩。の。懷。抱。せ。る。主意。

な。り。し。な。り。是。を。以。て。局。面。打。破。の。政。策。と。し。て。攘。夷。を。行。は。さ。る。べ。か。ら。ざる。を。主張。せ。し。もの。な。り。松。陰。は。這。の。主意。を。遂。行。す。る。爲。め。に。は。海。外。の。事情。を。察。す。る。を。必要。な。り。と。し。佐。久。間。象山。等。と。來。往。し。て。海。外。事情。の。探。聞。に。努力。し。遂。に。渡。航。を。企。つ。る。に。至。れ。り。然。る。に。幕。府。に。在。て。は。將。に。廢。れ。ん。と。す。る。將。軍。の。威。權。を。挽回。し。將。に。行。は。れ。ざ。ら。ん。と。す。る。政。令。を。強。制。し。て。更。ら。に。徳。川。の。霸。權。を。維持。す。る。爲。め。に。暴。壓。を。極。め。た。る。大。老。井。伊。直。弼。は。今。の。時。に。當。て。海。外。の。事情。を。民間。に。知。ら。し。む。る。は。幕。府。制。度。を。忌。む。べき。思潮。を。養。は。し。む。る。もの。な。れ。ば。斷。じ。て。海。外。渡。航。を。禁止。す。べ。し。と。爲。し。外。遊。嚴。禁。の。令。を。發。す。松。陰。長。崎。に。於。て。禁。を。冒。し。露。船。に。投。せ。ん。と。し。て。能。は。ず。其。後。安。政。元。年。正。月。十。八。日。ペ。ル。リ。の。督。す。る。米。艦。は。神。奈。川。に。入。る。と。聞。き。再。び。蹈。海。の。雄心。禁。ず。る。能。は。ず。暗。に。家。兄。に。別。を。告。げ。て。曰。く。今。よ。り。風。塵。を。鎌。倉。に。避。け。始。ら。く。讀。書。を。事。と。せ。ん。と。又。其。交。友。を。會。し。志。を。告。げ。て。大。書。し。て。曰。く。丈夫。有。所。見。決。意。爲。之。富。嶽。雖。崩。刀。水。雖。竭。亦。誰。移。易。之。哉。と。斯。く。て。家。兄。姉。妹。並。に。交。友。弟。子。に。暇。を。告。げ。笈。を。負。ふ。て。飄。然。と。し。て。出。づ。同志。の。士。金子。重。輔。と。相。伴。へ。り。横。濱。に。至。て。先。づ。象山。に。面。し。米。艦。下。田。港。に。泊。す。る。に。及。び。夜。陰。に。乘。じ。漁。舟。を。竊。ん。で。本。艦。に。達。せ。ん。と。す。時。に。同。年。三。月。二十。七。日。夜。は。床。暗。

にして天地も眠る丑滿時、風骨稜たる二人の壯士、孤舟に飛び乗て櫓を擬すれば、折節吹き荒む嵐は海波を卷ひて舟は搖きぬ、雨さへ加はりて風益々劇して、波濤孤舟を弄して櫓更らに利かず、櫓柱遂に損じて如何ともすべからず、重輔禪を解て櫓を左右の舷に結び、二人極力之を搖かず、忽ちにして禪絶つ乃ち帶を解て之を結ぶ、舟具備はらず、漕術亦熟せず、舟は木葉の如く波上に弄あそばされて進まず、腕疲かれ力竭きたるも二人は互に相勵まして辛ふじて本艦に達しぬ、艦員怪んで船燈を下して之を照らす、松陰其の光を假りて『吾等欲往米利堅君幸請之大將』と書し梯子を攀ちて上り、船員に示す、船員手語してペルリの坐乗せる旗艦に至るべきを教ゆ、二人は再び小舟に乗り旗艦の側に近づき艦梯に攀ちんとすれば、艦員は驚き怒り棍を以て二人の舟を衝き却けんとす、二人は躍て梯に上る舟は澎湃たる波に吞はれて水烟渺漫の裡に在り、二人の腰刀行李は舟に残したれば遂に行く處を知らず、漸く生命を賭して艦上に上れり、而して艦員に哀請して潜かに渡航せんことを求む、然れども米艦は國交を重んじて禁を冒すの君等を連れ歸る能はずとて之を拒み、遂に再び送られて下田埠頭に還りぬ、兩人の無念果して如何ぞや、

萬里鵬飛の企ては空しく失敗に終り、事は幕府に聞へて長藩に命じて松陰を禁錮せしむるに至る、幾ばくもなくして許され、専ら松下村塾の造士教育に従事せしが物々たる雄心と凝結せる誠忠は遂に枯るが如き風骨を起さしむるに至る、松陰は時弊の挽回は皇宗の尊嚴を保ちて内治外交の統一權を皇室に歸せしむるにありと爲し、數ば京師に獻言し又藩政府に勸告し、公卿大原重徳卿を懲誦して長州に下向せしめ、以て藩論を一定し、已むなくんば天子を奉擁して討幕の態度に出るも可なりと、極めて過激なる議論を主張せり、而して水戸、尾張、越前、薩摩の諸藩士が、江戸に於て井伊直弼を襲殺せんとするの企てありとの風説を聞き、松陰は此機に乗じ直弼と同腹なる閣老間部詮勝を要撃せんと同志を糾合して京師に入る、時に安政五年十月なり、其の父、叔父、阿兄に向て訣別の書を送る、其書の要に曰く、

回顧すれば二十九年當さに死すべきもの極めて多く、今に至るまで死せず、復父兄に今日の累を致す、不孝の罪何ものか之より甚しからん然りと雖も今日の事實に皇家の存亡に關し、吾公の榮辱に係る、萬々已むべからず、古人所謂忠孝兩全ならざる者此の類也、中略、將軍は幼冲より井伊大老之を輔くるにあらずんば則

ち問部閣老之を主ざる。二人の罪上は天子の明勅に違ひ下は幕府の大義を害す。内は列侯士民の望に背き外は虎狼溪壑の欲を飽かす。極天窮地俯仰容る無し。然るに天下の士夫安然一職一艦の往て其罪を問ふ者なし。神州の正氣既に已に邪氣の消蝕せる處となる。中略是を以て兒私同志を糾合し。問部の首を獲て竿頭に貫き上は以て吾公勤王の衷を表し且つ江家名門の聲を振ひ下は以て天下士民の公憤を發し旗を擧げ關に趨するの首魁と爲らん此の如くして死せば死は猶生の如し (下略)

斯くて松下村塾血誓書なるものを作り、學生の萩に在るもの皆之に血誓せり彼の遠略宏識の周布政之助、竝に長井雅樂等は之を聞て斯くては一藩の大事を破るものなりとし、政之助は松陰を戒めて曰く、勤王の事藩政府既に成算あり、輕舉妄動を敢てする勿れと、其の擧を延期せんことを勸む、斯くて十二月に至り松陰は再び監禁の身と爲れり、血氣の門人は大に激昂し、其の監禁さるゝに至る罪名を質さんとて藩政府に迫るも要領を得ず、品川彌二郎は門人中最も短慮にして松陰の監禁を聞き奴髮天を衝き、周布政之助の邸に押し掛けて大に質問する處あらんとす、政之

助病と稱して出でず、遂に不在と稱して會はず、彌次郎歳僅かに十六の少年なるも、意氣剛健、主人不在とあらば歸宅まで待つべしと憤然として坐に上り、火鉢を命じ、夜に入て燈檠を呼び憤慨の詩を高吟し、慷慨の賦を激誦し、家人をして驚かしめたり、政之助彌次郎の剛健に感じ、出て、迎へ諭す處ありて遂に還らしめたり、松陰は萩野山の獄中に在ても、造士を怠らず、勤王主義の教育を廢せず、常に書翰文章を送て門生を激勵しつゝあり、斯くて翌年五月に至り、幕府は松陰を江戸に檻送すべきを命せり、事に臨んで死生を疑はざる松陰は護送さるゝ道すがら鐵網張りの檻中に在り、風流に事寄せて述懐を口占す、松陰は江戸に到着するや云て曰く、奉行余が言を聴き今日の急務を知了し、國家の爲め一二の措置を爲さば、吾死すとも光榮あり、若し又我赤心を諒して一死を許さば、吾生て名あり、又酷烈の處置に出で親戚朋友に罪を連及せば、却て昇平の情氣を鼓舞するに足る、其何れに出るも皆妙なりと、冷罵す時に幾多の志士は江戸の獄中に禁せられ、皆勤王の爲めに活動する事の幕府の忌諱に觸れ多くは死刑に處せられたり、松陰亦實際何の罪あるにあらず、大樂源太郎の冤に依て禁せらるゝも、壓制なる幕府は罪の有無を問ふよりも人物を恐

一六
れて之が活動を沮害するのみ、罪なき松陰は將來幕府の爲めに禍を爲すものと視
たるにや、奉行は詮議の上流罪に處すべしてふ判決書を作りたるに、井伊大老は其
の流の字を磨して死の字と爲し、以て將軍に奉れり、斯くとは知らず松陰は從容と
して刑に付けり、辭世の一首「たとひ身は武藏の野邊にくちぬども止めおかまし大
和魂」を書し、猶留魂録と題するものを編したり、又其の父兄に送れる死別の詠「親
思ふ心にまさる親心今日のおとづれ何と聞くらむ」と嗚呼至誠は君に忠なると同
時に父母に孝なり、防長主義の一貫が此の松陰に依て養ひ成され、松陰の青天白日
なる心事と其慷慨悲憤なる魂魄とは、正に維新の革命を激成したるものなるべし」
安政の大獄は幾多の學者志士を拘禁して遂に死刑に處し、以て幕府は一時の安を
偷めり、何ぞ知らん此の大獄は却て尊王の士氣を激勵するに至るものたるを、長藩
に在ても松陰の一死は益す勤王の誠を勵ますの資料たり、其の留魂録は残れる門
下生をして憤激昂騰幕府の暴戻に對して敵愾の心を養ふに足るものたりしなり、
安政大獄が一面に志士の反激を招きたるかと思へば一面柔軟阿諛の藩をして怯
怖を抱かしめたるより、彼等は幕府に味方して頻りに媚びを呈するに至る、茲に於

て勤王黨と佐幕黨との衝突は、是れより開幕せらるゝを見るべし、

三、毛利家尊攘の準備

形勢觀望國論廳察||公武合體と尊攘の眞意義||慶親公の天職||志士
京師に入る||久坂玄瑞等と梅田雲濱

徳川幕府が三百年來積重の威力に據り、上は朝命を奉せず下は士民を抑壓し、凡
そ國家の爲めに當世の事を論じ其の言少しく幕議に適はざる者あれば輒ち峻法
密網を以て之を待ち、天下の公議を無視して國家の料理を私し動もすれば國を舉
げて危難に瀕せしめんとす、是を以て人心乖離し諸侯は格式慣例の已むなきもの
ありて暫く服従の狀を表面に粧ふと雖も、内心憤慨を湛へて潜かに機を覗ふもの
の如し、我防長の藩祖毛利洞春公(元就)以來歴代の列祖常に志しを勤王に存して敢
て失墜せらるゝ事なく、殊に忠正公(輝元)に至て時勢頗る騷然たるものあり、公は夙
に幕府の専横を憤り王室の式微を慨き國家の長計を定めて以て大勢の挽回を企
圖せんとするに志あり、而かも時機を捉ふるに至るまでは敢て幕府の妨を受けざ
らん事に注意し、常に江戸の形勢を觀望視察するに怠りなかりき、幕府は櫻田事變

以來恟々として諸侯の動止に注意せしが毛利慶親公こそ最も其の注目の焼點と爲りぬ而かも幕府は出來得べくんば公を懐柔せんと意あり、井伊大老逝てより關老久世大和守國政を掌る事と爲りしが、毎に大和守を江戸毛利藩邸に遣はして百方其の意を柔げんことに勤めしめ、慶親公が櫻田變後江戸の警戒嚴なる時に當り暫く江戸を去て萩に還らん事を請ふや、幕府は他の諸侯なりせば斷じて之を許さざる筈なるに獨り公に對しては之を許し加ふるに卷軸二十、白銀五十枝を贖し別に乘馬一頭を贈つて公の歡心を求めんと欲したりき、慶親公亦外心なきを示す爲め、家老益田彈正を久世大和守邸に到らしめ、太刀馬代二種一荷を贈呈して使命の勞を酬めたり、公の遠謀考慮に周到なる諸國の狀勢を探るに努め、遠祖大江廣元の塋域を修繕すべき名の下に來島又兵衛に命じて鎌倉に赴かしめ、又藝州吉田の元就公の墓に展せしめて、藝州の狀勢を察す、更らに周布政之助を京師に遣はして正親町三條卿に謁せしめ、密かに天機を伺ふなど、其の王事に苦心する事實に言外にあるを知べし

毛利慶親公が一度び公武合體の議を唱ふるや、朝廷の擁護者たる公卿は大に其の意を強ふし、朝命を奉じて武權を 聖上に捧ぐべき動機を造くるは毛利氏に在りと爲し頗る之を信頼し、公亦其の信頼に對して大に勵むる處あらんとしたりき、爰に於て公卿と武門との融和を圖り、京師と江戸との意志を疏通せしめ、以て徐ろに王權の恢復を圖らんと欲し、公武間周旋の舉に出でたり、是れ正しく時勢の進運を促したるものにして、四方有志の徒の久しく懷抱したる王政復古の政論をして、草莽の空論より一轉して實地問題と爲らしむべき好機の曙光を與へたり、所謂慶親公の公武周旋の方針は、當時世の壯士輩が激烈なる極端の議論を排して、尊王の間に幕府を諭し、以て公武合體政令朝廷に出でしむべき策を取らんとするに在りき、又公は航海遠略を以て國是とせしが、故に萩城下越濱造船所に於て一の軍艦を造らしめ、又臣下を諭すに海外の狀勢を察すべきを以てしたり、吉田松陰が幕府の禁を冒して歐米に航すべく、將に外船に搭乘せんとするを捉へられて獄に致されたるも、亦實に公の意の在るを察し、自から其の遠略の衝に當らんと企てたるもの、外ならず、然るに世は往々にして慶親公の眞意を誤り、尊王攘夷を唱へたるを以て、絶對的の頑固なる鎖國論者と爲すは、大に公の誠意を察せざるものなり、公が一朝

勅命を奉じ毅然として起ち滿天下を睥睨して正義に弓を曳くものは我敵なり全國の各藩擧げて來るも我は正義の爲めに犠牲と爲り朝勅に酬ひ奉るを誓ふと宣い玉へるは千古の正言大義にして其の尊王攘夷を唱へられしは蓋し幕府が皇室を蔑ろにするを憤り幕府の潜越より成れる國際條約を破棄し日本帝國には幕府の外二千五百年來皇統連綿たる至尊陛下のましまして國家の大權は一に至尊に存すといふの一事を歐米各國に知らしめ一旦彼れを我國境より攘ひ彼れをして更らに改めて禮を篤ふし以て條約を要めしめば我威風を損なはずして屈辱を免るゝを得んどの眞意なりしならん殊に朝廷の寄重なる身を以て時に或は天下に號令せざるべからざる毛利家の位地として國家の安危を一身に背へる慶親公の天職として固より方に然らざるべからざるなり然るに急激なる志士は之一籌を超駕せんとして過激なる論調を以て幕府に當り攘夷を以て絶對の閉國主義なりとしたるものなきにあらざりき天下の形勢騒然として揆一なく世界の狀勢未だ審かならざる時に於て慶親公が業くも航海遠路の國是を心劃し開國の氣運の到るべきを觀取したるは實に是れ卓絶の見たりしにあらすや公の所

謂尊王攘夷は幕府の權勢を剝奪し外邦の暴勢を挫きて帝國の威嚴を保つべき政略にして言を替へて之を謂は開國準備未だ成らざるを以て一旦外夷を攘ふべしと云ふに外ならず更らに簡言すれば開國尙早論にてありしなり斯の如き公の眞意を體せざる各藩の志士は動もすれば公の態度を以て姑息なりとし悠柔なりとし一旦長藩に來り投じたるもの去て薩藩に結ぶもの多かりき而かも公の至誠は一に尊王に在りて存するが故に他の向背の爲めに決して其の議を曲ぐる事なく藩中の壯年志士をして四方に周遊し國論を喚起するに怠るなからしめたり」安政四年丁巳の歲山縣狂介(今の)伊藤俊助(今の)杉山松助伊藤傳之助岡仙吉總樂悅之助の六人が慶親公の命を受け京師に入るや是れより先き久坂元瑞(後に)赤川淡水中村道太郎など云へる志士は已に京師に在りて時勢の變動如何を視ひつゝありき時に朝廷の廟議は已に決し各藩は果して朝命に従ふか幕議に據るか其の態度の如何は正に當時の見ものにてありき山縣外五人が京都差遣の命を受けしは未だ具體的の用務にもあらず亦直ちに行動を表白すべき任務にもあらずして只時勢の視察にてありしなり而して此の六人中の四人は皆吉田松陰の門に學び現

に松下塾の書生たりしに獨り山縣と總樂とは其門外にてありながら、克く之れに加はりしは、當時の壯輩として頗る聲望ありし入江九一、杉山松助等の推薦に依て特選されたるものなるが如し、先きに在るの久坂、中村、赤川の三人は山縣、伊藤、杉山、岡伊藤、總樂の六人と會し國家の前途に就て論議する處あり、會ま若州小濱の志士梅田源次郎(當時の事)なる者あり、長州の志士と來往して時事を談ず、梅田が或は幕府の間牒たらんかを疑ひ、久坂は祇園町に出入して遊治郎を氣取て更らに士氣なきを粧ひ以て梅田の態度如何を試みたる事あり、久坂の艶名は遊里に高く其の俗歌を誦する事極めて妙なり、由來久坂は漢詩の吟聲を以て名あり、一夜、久坂、山縣、伊藤、梅田等と相携へて祇園を過ぐ、放吟の調音絶妙なる爲め四方に驚びすしかりし、祇園青樓管絃の音は一時に靜まり、長州の遊治郎久坂が通行すとて校書紅裙皆出で、其袖を曳く、梅田は久坂の袖を控へて大聲嘗つて曰く、懦夫の墮落何ぞ此に至る、天下の氣運今急にして國家の安危知るべからず、長藩の名を潰すの賊子は即ち爾ならずやと、久坂更らに答へず聞かざる爲態して高聲放吟して行く、他の同士梅田を諭すに久坂の共に語るに足らざるを以てす、後ち數句を経て某所に長州の志士相

會す、時に梅田源次郎亦到る、山縣は試みに時弊に對する梅田の意見を叩けば、梅田は袴をくつろげ襟を正し刀を擁して慨然語て曰く、言ふも畏こき事ながら余は京師の附近に在るが故に、皇邊の状態を審かにす、陛下直隸の公卿は其貢米輕くして衣食の料に乏しき爲め極めて賤卑なる業を營んで其狀頗る憐れむに堪へたり、此の如くして胡すれぞ皇室の尊嚴を保たんや、以て知るべし、皇室の資亦、頗る乏しきものあるを、之を彼の驕奢、橫暴、幕府の全盛に比すれば、抑も如何の感かある、幕府をして此全盛を極めしめ、皇室をして此の乏しきに泣かむるは、是れ天が我等をして起たしむるの氣運にあらざるなきか、外夷の皇國に迫まるは、彼れの禍にあらず、禍は是れ内にあり、氛妖を拂はんと欲す、快刀今志士の腰にあらずやと、論鋒激烈にして口舌極めて爽快、一座覺へず手を打て、天下の志士を得たりと爲す、是れより久坂は言を正して始めて梅田と慷慨談を語る、彼我親密にして來往日々論議日に新たに、して大に活氣を添へ來れるを見る、

四、長藩の施政方針

盜布禁止令 || 民力休養 || 武藝練習 || 武備を整ふ || 文學奨励は士氣の

慶親公は益田彈正、國司信濃、福原越後の三家老をして専ら藩政の衝に當らしめ、又常に賢を用ひ才に任じて克く其の意見を須ふ、公江戸に在るの日周布政之助等を召して藩政を議する處ありしに、周布は膝を進めて曰く、現下天下の形勢測るべからざる事秋天よりも甚し暗雲京師を掩ふて國家の危急或は旦夕に迫るものあるも知るべからず、君公の賢明は列藩の猜妬を招き君公の至誠は却て幕府の嫌忌する處たるや、敢て臣の言を待たずして公の知了せらる處ならん、一朝風雲の襲來するあらば勢ひ旗幟を樹立して正義を天下に呼號せざるべからず、宜しく儉政を布いて財力を養ふべし、而して之を行ふには君公宜しく自から先づ親行ありて直に絹布を廢せられ而して後之が禁令を發せらるれば民心喜悅して君公の明を仰がんと、辯論滔々建板に水を流すが如し、公頗る之を嘉し歸藩の後家老に圖り、斷行の事と爲り、乃ち令を發し、國家多端の時に際しては宜しく、財政の緊縮を行ひ、民力を休養し、置かざれば、一朝有事の時に當り、資に缺乏を來さんと、絹布禁止令を發し

上下を通じて、絹布を纏はざる事とし、公及び長府、清未、徳山、岩國各支藩の諸公を始め、臣下悉く綿服と爲し、四民皆此禁令に基き、假りに絹帛を用ひ、爲めに防長の士風は正に天下の注目を曳きたり、又國事に奔走し、武備を怠るなき爲めには宜しく、輕快の裝束を爲して、身體の活動を自在ならしむべし、とて、公自から衣袖を切て、筒袖と爲し、臣下をして之に倣はしむ、是れ長州が武裝改良の第一着として、天下に卒先したるものなり、當時各藩の武裝は、冑の袖を除き、銅と垂とを纏ひ、其の下に鋼鐵の網襦袢を着する事としたるが如し、是れすら既に輕快なる武裝と見られたるものなるが、長藩に在ては文明の武器渡來し、各藩争ふて銃砲の如きを用ふる今日に於て、甲冑の武裝何ぞ其の身を擁護するに足らん、弓箭の飛び道具を用ひたりし時代は、甲冑猶能く之を防ぐに足るべし、と雖も銃砲の如き激烈なる武器に對しては、身邊の防衛何の功をも爲さず、寧ろ輕快に活動し得るの裝ひに如かずといふの見地よりして、さては筒袖に袴といふ扮装とされたるものなり、後ち長州勢が各藩と戦ひを開きし時に於て、毎に克く勝勢を制したる所以のもの、武裝の輕快與かりて力ありしを以て、遂に各藩も之を真似るに至りしといふ、彼の如き絹布禁止令民

力休養勤儉の勵行は時に取ての士風を揚げ、一は以て藩民一致の美德を招きたるものにして自然藩財政の緊縮をも行ひ得たるは實に慶親公の明君たる所以にして又此の如き武裝改良の一事亦以て公の卓見を知るに足るものあらずや、公は右の如く軍政的の施政を施し、太平の文飾を去て節儉の實を擧ぐるに勵め、一面亦文學を奨勵し、學生を以て詩文を上らしめ、以て學生の氣風如何を察す、吉田松陰の松下塾は時に長藩氣風養成の中心と爲りぬ、松陰の子弟を教ふるに小節に拘泥せずして國家の大道に則とるべきを以てし、故英雄の遺風より大節義の眞價を説き、其學風は夙とに尊攘の大義を明かにし、名分を正すに在るを以て、膽力を練磨し、士氣を鼓吹するに努めたり、是れを以て俗輩の爲に斥けられ、或は目して異端の學なりと詆議せらるゝに至れり、然れども所謂正學は時勢の暗黒に遭ひて始めて光明を發するは古今の常理なり、見るべし、貴重なる藩命を帯びて幕府の嫌忌を冒し、葦葎の下に向ふべき輩を特選せらるゝに當り、其の大節を持して克く王事に盡し、堅忍不拔の志を以て任務を全ふするものは松下塾の生徒なる事は、藩公の眼鏡に映する處なりしにあらずや、是を以て或は京師に向ひ、或は地方に周遊し、或は江

戸に潜みて勤王の事に從事せしは多くは是れ松下塾生ならざるはなかりき、以て知るべし、松下塾の學風論議が如何に長藩政堂に採用せられつゝありしかを、

公は斯の如く文學を以て士氣の旺盛を圖りたるのみならず、又武を練て有事の時に備ふるを怠らざりしなり、山口及び三田尻に於て、銃術練習所を設け、壯士學生をして、新式銃術射撃の練習を爲さしめ、屢ば之を檢閲して、大に勵ます處ありしは、後に至て、長藩の諸隊が會津との戦争に銃射の妙を以て、天下を驚動したる所以なりしなり、慶親公が文武兩道の奨勵に怠りなく、士氣の鼓舞に懈うからざりし事實に斯の如き所以の者は一に勤王の大義を果さんとするの至誠に外ならざりしなり、慶親公が殖産興業の事より、財政整理の事に至るまで、銳意精勵せしが、殊に兵制の改革は最も急務なりとする處なりき、

彼の萩野流砲家守彌、右衛門教授する處の火技は舊式なりとして之を廢し、山鹿流軍學稽古をも停止したり、山鹿流の達人諫早半三郎なるもの新式兵器は外國の精粕にして外人と對して戰を開くに當らば舊式と何ぞ其の差あるを見んやと新式採用を誹謗し、言頗る不遜に涉る遂に目付役の爲めに彈劾せられたりき、然れども

公は利害の研究は藩議政府の取て以て大に参照すべき事なりとして半三郎を諭し書生を惑はす事なくして誠實に武藝戦術の論を試むべしと爲し、又明倫館なる藩主の學校學生にも戒飭を加ふる處ありて諫早半三郎の罪を宥るすに至れり、公の江戸に在るや洋式歩騎隊の操練を爲さしめ、又其世子即ち元徳公にも武的操練の怠るべからざるを諭して自ら隊伍に加はりて督勵せしむ、又鎖國攘夷を主謀すといふと雖も志は邦家の發展に存し、早晚開國進取の時運に従はざるべからざるを、其準備成るまでは姑らく攘夷の方針を政策として取りしものなり左れば公は汽船なるものを始めて、其の所轄の造船所に於て造らしめ、試運轉を爲して、大海事上の事に就き研究する處ありたり、萬延元年の十一月前きに幕使に隨ひ米國に赴きたる北條源藏歸朝して萩に着す公益田彈正福原越後を花の江亭に招き小宴を張り國事を談するに當り、現時の形勢日に海外事情を知るの必要迫る須らく源藏を召して米國の事情を聞取すべしとて北條源藏を召して航海中の事竝に米國に於ける状況を語らしむ、源藏纒々として航海の壯絶と米國の文明を語り、日本前途の到底此のまゝにして過ぐべきにあらざるを説く、公頻りに首肯して之を

聞く、之より意を決して大に海外事情を精察せしむべき士を選ばんと欲す、吉田松陰佐久間象山等と謀り幕禁を冒して米國に密航せんと企てしも、實に是れ公の大志茲に在るを知り、自から奮て之に當らんとしたるものなり、然れども不幸にして幕吏の見咎むる處となり拘せられて囹圄の人と爲り終に目的を達する能はざりしは返すくも残念の事にてありき、是等の事歴は如何に長州の藩公が志を海外に抱き、長州の藩論が固陋なる鎖國攘夷にあらずして遠望なる意味のありしを知るに足らずや、

公は意を兵制改革に用ひ耳を外國の異聞に傾けしのみならず、内に國力を養ふべき殖産の道を講じて怠らざりき、公の江戸に在るや硝子製造を試みんとして名工西宮留次郎を麻布の邸に招き其の技を検し萩城に歸るに及んで萩八丁街の百草園中之が製造所を設け盛んに精工品を製出せり、京師に進獻して淑威を蒙り又薩州島津公に贈て其の賞賛を得たるは皆此の工場に於て造りたる玻璃器なりといふ萩街に在りては蘭法醫業早く發達せしを以て洋式藥草の栽植必要なりとして百草園中に設けられ製藥場も亦併せ置くに至れり、又萩街外川上村の霧口と呼

ぶ地に茶園を開きて製茶の業を興し騎兵編制の必要よりして牧場を設けて馬匹の改良増殖に思ひたり更らに人を箱館新潟其他商業繁盛の地に遣はして國産貿易の状況より需用の適否運搬の便否を察せしむ彼の大和の豪農村島内藏之進等が文久元年秋に來り物産疏通の事に關して計畫する處ありしも是是慶親公の求むる處にてありき公が文治の業より武斷の事に至るまで銳意其の振作と進歩とにつとめ殖産事業に就ても亦斯の如くする所以のものは正に是れ時勢を見るの卓明と進取の氣象ありしとを知るに足るべし

公が斯の如く用意周到なるも皆維れ君國を思ふ至誠に外ならず藩内の殖産富力を増進する獨り自家の富に誇らんとするの意にあらざるは一面富を進めつゝ一面素儉を獎勵するを以ても知るを得べし公が藩の財力を修養せんとするは一は國家有事の資に充て一は皇室の匱乏に貢がんと欲してなり幕府の驕奢放縱に引き替へ朝廷の貢資頗る乏しく其供御の匱乏は常に公が意を憐ます處なりと雖も然れども幕意に觸れんことを憚て未だ衷情の誠を朝廷に致すを得ず萬延元年十一月公中將に榮進するや謝意を表するに託し名を物品進獻に藉りて供御の資

に補ふ處あらんことを欲し京師吏をして勸修寺家に謀らしめ以て天皇皇后兩陛下に多大の金品を進獻せし事あり公が抜けつ隠れつ幕府に秘して皇上に奉せし事實に斯の如く此時臨時祖祭を城内の祖廟に行ふ是れ元以來の家格を復すべき榮進の天命に接したるを以て之を祖靈に告げん爲めなり君に忠なるもの親祖に孝なる誠なる哉公は齋戒沐浴萬延元年十一月二十八日祖廟に詣り躬ら獻奠して告詞を誦す其の文に曰く

維萬延紀元歲在庚申十一月戊子朔越二十八日丁巳裔孫長防二州主從四位上左近權中將兼大膳大夫大江朝臣敬親敢昭告顯位祖仰德大明神靈嚮者洋夷之來請互市沿海有警此當時奉幕命成和州尋改攝州移成就之地居五畿固是要衝距京師近實爲重地於是益設銃礮之具嚴修寺禦之備雖卒然之變欲樹斯猷之功幕朝嘉其能堪付託之任與相攝胥繼之勞議褒賞之典奏請任中將是乃家門榮顯於列藩有光雖然區々小功微績豈能得致然哉伏惟祖宗功德之盛其報偶發以小子敬親之身也矣自今以後愈厚臣庶之撫循以致協心戮力之和爰爲皇邦之禦侮而容與情倚賴之望繼奕葉之遺業而爲萬世子孫之則是素心所期亦不可不仰祖宗神靈之冥助恭

擇良辰祗嚴祀事、以先轉任之慶、範命之渥、黍盛其潔、清酒其香、以笙鼓鏗鏘、與舞婆娑、
俯尙享、

公が上下の和を重んじ、今日の所謂國民一致なる大義を樹てんと欲する事は、此文に依て見るべく、公が榮進を以て自己の功に誇らざるを見るべし、英邁俊豪大忠の爲めに大磐石たる公の立脚已に此の一文を以て視ふべきなり、

五、松下塾論と公武合體論の衝突

水戸薩摩の兩侯薨す || 毛利公未だ起たず || 天下の政論中心を失ふ ||

志士等の苦心 || 壯士の血判 || 久坂玄瑞松下塾論の代表者 || 山縣狂介

北條瀨兵衛に從て東行 || 大阪議論沸く || 長井雅樂の周旋 || 時山直八

山縣との激論 || 桂小五郎の意見 || 小野靖上京

長藩は夙とに勤王攘夷の大義名分を藏すと雖も、藩公の慎重なる容易に之を發表せず、

徐ろに實力を養ひ兵を練て以て内に備へ、列藩の意向天下の輿論を探て以て外に待つあらんとし、志士を四方に派して國論の歸着する處を視はしめき、是れ徒らに幕府の意に背かば未だ目的を達するに至らずして事は沮喪し、幕府は益々暴威を

以て天下を壓し愈よ至尊を幽閉して君國の危機を醸さんことを恐るればなり、誰れか之を優柔と謂はん不斷と謗らんや、始め水戸齊昭公將軍家の族親を以て陰然尊攘黨の首領の如く聲息を京師の公卿志士と通じ、執政井伊直弼と相對峙して以て一時を聳動したりしが、井伊大老殺害され齊昭公亦間もなく薨するに及び、水戸の浪士は多く薩藩に走りて島津公指揮の下に攘夷の先鋒たらんと欲す、然るに島津齊彬公亦薨じ爲めに藩論一變して薩南の地、正俗の兩論衝突し、將に大に騷擾を極めんとす、此時に當り各藩中、主公の正義を唱導せんとするものは、長州土州肥州の三藩にして、賀州の態度も亦稍之に近づき來るが如し、水戸烈公薨去以來、天下の政論は其の中心を失ひ、正義は光輝を失して、動もすれば俗論の爲めに掩ひ去られんとするの形勢あり、長州の慶親公も未だ各藩の輿論を指示して天下に號令するの時機にあらずとして、其尊攘を發表せず、水戸浪士の薩州に遁れしは最も天下の耳目を引き、齊彬公の薨去は水戸公薨去後に於ける第二の正義頓挫と爲り、薩州の形勢如何を之を探らんとして薩州に入り込むの志士頗る多く、薩藩は天下注目の燒點と爲りぬ、由來長州と薩州とは兩敬の間にして、毎年國老より書を送て暗に形

勢を通牒するの例あり、兩藩の主公は最も親密にして其の相會ふや論議必ず一致したりき、去れど幕謀の間知を恐れて故らに相疎遠にす、然るに今や薩公亡し天下騷然、薩藩の國論甚だ氣遣はしきものあるを以て、長藩は之を偵知するの要ありと爲せり、乃ち山縣狂介(後)を遣はして鹿兒島に至らしむ、狂介は延元の七月國老の書を持して鹿兒島城に至らんとして其の國境に入れば、他藩の志士正義派と無く俗論派となく混入せんとするの模様あり、是を以て、薩藩は守を嚴にして他藩人の出入動靜を視察するを怠らず、一郷毎に護衛の士あり、狂介の國境に入るや衛士は彼れに尾行し或時は目付役の爲めに拘せられて取調を受く、狂介未だ藩論の如何を確かめざるを以て正義派と答ふべきか將た佐幕黨と稱すべきか其の臨機の應答に苦しみ、僅かに身を以て免がれし事あり、其の警戒の嚴なる爲め遂に要領を得ずして歸れり、後ち更らに九州の大勢を探らんとして、山縣狂介は長州の志士時山直八と共に其の途に上る、豊後岡藩の小河彌右衛門(後)は嘗て勤王の名あるを以て之に面議せんと欲し、其の領地に入れば、是れ亦警戒嚴にして容易に城下に至るを許さず、是を以て兩人は文武修業の書生なりと稱し、僅かに一旅舎に投ず、藩の有

司は之を怪しみて將に捕縛せんとして縛手を派す、直八大聲叱して曰く余等は天下正道を踏んで文武の修業を爲すの書生のみ、政論の紛々たるは余等の更らに關せざる處、然れども今天下の形勢は一藩に蟄居して徒らに武を講じ文を學ぶの時にあらざるを知り、各藩を周遊して論議を討はさんと欲するものなり、何の嫌ひありてか敢て余等を捕へんとはする若し事の疑はしきあらば何ぞ正々堂々の私問を爲さる、縦し暴を以て向はんと欲せば余亦武道に誇るの少年、爾等幾十名を對手とする何かあらんと、狂介を促して按刀將に起ち揚らんとす、狂介此時心潜かに思へらく、今若し茲に格闘せば忽ち細縛の辱めを受けて視察の目的を達する能はざらん、如かず彼等を欺て此場を去らんと、乃ち直八の袖を控へて目示し、縛手に向て余等は一价の書生のみ徒らに言壯にして未だ時勢を識るの明なし、一書生の暴言斯の如くなるは正に余等に疚しき處なき者たるを知らるゝに足らん、余等固より此藩に用務ある者にあらざれば今より退去せん願くは放逸せられんと、言を柔らかにして哀請す、縛手一は直八の威赫に恐怖し、一は狂介の言を信じて、遂に縛を止め諭して國城を去らしむ、直八狂介は其れより鶴崎に出で乗船せしに風

逆にして船進まず、遂に視察を爲す能はずして萩に歸る。當時各藩の警戒如何に嚴にして志士の視察に苦心せる事以て知るべきなり。

松下塾の塾論は當さに長藩の藩議を指導すべきまでに重きを置かれたりしかば、其の塾生の行動は亦天下の注目を引きたりしなり。萬延元正月十六日松下塾生は觀梅會なるものを催したる事あり、是れ果して觀梅の如き悠々たる意味に於て催されたるものか抑も亦別に故ありて存するかは後に之を知るべしと雖も、當時塾生の觀梅會は世上の注視を招きたり。

三月五日を以て薩州の島津公は上京すべしとの報萩に達するや、長州の志士は之に會同せん事を企てんと欲すれども、當時幕府の間諜は長州に入り込み常に志士の動靜を探り殊に松下塾生の言動に就ては最も注目を怠らざりしかば、島津公の一行と會同すべき手順の協議を凝らす事能はず、此に於て名を觀梅に籍りて金谷管公の廟に集會するもの久坂玄瑞、杉山松助、高杉晋作、伊藤俊助等血氣の青年何れも松下塾生ならざるはなし、山縣狂介は會ま病にかゝりて此日出席する能はず、時山直八は桂小五郎等と夙とに江戸に在りしといふ會合の志士意氣軒昂論議豪放、

慶親公の慎重なるは頗る敬服すべしと雖も事を舉ぐる自から機あり機を逸すれば遂に成るの時なけん、一時藩公の意に觸るゝと雖も尊王の素志元と藩公の誠忠と一致す至誠天に恥ぢざる行動を取て而して其の怒りに觸るゝ何かあらん、宜しく斷然意を決して旗幟を鮮明にすべし、其の首領と仰ぐべきは薩州島津公のあるあり天下正義の下に於て行動を執る何ぞ他藩を嫌ふの要あらんと、遂に慶親公の許を待たず尊攘の旗を揚ぐる事を決議し、京師に於て島津公に會せんことを定め、各自血判を以て誓ひを立つ、其の壯烈なる、狀は水戸の白虎隊と並び稱せらるゝに至りたり、時に手元役北條瀬兵衛（後に伊勢に改む）は急用ありて江戸に赴くべきの命あり、山縣狂介之に隨行を命せらる、久坂玄瑞等手を拍て之を喜び狂介に云て曰く是れ好機なり、君宜しく東行して江戸の同志を募れ而して余等が京師に於て事を舉ぐれば之れと相應じて周旋すべしと、狂介答へて曰く江戸は幕下の地余一人入り込みたりとて何ぞ克く同志の糾合を爲すを得んや、余は此東行を辭し君等と共に上京して事を舉げんと、久坂肯んせずして曰く江戸の形勢を察し多少の同志を求むるは此際最も必要なり若し君にして行かずんば誰れか同志の内一人潜かに東上

して此任に當らざるべからず、微行して之を果すは今の時頗る難事なり、君が公然東行を命ぜられたるは我黨に取て無上の大幸なり、君必ず之を勉むべしと、是に於て狂介は遂に北條に隨ひて東行したり、當時長藩政府の議案より勤王に決し居れりと雖も、之が決行の時機尙早しとして勇断なきに似たり、時に大阪亦議論沸騰し、留守居の宍戸九郎兵衛(後左馬之助)其他の諸士は激烈なる議論を唱道して大に士氣を鼓舞するに勉めつゝあり、幕府が擅まゝに外國と條約を結びたるの專横なる其の罪實に大なりとして攘夷と同時に幕府に肉迫せんとするの意氣あり、松下塾生の京師に入るや諸藩の有志亦來り會し議論昂騰形勢頗る凄然たるものありて事機は正に危急に迫り帝國の天地は今や回展し始めんとするの狀勢なりき北條瀨兵衛山縣狂介の一行は萩を發し京師を経て東下し遠江濱松に至れば長藩の江戸勤務長井雅樂の江戸を發して京に至らんとするに遭へり、雅樂は長藩の重臣にして公武一和の論者而して頗ぶる辯論に長じ、折衝に巧みなり、夙日に幕閣の間に知られたれば、先きに閻老を説いて張儀の辯を振り、天下の大勢より國家の前途を痛論し、遂に公武合體の已むなきに説き及んで閻老をして首肯せしめ、幕府をして此の論

を採納せしむるに至れり、是を以て今回は京師に交渉する處からんといひ、公卿を遊説せんが爲めに其の途に上れるもの知られたり、雅樂は長藩若年寄りの格を以て二本道具、釣具足の行装にて氣勢堂々たり、北條瀨兵衛の一行濱松に會するや迎て之に應接す、雅樂の隨行は時山直八、尾寺新之允の二人なり、是れ江戸に在る桂小五郎(後木戸孝允)が思ふ處ありて直八新之允の兩人を隨行せしめたるものなるが如し、北條に隨行の山縣狂介は同志の時山直八に面し其の説を叩く、直八曰く天下の大事は少數志士の能く處辨し得る處にあらず、須らく防長一州の士氣を一致し大に公武一和の周旋を爲し以て漸次に武權を京師に移すの勝れるに如かずと、狂介曰く我が君公、公武合體の論を以て天下の爲めに盡力あらせらるゝの目的は素より余等の敬服する處なりと雖も、今日の勢ひ只公武一和を主としては遂に朝廷の御主意を輕んずるに至るべし、若し徒らに公武一和を謀らんとして時機を失せば我藩は遂に佐幕の誑りを免れざるに至らんも未だ知るべからず、我藩論の日に萎靡して振はざること今日の如くならば勤王の事地を掃ふに至らん、而かも之を正義の徒と云ふを得べきか、松下塾生八坂を始め數十人は密議を凝らし血誓を立て我

君公の優柔なる到底恃むに足らずとして、薩州公と事を俱にせんが爲め藩地を脱走して京師に集まれり、若し事成らずんば斃れて而して後止むの決心最早動かすべからず、余も亦之に同意すれども余は任を分ちて江戸に行き同志の士と謀りて京師の同志と相通じ大に天下の爲めに盡す處あらんとす、今日に於て豈に徒らに公武合體論を唱へて時機を失し勤王の大義を誤ることあるべけんやと切に其の不可を論ず直八固く前説を主張して動かす痛論激烈夜半に至て止まず同氣相求めたる無二の親友端なく政論岐れて一大激論に及ぶを見よ、

濱松に會したる時山直八と山縣狂介とは勤王の大主意に於て俱に至誠を以て身を國事に許すものなりと雖も、一は關東の大勢を見て天下を忖度し、他は松下塾の正義を以て事を謀らんとするが爲めに端なくも議論は衝突し、直八は公武合體を主張して曰く松下塾の議論案より至誠一片なるべしと雖も、萩城の一角に居して未だ天下の大勢を知らざるの論のみ公武合體は即ち政權を王室に捧ぐべき前提の問題にして我等が至尊を擁して號令を天下に布くにあらずんば、徒らに中央の政府たる幕府に反くの賊子として天下の公敵たらん、今の時は名分を明らかにし

て而して行動を謹むを要す、公武の一致を圖て而して後に事を謀れば或は及に血ぬらずして天下の形勢を挽回し尊攘に一致せしむるを得んと、狂介之を反駁して曰く公武の一致は政權を王室に返上すべき前提にあらず、寧ろ王權執行の後に於けるの結果として之を見んのみ、至尊の勅令煥發するに於て誰れか之を云爲するものあらんや、本末を誤て天下の事を擧げんと欲す、抑も難いかな時機を逸せば幕吏の悟る處と爲て遂に事を遂す能はずして憾みを千歳に遺こさんと、互に案を打ち口角沫を飛ばして激論夜を徹す直八は終に曰く君等にして斯の如き激烈の議論を以て事を擧げんの企てあらば是れ天下の大事、藩公の身に禍を來すの恐れあるを以て、余は實を長井雅樂に告げ使を發して久坂等の上京を途に要して之を止むべしと、狂介曰く君若し大事を長井に告ぐるに至らば我黨の志士が是迄の計畫は直ちに敗れて復爲すべからず、果して斯の如くならば余は江戸の同志を遊説すべき責任を有しながら何の面目を以て在藩の同志に見へんや、縦し君既に此の言を爲す余亦大事を一身に脊つて起つの身今に及んで他あらず、茲に決闘して以て君と構刺して斃るゝの一事のみと、非常の決心を示し劍を按んじて將に起た

んとす、直八曰く互に王事に盡し君公の御主意を帶して天下の挽回を謀るべきを期するの身、今議論合はざるの故を以て俱に耦刺して死す國家に何の功かある、君斯くも決心あらば余亦一言を發せざるべしと誓ひて兩壯士は茲に袖を別ちぬ、無二の親朋至誠義烈の爲めに議論相觸れ遂に相刺さんど、まて決心したるは如何に當時の志士が君國の爲めに熱誠を拂ひつゝあるかを知るに足るべし、

斯くて北條瀨兵衛、山縣狂介の一行は濱松を去て三月二十三日江戸に着す、櫻田の長州藩邸に至り狂介は先づ桂小五郎に面會し萩城の事情を詳陳し松下塾の議論を主張する處ありしに、小五郎曰く幕府の事情竝に天下の大勢より察する時は松下塾の議論は恐らくは今行ひ難からん、狂介曰く久坂其他の志士は既に萩城を脱し自ら亡命して頃日京阪の間に奔走し、島津公に頼て天下の爲めに盡力する處あらんとすと、小五郎曰く尊攘の義を唱へ王事に盡すの主意萩城と江戸との議論若し齟齬する事あらば公武合體の御主意も貫徹する能はず、嘗に爾のみならず、久坂等の徒如何なる狀況に陥るも未だ知るべからず、若し縛に就き國法に處せらるが如きあらば是れ千歳の遺憾ならずやと其れより小五郎は野村和作(後)を京師に

遣はし關東の事情を久坂等亡命の志士に告げしめて其の暴舉を戒めんとす、和作の將に江戸を發せんとするや、山縣狂介は之に問ふに其の持論のある處を以てす、野村曰く余は唯義の重きに從はんのみと、狂介曰く長井の如きは才辯を以て言論を文飾し巧みに一時を纏繞せんとすと雖も余は斯る優柔不斷の徒に與みする能はず、君今命を帯びて京師に行く宜しく久坂等と長井等の議論を咀嚼せよ、義の重きに從はんと明言するは余の最も樂とする處なりと、此に於て野村は京師に向て出發す、是れより先き長井雅樂は意氣揚々京師に着し公武合體の建議を提出せしに公卿の間或は之に同意する者ありと雖も、諸藩より集り來れる志士の多くは之に反對せしかば雅樂は才辯を以て百方之を説き、和作も亦至り志士の間來往して關東の事情を述辯し利害を研究する處あるも、志士の志牢として扱へばからず、公卿中亦松下塾論に賛同を表するもの頻々として出で、長井雅樂の説は遂に採納せられざるに至り、雅樂は頗る面目を失したるのみならず、京師の志士は之を以て俗論黨なりとし、動もすれば危害を加へんとするの恐れあるを以て雅樂は勿々木曾路を経て江戸に還れり、時に毛利慶親公竝に世子元徳公は江戸にあり、京師の形

勢頗る不穩なれば元徳公親しく京師に往て公武合體の主意のある處を論じて周旋せざるべからずといふに決し、北條瀨兵衛、山縣狂介等も亦京師に引返す事と爲りたり、

四四

六、薩長軋轢の前兆

九條關白を暗殺せんとす || 志士島津侯に據らんをす || 島津家も亦公武合體論 || 平野次郎の密奏 || 島津侯の奏上 || 朝廷勤王論の一致を知る || 勅命島津家に下る || 久坂等憤る || 寺田屋事件起る

覇を開いて二百有餘年榮華の假夢、一度時勢の風潮に破られてより、天下騷然人心恟々、世は頻りに揆一の統者を求めて已まず、日本の國是未だ定まらず、施政の方針亦又一貫の規なくして、今や將に日本を擧げて麻の如く亂れしめんとす、聖上切りに之を憂ひ玉ふ、誰か毅然として勤王の大旗を樹立する者ぞ、天下の耳目は、長藩に集り、散じては、又薩州に中まらんとす、兩藩の主公中心鬱勃として禁する能はざるも、未だ旗幟の鮮明を見ず、志しあるものは憤然藩を脱して京師に集る、江戸と京師とは正に相對峙し、今や颯騷として荒み來る風雲は、兩地の精靈をして潑馳一大衝

突を起さしめんとするの形勢なり、或は勤王と云ひ或は佐幕といふ、其の兩旗色はアツレ將に凄絶慘絶の血潮に染まり回天の動機は此に發生せんとするの狀勢なりき、京攝の間には諸藩有志の士多く集合して専ら尊攘の説を唱へ公武合體論は姑息なり宜しく斷として一刀兩斷の措置に出づべしといふの議論は青年志士の一致と爲り、聖上の爲め國家の爲め藩主の意に反くとも徒らに荏苒日子を閑過して機を失ふは百年の大計を誤るものなりとし、事を擧ぐる朝夕に迫るの勢あり、公卿の多くは亦之れに興みして、聖上を幽辱に出さんに欲す、獨り九條關白は江戸の意を承けて退守苟且の論を立て暗に志士の進取を阻遏し、其要職に在るを以て廟議に於て亦頗る勢力あり動もすれば廷議を左右するの傾向ありき、是に於て志士は九條關白を目するに大奸を以てし、憤怒の餘り遂に之を狙撃せんと企つるに至れり、長藩志士の牛耳を取り松下塾の精華と云はれたる久坂玄瑞、入江九一を始め薩藩の志士橋口柴山等は相議して關白狙撃の舉を實行せんとす、相誓ふの同志百數十名意氣激昂殺伐の氣象は京師の一隅に潛現たり、之より先き島津公を盟主とせんと之を京師に要せしも公の舉動亦頗る因循なるに似て、長州公と同じく

四五

公武合體を主張して已ます西郷吉之助(後に隆盛)公に隨從して上京の筈なりしに吉之助は私かに京師の志士と志を通じ居る事を知り、公は之を中途より放還せり、然れども大久保市藏(利通)は忍んで京師に入り止まりて久坂等と事を興にせんことを謀る、然るに何者か九條公狷擊の謀あるを島津公に密告したるものあり、島津公は士を遣はして橋口柴山其他薩藩の志士を説諭し其の謀を止めしめんとするや、伏見寺田屋樓上は端なくも一大格闘を起し橋口柴山は遂に斃れたり、茲に於て九條公暗殺の謀全く破れ志士は島津公の頼むに足らざるを思ひ其の心事を疑ふに至れり、之より薩長軋轢の端緒を開きしこそうたけき限りならずや薩州島津齊彬公薨去の後を襲けたる久光公は先公の遺志を継ぎ藩臣堀次郎を江戸に遣はし一橋刑部卿慶喜松平前中將慶永の罪を赦して以て之をして政府に興らしめんとを幕府に獻議すれども用ゐられず、依て時勢救済の意見を近衛公を経て朝廷に致す、朝廷勅使を派して幕府に臨み一橋慶喜の登用を迫り若し聽かれずんば則ち復古の義旗を舉げ四方に檄し齊しく起て之に應せしむべしと謂ふに在り、遂に言を江戸邸再營と藩主參勤延期の謝辭とに託し、文久二年春將に藩地を發して東向

の途に就かんとす、時に列藩の志士島津久光公の此の志あるを知り公を盟主として勤王の志を達せんとするや、公は其の輕舉に失せんことを恐れ令を下して藩中の壯士を戒飭し他藩浪士と交はるを禁じ、大島三右衛門を京攝に遣はし有志の鎮撫に努む、列藩の志士猶未だ公の意のある處を知らず、義舉近きにありと爲し腕をさすつて公の京阪に着するを待つ公の薩州を發するや之に従ふの壯士六百餘人馬關に着す、會々京阪の地風雲頗る急なりとの報到る、公大に之を憂へ先づ大久保市藏をして輕軻に飭し大阪に赴かしめ京師の三右衛門と共に鎮撫の勞を取らしむるも其の功を奏せず、時に堀次郎は諸浪士を藩邸の一字に會せしめて公の到るを待つ、然るに公の入るや先づ令を傳へ浪士の私會を戒め君命にあらざるよりは猥りに奔走馳驅する事なからしむ斯くとは知らざる列藩の浪士三百餘人は意氣軒昂島津公にして一度び動かば乃ち將に相呼應して起たんとするの勢ひなり、皇室の衰頹は天下志士の慨く處幕府の專横は各藩諸侯の憤る處、然れども時機は未だ是等の憤慨をして發動せしむるに至らず、暗澹たる風雲は西に走り東に行く誰か空を捲て動地の兆あるを知らざらん、文久二年四月薩州島津公の京阪に入る

を一日三秋の思ひして待ちに待ちたる諸浪士は公の態度の意外なるに驚き、公が薩藩の浪士を諭して集會を戒めたる爲め同藩の志士中會合を避くるものあるに到り、諸浪士の牛耳を取れる長州浪士と薩州浪士とは遂に相軋して反目するを見る時に文道の聞へある福岡の藩士平野次郎、國臣は天下の形勢頗る錯雜にいて一定の議論なく、國士を以て許す、薩州の士と長州の志士とが相反するが如きは抑も何事か感情の衝突あるものならん、島津公の慎重なる態度未だ必ずしも咎むべからず、長州の過激黨未だ必ずしも過激なりとすべからず、宜しく形勢を察して兩者を調和する爲めには、島津公を以て勅命一下餘義なくせしめて、回天の動機を開くに如かずと、武術修業を名として福岡藩地を脱し京師に入て墨華院の候人吉田玄蕃重義といふ者に頼り密奏して時事を論じ且つ三策上る其の文に曰く、

上策

一 島津和泉滯阪中綸命下り直に華城を抜き彦城を火し二條城を屠り同時一勢を牽て和泉將帥として上京し幕吏を追拂ひ粟田の宮の幽閉を解き奉り參廷之上聖駕を奉じ蹕を花城に奉遷し皇威を大に張り七道の諸藩に命を賜ひ

陛下親く兵衆を率ひ賜ひ直に函嶺を以て暫く行宮とし給ひ幕府の科を正し即前非を悔ひ罪を謝する時に官職を削ぎ爵祿を削て諸侯の列に加へ若し命に叛く時は速かに征伐するもの第一上策とす、

中策

一 和泉出伏の上綸命下り上京直に幕吏を拂ひ粟田宮の幽閉を解き二條城を抜て是に據り大に皇命を四方に下し義徒を募り其の後華城を抜て大駕を遷し奉りて幕罪を正す是を中策とす、

下策

一 和泉出京陽明家へ參殿之上漸次決議にて幕吏を攘て粟田宮の幽閉を解き二條城を抜き是れにより官軍を募り皇威を張て幕罪を正し華城を抜き尊攘を議する者を下策とす、

次郎は幕府の因循到底國運の進歩を託するに足らずと爲し今の場合公武合體論は迂なり宜しく一舉して朝權を恢復し以て天下有爲の材幹を擧げて政治に任すべきなりとさては右の三策を上りて聖上に密奏する處ありしなり、陛下は大に

喜ばせ玉ひて遂に島津和泉守に勅命下るに至れる事は後に至て之を叙すべし、
薩州の島津和泉は所司代酒井若狹守の照會に據て近衛忠房卿に謁し更らに議奏
中山大納言忠能正親町三條實愛に見へ書を上て意見を陳し別に要旨數條を建議
す其要に曰く、

此節私儀關東へ出府仕候趣意内實者公武御合體皇威御振興幕政御變革被爲在
候様建白仕度修理大夫申談是非關東出府所存十分言上仕候合にて去月十六日
國許發足當月六日播州姫路へ着仕候處諸浪人共追々上阪仕私通伏相待事を起
し候趣に相聞得候に付道中差急候儀も出來兼漸去る十日大阪へ着仕候處浪人
多人數滯阪仕居紛々之次第御座候而迎も通行難仕候に付家臣の内内々差出其
方共實に勤王之志有之候は、此方致上京叡慮可奉伺候間暫時潛居可仕旨精々
理解爲仕候處乍漸承伏仕候に付十三日伏見へ到着今日參殿仕叡慮奉伺所存に
て建白仕候更らに疎暴に事を破候儀に無座天下人心之安堵仕候様御處置被爲
在度所存に御座候間不惡御聞取委細奏聞被成下候様伏而奉希上候
津島家老の此の奏聞願書を上るや其の建議條項の要といふは越前老侯を以て大

老に任じ安藤對馬守を黜けしめ而して之を行ふには久世大和守をして速かに上
洛せしめて之を命じ又豫め二三雄藩に内勅を下し幕府若し命を奉せざる時は其
の各藩をして之を詰責せしむべしといふに在り、近衛忠房等此言を可とし議奏は
直ちに參内して島津和泉の意の在る處を奏上する處あるや叡威斜めならず恰も
是れ平野次郎が奏上せし趣旨と大差なく茲に於て朝廷は諸侯中勤王之志強固
なるものと浪士の憤慨とは正に相合するものあるを認めり、然れども浪士の舉動
は動もすれば憤慨の餘り過激に涉り、或は事を損するの恐れある事毛利島津兩公
の意見の如くを知り、遂に島津家に勅命は下れり曰く、

浪士共蜂起不穩企有之候處島津和泉取押候旨先以叡威思食候別而於御膝元不
容易儀於發起者實に被惱宸襟候事に候間和泉當地滞在鎮靜有之候様思食候事
此勅命浪士鎮靜に在りと雖も陛下が既に懲幕の御覺悟あらせらるゝ事は此の
勅旨に依て之を知るを得べし陛下をして叡慮を強くせしめたる所以のものは
先の平野次郎の奏文與て力ありしものと知るべし、
始め島津泉州の京師に入り變は上國に起るべしてふ報の萩城に達するや長藩は

來原良藏堀真五郎をして薩州の内情を探らしめ、總奉行を兵庫に遣はすに決す、然るに總奉行毛利隱岐年老ひて任所に適せざるを以て其の嫡子將監代り往かんことを請ふ、將監年尙少く大事に任すべからざるを以て爰に老練の士を擧げて輔翼と爲すべしと、乃ち國老等相謀りて隱士浦鞠負をして起たしめんとし先づ周布政之助をして上京の途次鞠負を阿月の庵に訪ひ再び起て國事に任せんことを慫慂せしむ、更らに又佐久間佐兵衛は老臣連署の書を鞠負に致さしむ、浦鞠負は年六十有八、老臣の書に奮激して之を諾す、此時村田次郎三郎、山田亦助を馬關に遣はし諸藩の動靜を偵察し來原良藏を京師に馳せて情況を探知せしむ、又田北太中に命ずるに將監の隨行を以てし、林内藏人をして鞠負に附從せしむ時に勅命薩老に下るの事あり久坂玄瑞は同志に對し大に嘆じて曰く、長藩古來勤王を以て自から任す而して今薩の爲めに先んせらる、遺憾何ぞ堪へんと浪士と氣脈を通じて大に爲す處あらんとす、長藩之を愛へ、屢ば久坂を召還せんとすれども應せず、既にして浪士暴發の期屢々齟齬せしが、大阪に在るの浪士は愈よ、文久元年四月二十三日を以て事を擧ぐに決し、此日黎明舟を大阪中の島に舩し、更らに伏見寺田屋樓上に會して

戦略を講ず、伊集院直右衛門は擧兵の旨意書を草し大義名分を明かにし衆皆是れに連署し置酒慷慨意氣大に昂る誓盟成て諸士結束將に發せんとするや、事京都の薩邸に洩れ鈴木勇右衛門、奈良原喜八郎、道島五郎、江夏仲右衛門、其他數名、寺田屋に來り藩老の旨を諭し鎮靜する處あらんとし先づ入て浪士有馬新七に面せんことを求む、浪士橋口傳藏出で、會し新七在らず、君等が訪ふものは誰れぞと鈴木等案内を待たず、歷階して上り見れば浪士皆結束して今や出發せんとするの狀なり、鈴木等柴山龍五郎を見て暫く樓下に會見せんことを求む、柴山之を諾し階を下るや、有馬新七、田中謙助、橋口壯助等の浪士亦踵で下る、鈴木等は藩老の命を傳へ今は輕擧の時にあらずと諭す、浪士等聞かず互に激論數刻に及ぶ、浪士等憤然起て席を去らんとす、道島五郎大聲呼んで曰く、君命に背くは國家の賊子なり、勤王の精神那邊にある何ぞ君等事理を解せざるの甚しきやと、浪士等願みて曰く、俗論の老耶言を交ふるに足らず、爾等藩公の使者にあらずんば直ちに誅戮すべきも、藩公に免じて其の生命を保たしむべし、咄速かに去れど、五郎突如として進み疾呼、君命と叫んで刀を抜き、田中謙助を斬る、其の暴擧を見たる他の浪士如何で之を默認すべき、有馬

新七はウヌと云ひ様鞘をはらつて五郎を殞す浪士と使者爰に格闘す浪士斃る、もの八人階上の諸士此の物音を聞き幕吏は來れりと叫び槍を擬して屋上より飛び下るゝもあれば水垂る刃を翳して階を飛ぶもありて寺田屋の樓上樓下一時は修羅の巷と化しぬ、

七、三事の勅令と幕府

桂小五郎の建議三事の勅令大原卿勅使爲る幕議容易に決せ
す島津三郎勅命の一項を削る長州の志士憤る毛利公は極めて
慎重幕府一橋の後見を奉ず

先きに朝廷開老久世大和守を召せども幕府は遲疑して未だ上洛の期を決せず爰に於て三位大原重德卿を以て勅使と爲し文久二年五月十一日島津和泉を隨行として出發せしむ島津和泉は開老水野和泉守の名と同一なるを以て此日より三郎と改稱せり既にして朝廷は新たに三事を決し幕府をして其の一を奉行せしめんとし三郎をして毛利氏と力を協せ事に之れに従はしめんといふにあり其の文に曰く、

今度關東へ勅使被差立候儀方今之時勢深被惱寂偏に公武一和國內一致攘夷

之成功可有之以深重之思召別紙之通被決三事速に其一群議之所歸可有奉行被仰遣候天下の重事に候間寂慮徹底候様周旋之儀内々松平大膳太夫も被仰合候島津三郎も出府大膳太夫申合先件御趣意御心得爲公武宜有配慮頼思召事、

朝廷始め島津三郎侯の建議及び平野次郎の建策に見て時弊矯正の二ヶ條を幕府に示し其の一を奉行せしめんことを決せり即ち一は大藩を以て五大老と爲し天下の政事を諮議する事一は一橋刑部を後見として幕政を刷新する事といふにあり時に桂小五郎は京師の策一に薩州公に出づるの狀勢ありと聞き勿皇上京して大原重德卿の未だ出發なき以前重德卿に面謁を請ひ問ふに幕府に對する勅命の如何を以てす卿右の二ヶ條を以て幕府をして其の一を奉行せしむべしと答ふ小五郎慨然容儀を正し草莽の身を以て言を至尊の寂明に挾むは恐惶眞に至るものあり然れども今や國家の存亡危急に際す微草の臣下としても之を言はざるは寧ろ不忠に屬せん敢て一言を容さるゝを得ば小五郎の幸榮何ものか之れに加へんと重德卿曰く長藩諸士の至誠は夙日に天聽に達する處君今江戸より來て獻策せんとする處何事を速かに之を言へよと乃ち小五郎扇を直して膝につかへ建言

して云へらく勅諭の二項誠に間然する處なし、聖明の叡鑑長くも爾く周到なるは、微臣等の誠に御徳を仰ぎ奉る處然るに熟ら、日本の歴史を案んずるに、鎌倉開府以來、政權武門に歸してより、慣ひ性と爲つて將軍者、天下を私有して敢て異しまず、遂には參朝を廢して天機の如何をも顧みず、國政の事全く天間に達せずして、一に將軍の專横に任ず、爲めに殆ど君臣の大義を分たず、天皇はあれども無きが如き、諸國の大名亦將軍を以て君主と心得、天皇の在ますを知らざるもの、如し、今我藩公の慨嘆に堪へざる處は、即ち是にあり、長州志士の憤慨する處、即ち是れに在り、伏して願くは、幕府をして此の惡慣を矯めしめ、以て君臣の分を天下に明かにする爲め、將軍の入朝を勅命ありたし、若し勅召に應ずるなきに於ては、是れ勅命に背くものにして、罪之より甚しきはなし、若し各藩にして幕府の罪を鳴らすに當て、名分亦明かなるを得べし、微臣の卑見茲に在り、採納と否とは一に叡斷にあるべしと雖も、幸に執奏の榮を得ば、小五郎の本懐のみと滔々流む處なく、活達の辯もて請望する處ありしかば、大原卿大に之を喜び、伏原宣明と云へる學者をして奏文を作らしめて之を上つるや、陛下、御嘉納、斜めならず、御勅裁ありて、即ち左の三事を決し、幕府

をいて奉行せしむべし、大原重徳卿を勅使として、東下せしめらるゝに至りしなり

第一、大樹早く諸大名を牽ひ上洛あつて朝廷に於て相共に國家の治平を計議

し、萬人の疑を散せしめ、皇國一和の正氣と爲し、速かに蠻夷の患難を攘らひ上

は、祖宗の神慮を慰め、下は義臣の歸嚮に従ひ、萬民化育し、天下を泰山の安に比

せらん事

第二、豐臣の故事により、沿海五ヶ國の大藩を以て五大老と爲し、國政を諮決せ

しめ、夷狄を防禦するの所置を爲さば、環海の武備堅固、確然として必ず夷戎を

掃除するの功あらんと思召候事

第三、一橋刑部卿を後見とし、越前前中將を大老として、幕府を扶け、政事を計ら

しめば、戎虜の慢を受けずして、衆人の望に協ふべくと思召候事

大原卿の勅使として將に發せんとするや、更らに勅を賜ふ其の文に曰く

朕國家の爲めに日夜憂に堪へず、而して幕吏苟くも安からん事を偷む、依て今方

さに汝を關東に下し、遙く朕が固有之志を宇内に知らしめんと欲す、願くば汝朕

が腹心と爲つて怠る事勿れ、且營中廟論之日、萬一幕吏曲直を誤まり、島津と爭論

に及ばんも測りがたく然らば汝大道を以て是非を沙汰し天下の大事愆まらしむる事勿れ今日の事朕一に汝に委ね汝努めて祖神の宸怒を慰めよ

噫道勅命の畏くして而して嚴として皇威の存するを見ずや汝大道を以て是非を沙汰し天下の大事を愆まらしむる事勿れと宣もふは如何に天朝に於て御覺悟のありしかを覗ひ奉るべく如何に幕府が圖太くして勅命を聞かざりしかを知るに足るものあらずや大原卿が今日の事朕一に汝に委ぬと勅のらせ玉ふに遭ふて如何に慨然として起ちしかを想見すべし而して當時毛利公江戸に在るも九重遙かに之を慕はせ玉ひ島津侯と共に天朝の兩翼と頼ませ玉ふ事は前項の勅命に依て之を覗ひ奉るを得べし

五月二十二日勅使大原三位左衛門督重徳卿京師を發し島津三郎侯之に隨ふ時に在京の浪士等之に附隨せんことを求むるもの多く長藩の久坂玄瑞山縣狂介等も亦三位の青侍と爲て隨行し大に謀る處あらんとせしが薩人亦之を聞て隨行を企つるに至りしかば玄瑞狂介等は以爲らく議論相容れざる薩人にして同行せば吾黨の意見行はれざるのみならず反て軋轢の恐れあれば寧ろ隨行せざるに若かず

と遂に隨行を中止し長人は京師に止つて徐ろに策を取るべく東江戸の長人をしして江戸に於ける策を施さしむべしと爲し之より益す薩長の間罅隙を生ずるに至れり斯くて三位の發するに及び從士六百人更らに薩藩士之に加はるもの二百人七日大原勅使は江戸に着し十日登營す將軍之を白書院に迎ふ松平春嶽松平容保及び閩老皆席に陪す三位乃ち勅命を傳へて曰く外夷來航以來萬民其堵に安せず曩に堀田備中守闕に伏して不經の言を奏し朝暮の間爲めに乖離を來し國事を斷する事能はず眼前邦家の危急を控へながら荏苒以て今日に及べり今愆慮を安んせんと欲せば外夷を掃攘して百姓の安を計らざるべからず而して一橋刑部を後見と爲し越前前の中將を大老と爲す事是れ今日の急務たりと因て勅書を將軍に授け更らに陪者をして拜覽せしめ且つ告げて曰く勅意斯の如しと雖も後見大老は幕府宜しく熟議を費すべしと勅旨を傳へ了つて去る此時江戸にある各藩の志士等が勅旨の在る處を知らんと欲し且つ幕府の意向如何を探らんと努め東奔西走或は身を扮して幕臣に近き或は事に託して薩人に頼り以て形勢如何を偵察する様宛かも外交談判の形勢如何を探察せんとする今の新聞記者の如かりしな

六〇
り幕府に在ては其の翌十一日名古屋和歌山水戸の三家を始め一橋卿越前會津の諸侯及び關老等を會し議する處あるも決せず十三日大原勅使は再び登營す越前會津の二侯及び關老之を黒書院に迎へ會議す大原勅使は頻りに其の速決を促す而かも幕議未だ決せず是れ固より果斷の士に乏しきが爲めなりとは云へ島津三郎が薩藩主の重父たりと雖も僅かに一藩の老臣たる身を以て幕法を犯して京師に直攝し敢て勅使を挟さんで關東を脅やかさんと欲すは亡狀の極まれるものなりと三郎を忌みて甚しき感情を害したる爲め議論紛々として勅命に答ふるに至らざりしなり大原勅使は退て幕府の回答を待てども到らず更ふに十八日を以て三度登營せんとするの報あるや幕府は松平春嶽を召し攘夷の勅を辭せしめんと欲す春嶽病と稱して出でず島津三郎之を聞て自ら幕閣を説服せんと關老脇坂中務大輔を訪ふて大に論議を試む時に島津三郎の威望は江戸に於て殆ど諸侯を凌ぐの勢ひあり毛利慶親公は他くまで幕府をして朝廷に屈せしめ君臣の分を正して以て攘夷論に親伏せしめんとの意なりしが故に島津の行動とは自から其の趣きを異にし江戸の論勢は毛利公の去就如何を窺ふもの、如く去れば幕府は島津

を忌むも毛利氏には親しまんことを求め居たりしは如何に毛利氏の潜勢力は今活動せる島津氏の上に在りしかを知るべし然るに島津三郎は先きに桂小五郎が將軍に勅命事項の内將軍參朝の一項を加ふべきを建議したるを以て必要の事項にあらずと爲したるもの、如し今幕府に迫て談判するに當ても毛利氏の勸告たる將軍上洛の事は急を要せず他の二項に對して速かに決すべしと促す長藩の士之を聞て大に激昂し慶親公に迫て三郎の言動を詰責せんと欲す然れども公は深慮遠略の大偉人決して些事の爲めに國家の大事を愆る事を爲すものにあらず自ら國家の柱石を以て任じたれば一舉一動苟くもせず臣下を諭して偏へに皇室の大事を計るべく他事決して耳に止むる勿れと曰ふ誰れか公の度量と遠略は遂に他日勤王の魁と爲り維新の建設者と爲るに至れるを知らざらんや、

十八日大原勅使は三度登營す脇坂倉兩關老は越前中將任用の勅命は之を奉すべし一橋後見の勅命は之を辭せんことを請ふ大原勅使他の事故に對する決答を促すに未だ得ずして退く幕議在苜到底急に決するの形勢なきを以て大原三位は二十九日四度び登營若し本日決答を得ずんば談判委員と相刺して殞れんと死を

決して意氣激昂幾十百の壯士管内に随ひ大原三位島津三郎は閻老に向て勵聲一番卿等は余をわすらす事は茲に四回而して未だ決する處なきは何事ぞ余は畏くも勅命を帶して來るもの勅命は之れ動かすべからざるの命命なり之れに對して議を疑らす既に杜撰と云はざるべからず若し今日只今即答を得ずんば已むなし勅命に背くの賊を誅戮せんのみと劍を按んじて擬す閻老等遂に一橋後見を諾する事を答へ勅命の第三項を奉ずる事に決せり、

八、長藩の態度

水戸浪士憤慨猶止まず坂下門外の事變桂浪士を賞し浪士感泣す

島津侯水藩の感情を柔くべし幕府に勸告す毛利公の卓絶政見

將軍へ上疏時弊を論し反省を促す公の決心抱負

幕府の權勢は井伊大老の暗殺されてより稍や衰ふる處ありしも安藤大老其後を襲けてより井伊の政策を確執したりし爲天下の人心を收攬する能はず幕府と民心とは次第に遠かり水戸藩の諸士は藩公が正義の爲めに幽辱を受けたる其の恨み猶解くる能はず井伊大老を殺害したるのみにては慊たらずと爲し第二の大老

を刺さんと脱藩の志士は江戸に徘徊し文久二年正月十五日坂下門外に於て遂に安藤大老を刺殺したり志士の斯の如く憤怒する所以のものは實に幕政の宜しからざるものあるが爲めなりとは今に至りて幕府自から大に悟る處ありたるものい如し左れば其の權勢は稍や衰頽に傾き天下を料理する一定の方針もなく英斷の士なくして曠日彌久徒らに勅命に答ふるを逡巡したる時に當て大原勅使の大喝は遂に幕府をして奉勅の決答を爲さしむるに至りしなり若し此時に當て井伊大老あるか若くは安藤大老在らしめば假令ひ大原三位が威赫する處あるも島津三郎が快辯と策略とを用ふる處あるも猶頑として奉勅の決答を與へず遠勅の名を得るも其の暴威を以て諸侯を煽動し以て朝廷を壓せしならん然るに二大老相次で殺され幕府の威勢頓に挫折したるは正に幕府をして奉勅を容易ならしめたるものなり左れば水戸藩の志士が井伊安藤の二奸を斬害したるは正に回天の功を魁けしたるものにして二奸をして亡からしめたるが故に幕府をして兎も角奉勅の決答を爲さしむるに至りしものたる事を忘るべからず嗚呼水戸志士の死や千年の遺芳ある事長州と並び立つものたり坂下門の變あるや刺客の一人内田萬之

助(阿邊左治衛門の姓名)誤て機に後れ死處を失ふて櫻田の長州藩邸に駆け込み桂小五郎に面せんことを請ふ小五郎不在なりしを以て奥平數馬出で、面接す萬之助安藤大老を刺殺し他の同志は何れも自害したり然るに余は誤て機を失し敵手に斃るゝの辱めを免れんとして逃げ來る幸に藩邸内に於て自刃するを得せしめよと數馬之を有備館に誘ひ其の志を賞し酒飯を侑めて小五郎の歸るを待つ數馬萬之助に向て其の託すべきの後事あらば之を具さに語れよと問ふ萬之助曰く天下家國の爲めに奸姦を刺す積年の宿霧今日晴る我心頗る爽かなるを覺ふ幸に勤王長藩の邸に死するを得ば余の満足何もか之に加へん自ら天下の士を以て任ずるもの今に及んで復た託するの後事あらんやと莞爾として笑ひ大に飲む既にして小五郎歸り來る萬之助其の懷ろにする處の斬奸狀を示す小五郎一讀涙數行嗚呼奸官權威を縦いまゝにして天朝の命行はれず之を憤慨するの士は多し然れども一志直貫克く姦を斬て其の死を潔よくする君の如きは稀れなり天下萬衆に代つて一死を捧ぐる君の義憤眞に謝するに堪へたり然るに天下の事猶多端君今死するは易し然れども今後天下の處理を爲すは難し願くは今暫く生命を余に假して他日死

するの機を待たざるかと懇ろに諭して脱走せんことを勸む萬之助聽かず醉ふて睡りを催すの眞以す小五郎數馬之を以て眞に睡るものと爲し靜かに寢ねしめて座を去る爰に於て萬之助は屹然と起き小五郎の去りし方を顧み長州の志士桂小五郎君なるかな今の言頗る切實にして其の懇情余殆ど感涙にむせべり至誠自ら其の言にあふる然れども一旦死を決し同志既に逝く余豈に止まるに忍んやと急に刀を抜き自ら其の腹を屠り更らに其の刀をもつて喉を刺し以て死す小五郎等此事を聞て現場に至るも既に晚し遂に藩公に乞ふて其の屍を葬らんとし乃ち閣老本多豊前守に書を致す然れども幕府は法の枉べからざるを以て願書を却ぞく依て已むなく藩士をして死屍を護し之を町奉行に送致す奉行は桂小五郎及び從者伊藤俊輔(後の博文)を召して事實を推問し遂に譴責す此の如き事態を見るや長井雅樂は閣老に諫言して曰く水戸藩の激昂は猶未だ止まず此際調和を謀るにあらずんば天下は遂に麻の如く亂れん幸ひに桂小五郎は水戸の藩士と親善あり彼れを介して幕府と水戸との調和を講ずる事今日の急務なりと此に於て幕府は小五郎に頼り水戸の志士を諭し今後幕府は漫に暴政を布かず朝命のある處と民意の存

する處を察し以て適しきに隨ふべしと云へり斯くて幕府は各藩の意思を全然却ぞくるの不得策なるを知り朝勅の黙し難きを知てさては遂に勅命三事の一を決行すべきを誓ふに至りしものなり、

六六

薩藩島津三郎が勅使を挾んで東下し江戸に於ける其の聲望は當時頗る隆々たるものあり然れども長藩毛利公は及ぶべくんば幕府をして朝敵たらしめず其の非を悟て尊攘の實を擧げしめんと努力しつゝありしが故に其の態度は未だ島津の如く過激ならざりしなり公は他くまで將軍の參朝を主張して皇威の振擲に勸めり先に勅使の將に東下せんとするの報に接し桂小五郎をして上京將軍入朝の一條を其の要項の内に加へしむるに至りしも皆是れ藩公主張一貫に外ならず小五郎上京の以前に於て藩の主張を明確にする爲め擬議あり支藩長府岩國の二侯は當時藩地に在りて江戸に在らざりしを以て之を謀る能はざりしも徳山清末の二支侯及び家老益田彈正等の重臣を集め議は遂に天下の人心を收攬する爲めには將軍上洛して寛永の例に倣ひ列藩を會同して叡旨を奉じ以て國是を定むるに在りといふに決せり是れ取りも直さず專制政治を休めて合議政治と爲すものにし

て殆ど國論を定むべき一種の國會を闕下に開くものにあらずや以て當時既に毛利公の卓見は殆ど立憲に近き政治を行ふに在りしを見るべし滔々たる各藩の諸公或は勤王を唱へ佐幕を主張すと雖も何れの藩か能く立憲政體の初歩とも見るべき國論採收の一國會を闕下に開て叡裁を待つ卓絶なる見地を有するものぞ慶親公の尋常なる人格にあらず尋常なる智能にあらずしは此一事を以て證するに足るものあるなり、

公此議を決し小五郎をして上京奏上せしむる處あるや建築は直ちに採用せられ密旨は江戸なる公に下りて上洛の上具さに意見を上奏せよとの恩命あり然れども公は漫に功を衒ふを欲せず順序を踏んで意見行はれざるに於ては直ちに勅裁に訴ふべきも及ぶべくんば幕府をして反省せしめんと上疏文を作て之を先づ將軍に呈上し以て其の處決を待たんとせり文中自から公の精神と其の態度を知るに足るものあり五月二日親から久世閣老の邸に往き上疏文を呈出し大に時弊を論じて其の反省を促したり其の文に曰く、

外夷鎮撫御國威更張之御處置に付ては乍憚公武御深意御合一に被爲成速に御

六七

國是を御定被成海内和協御武威海外に輝き候様被仰付之外有之間敷と存付越
祖之罪を不顧鄙意申立候處獻芹之微志不被爲捨置深重之御内慮被仰聞御誠意
を奉感戴微志彌増不得止於京師堂上の御方々迄前段の旨趣内々申上候處恐多
くも被爲違天聽今般私儀上京仕候は、御沙汰之旨も可被爲在由御密旨被仰下
冥加至極難有仕合奉存候尙又熟考仕候處不得止次第とは乍申私式外様の身分
として直に奉汚天聽候段奉恐入候箇條の義自然列藩並草莽之士承及天下之公
論と存付候事件は公儀を差置き直に朝廷へ申上候而不苦様心得違ひ自己之了
簡を以て毎々上書など仕候様成行候ては識見之所及人々小異有之可奉惑天聽
尙又神州之御國體は鎌倉以來幕府を被建置候付列藩以下直に奉汚天聽候様に
ては其事之得失は藩に遑無之幕府を輕蔑仕候筋に相當り御威光不相立候幕府
之御威光不相立候ては列藩各朝廷を戴き勅命を請ひ幕府を襲し終に群雄割據
之勢を醸し海内分裂天下之公論も歸着する處無之却て外夷之侮を招き御國威
彌及衰弱可申候乍憚大將軍御職は上朝廷を御敬戴下は列藩以下を鎮壓天下の
公論を御總括被成候て叡慮御遵奉禦侮の御手段被成御行届候様可被爲在段申

上迄も無御座候事に付今般公方様御上洛御國初之御先蹤を以て列藩豫參被仰
付御當時御初政に付天下御更始之思召を以て御國是如何被相定て可然哉各存
意申出候様被仰聞列藩建白之旨趣御熟考叡慮被成御親勅諭台命を以て御國是
御確定の御旨列藩へ被仰渡候は、衆心和協御國威更張之御發端過之候は有御
座間敷と奉存候萬一豫參御斷申上候か又は御國是御確定の旨違背仕候者有之
候は、勅諭台命を蔑如仕候儀に付無據嚴譴被仰付候共申分有之間敷と奉存候
此段篤と御評議の上御内決の旨被仰聞可被下私儀速に上京仕御趣意の大要申
上可仕候重大之事件容易に申建候段千萬奉恐入候得共神州御安危之境此一舉
に有之御事かと奉存候且最前深重之御内意をも被仰聞置候儀旁々付不得止申
建候義に御座候間不惡被聞召分可被下候以上
慶親公の此の書を將軍に呈出するや公既に覺悟あり若し幕府にして此の建議を
容れざるに於ては到底彼れは天下の公論を用ふるの意なきのみならず朝廷を無
視して遂に國を危殆に瀕せしむるに至らん幕府既に衰へ施政の方針定まらず人
心惑ふて歸着する處を知らず此時に當て乃公立たすんば誰れか能く天下の救濟

者たるを得んとは公が自から負ふて決心せし處なり之より日本の全土は如何に
明眼煌たる毛利公の腫に依て指導せらるいか公が滿天下の輿望を一身に背ひ勅
命に感泣して奮然躍如長藩の志士をして驚天動地の活劇を演出せしむるに至る
は之れよりなり

七〇

九、公武合體論衰ふ

長府公意見書を萩公に呈す||長井雅樂の持説は世論と相容れず||長
井歸萩を命ぜらる||志士要緊を企つ

先きに長井雅樂が藩命を受けて公武合體に周旋するや雅樂は其の才辯を恃み且
つ公武合體なる名分の正確なるものあるを以て無論其の成功を期すべきことを
心に誓ひて入京したりしに、京攝の間形勢一變内外の世潮は雅樂が施さんと欲す
る處の策と背馳し事甚だ爲し易からず遂に不成功に終て快々として京師を去ら
ざるべからざるに至れり時に内藤造酒なる者君命を齎らして江戸より長府に使
す長府侯親から意見を書して造酒に授け井上小豊後の江戸に還るに託して之を
慶親公に奉せしむ其の書に曰く、

先年以來公武御一和寂慮御遵奉被爲在度御建議の筋速に天朝へ徹上仕寂慮あ
らせられ且幕府達御聽き御感思召され此往き御取扱之儀御依頼被成度御内慮
も御座候段誠に御當家之御威名相耀き候秋と奉恐悅候是れ偏へに多年の御誠
意御貫徹之故と乍憚感服仕候兼て御建白之趣に御座候へば御取扱御辭退の時
宜にも相當申問敷速に御決答被爲在候様奉存候乍去澆季の弊風人心反覆難計
候へば一旦公武御和議相整候共如何様の御故障差起り終に御破談に相成候事
も可有之哉假令其時機に立行候共斯く御配慮被爲在上は天朝へ御忠節幕府へ
御信義烈祖君へ御孝道の筋相立候段人天所知晰然と御座候へば御成と御不成
は誠に天也と被思召其上は兎角御自重被時世の形勢御熟考御萬全の程御研究
の上御動靜御進退被爲在候様乍憚奉存候今更ら事かましく鄙見申上候段恐多
奉存候へ共只管黙止候も却て本意に背き候に付失敬を願みず奉陳言候若し
御取扱被成下候は、大幸此事に奉存候

明君の支族豈に矇昧の人あらんや見るべし宗藩萩公の支藩長府侯の時勢を見る
爾く明敏なるを萩公の公武合體は即ち京師と江戸との調停策にして其の奥意の

七一

存する處武門に歸せる政權を皇室に返上せしめ武文大權を一途に出でしめんとするの深遠なる計に在り此計既に勤王の大義を誤らざる遠大の謀ごととなり然れども奈何せん京攝の形勢は短急を尊びて此の計に與せず併しながら事を施すは大勢を見るを要す公屢ば重臣を派して京攝の形勢を察せしめしも未だ親しく其の風潮を觀測せざりしを以て斯くも公武合體に反勢あらんとは思はれざりしなり然るに英明なる長府侯は萩公の觀察届かざる處を觀察して其の藩屏たるに背かず能く補弼の任に爛はせらるゝ事實に感嘆の外なきにあらずや這長府侯の奉書に據れば侯は公武合體を非とするにあらず萬全の策たるには相違なきも澆季の弊風は人心をして反覆せしむるが故に一旦公武の調和成立するも之に對する故障の起らんことは現下世潮の大勢に察するを要すといふに在り長府侯が時勢を見るの明と世論を無視すべからざるを語る事斯の如きは慥かに萩公の心をしめて動かしたるなり

誠に當時天下の大勢は長府侯の述ぶるが如く公武合體と背馳す然るに長井雅樂は江戸に歸るも猶此の合體論を主張して幕府に勸告するに速かに諸侯を卒ひて

上洛し以て革政の方針を決すべきを以てす然るに志士の間に在ては頑固なる幕府到底之を勸告するも益なく假令一、時公武合體成立するも幕府の慣用手段は再び王權を侵害して天下を擅いまいにするに至るや知るべし悠柔不斷の幕府宜しく兵力に訴へて之を倒すに如かずといふの激論勢力を占め雅樂攻撃の聲は藩の内外に充ち少壯の志士は封事を奉りて以て公然雅樂を彈劾するに至れり長井雅樂は外交家としての手腕に於ては機知に富み辯才に巧みにして頗る見るべきものありと雖も時勢の潮流に逆のぼり公武の調和を敢てせんとせしが故に遂に彈劾を受け非正義黨と呼ばれ姦臣の汚名をも蒙るに至りしなり雅樂は公武合體は藩公の命なりとて世の攻撃を避けんが爲めに事を藩公の旨に假る此の如き場合際しては縦ひ君公の命旨にせよ君公が未だ大勢を察する事の足らざるより出でたる非策なりと思はゞ宜しく忠諫して其の政策を變せしむることそ是れ臣下の分にあらずや然るに長井雅樂の明才を以てして其の此に出でざりしは雅樂の爲めに惜む處なり雅樂が末路に於て遂に其の功勞の光輝を塗抹し去るに至りしは則ち是れが爲めならずや雅樂は遂に待罪書を提出し歸國の命を受けて江戸を

去るに至れり其の政策の得失は兎も角も雅樂が江戸を去てより長藩の外交界は大に寂寞を告げたり、

七四

長井雅樂の議論は志士の間に於て俗論と唱へられ雅樂は老姦と呼ばるゝに至りしが渠れは終に左遷の身と爲り慶親公は藩地の論議を察せしめん爲め幕府に請ふて其の世子元徳公(忠愛)を歸藩せしむる事とせり其の當時江戸に在りし伊藤俊輔(博)が京都に在る山縣狂介(有朋)時山直八の同志に寄せたる書状は以て江戸に於ける雅樂の如何に攻撃され如何に忌嫌せられつゝありしかを知るに足るものあれば左に掲げん

老兄御歸後江城の風光別段相變り候事も御座なく候へども彼の老姦極賊過る十一日終に左遷せられ天下萬民の爲め賀すべき事に候最も右に付君上より仰せ立てられ極賊在勤にては人心不服加之建白の主意相立ざる事に付若し左遷の策行はれざれば御周旋もなき以前と申位に仰立てられ候處就中此事は逆も行はれざる事ゆへいか様仰せ立てられ候とも相調ひ申さずと關宿より御返答相成候處彼の老姦役宅にて米夷應接いたし其節他の關老申合せ即座に一決致

し終に右の策に相決し申候由追て旗下の士其外幕吏人材の御選舉も内々仰立てられ候由にも密かに相伺ひ居候處此事は確と取留め不申ゆへ他言御無用にて下さるべく候只今の都合に御座候へば當地の模様は随分面白参り申べくの處只々關西の風景如何とのみ焦心勞思の事に御座候追て京師より罷下り候人も之れあり間々事情承り候へ共是れ以て事實相分り兼夫れとても直に駈出し候譯にも参り申さず尙又世嗣君様昨日御登輿御歸路京都へ御立寄り之ある由大に妙と奉存候佐々木男也君も今日俄に一決いたし上京論に相成り只今より發足あり書外後便に付し申べく候幸便も候はゞ關西の風光御申越し被下度申上るも疎かに候へども報國の御忠勤肝要奉存候也

舜拜具

時山老兄
山縣老兄

長井雅樂に對する志士排斥の聲既に斯の如し斯くて幕府は勅命の第三項を奉じて參朝の議を用かず毛利家に在ては甚だ之を遺憾とせしが京師よりは頻りに毛利公の上洛を促し來るより公も勅命歎し難く關下に伏奏する處あらんとて江

戸を發し、上京の途に着きぬ。時に雅樂は嚴命を蒙り、藩地萩に歸るべく江戸を發したるは文久二年六月十八日にてありき。六月末日より七月朔日に掛けて將に京師を過ぎらんとす。雅樂猶重臣の格なるを以て、裝儀堂々備へ頗る嚴かめし。在京の志士松下塾生久坂玄瑞、福原乙之進、寺島忠三郎、堀直五郎、野村和作、伊藤俊輔等相謀て將に之を要撃せんとす。俊輔は當時桂小五郎が藩公の上洛に付て其先容として上京せしに從ひて在り。雅樂は毛利公に後れて江戸を發せしも、草津近傍に至る頃には漸く接近せり。故に久坂等は猶公に陪隨せしものと思惟せしが如し。伊藤俊輔野村和作は鳴川邊の某樓上に於て小酌を催し居たりしが、久坂玄瑞卒然として來り共に相酌み時事を談ず。談長井雅樂の事に及び玄瑞は奸奴誠に天下を誤るものは今夜草津へ一泊するならん。諸君余は少しく氣のせく事もあれば失禮すべしと暗涙眼蓋を濡し、同友相別るゝを惜むかの如き感あつて座を起て去れり。後に残りし野村和作、伊藤俊輔は其の容子尋常ならざるものあるを以て或は雅樂を暗殺せん決心なるべし。同志の決心に對して我等も安閑とすべきにあらずと二人は直ちに席を起てり。折柄沛然として降り來る雨は恰かも櫻田門外の雪とも見らる志士は

いづれも蓑笠の扮装。和作俊輔の兩人は玄瑞を追ふて走せ大津に至て尋ぬれば、矢橋を渡りたりとの消息を得直ちに舟を命じて渡れば、果して在るの同志は久坂玄瑞、福原乙之進、寺島忠三郎、堀直五郎の三人なり。和作、俊輔等謂て曰く君等奸賊を誅して君側を清むるに意あり、何を以てか余等に語らざる平生意氣相許し共に天下の事に盡し死なば一處と誓ひし同志なるに余等を以て軟骨の遊治郎と見しか去りとは甚だ心外の至りなりと。玄瑞等曰く一奸賊雅樂を要撃する何の事かある敢て多士を煩はすの要なし。一朝事に座して處刑せらるゝあらば多士の與みするは甚だ不可なり。余等は要撃の事に任じて身を刑牢に託すべし。君等は宜しく残りて後事に任せよと。俊輔等肯んせず。進んで共に行動を同じふせんことを求む。乃ち要撃の個所を矢橋の渡場と評決し、雅樂の動靜を探ぐらんとして深夜雨を衝いて六人の蓑笠壯士は草津に至り旅宿を搜索すれども見當らず。森山宿に一泊せしと聞き直ちに路を轉じて森山に至れば、夜は既に明けて曉明かに雨は晴れたり。果然一旅宿に長井殿御宿との札を掲げ高張提灯まで樹てり。之れにて長井の居るは的確なれども白晝は到底目的を達すべからず。夜に入て行動せんと彦根方面に向つて

一先づ引取り森山を去る約三四里の宿に於て某料理屋に至り晝餐を終つて各自遺書或は斬奸狀を認めて其の衣襟に入れたり、夜に入て再び森山に到り問屋場に於て聞くに、雅樂は翌朝出發伏見まで到るべしとの事に志士は藤の森に於て要撃すべしといふに評議し、草津より瀬田を渡り石山へ出で淀川を越へて宇治より河を下り伏見に出づ、伏見錢屋と唱ふ旅宿に於て之を聞くに長井の行列は來れども長井其者は丹波方面に向つて歸途に就けりとは、是れ何者か要撃の恐れあるを雅樂に密報するものありたるを以て雅樂は其の裝儀行列のみを遣し又其の駕籠をも遣して雅樂の左も其の中に居るが如く見せ以て自身は途を轉じて難を免がれたるものなり志士の苦心慘磨爰に水泡に歸す、

十、幕府の大政變革

一橋公後見と爲り越前侯總裁と爲る || 横井小楠政治を講す || 列侯會議開かる || 繁文禮を省く || 因循の徒反對す || 多年の徳川政變革す || 天下は徳川の天下にあらざ || 清風翁を慕ふ || 時山直入と秋月梯太耶

米國水師提督ペルリの始めて來航し互市を乞ひしは遠く嘉永六年六月の交にし

て徳川十三代家慶將軍の時代なりしが、當時既に井伊直弼の幕府に於ける權勢は隆々たるものあり、後ち紀州侯の二子家茂僅かに十二才なるを直弼擁立し、國政を専らにせるより人心は離反し、直弼は梅田源次郎(雲)橋本左内、吉田松蔭、頼三樹三郎等五十人の志士を捕へて流斬し、水戸烈公を幽するに及んで人心は益々激昂し、遂に櫻田門外の慘事を生じ、尋で坂下の變をも來せしものなるが、爾來天下の大勢は悉く幕府に利あらず、朝廷を奉じて雄藩に幕府に通るに勅命に隨ふて先づ幕府の首腦を改革すべきを以てし、遂に幕府をして勅命三事の一を奉せしむるに至りしは、既述の如く然り、幕府は先づ政務改善の第一着として一橋刑部卿慶喜を以て後見職と爲し、越前の中將松平春嶽が先きに井伊直弼の爲めに幽閉されしを許して政事總裁と爲す、此二俊才登用は果して幕府が善意を以てせしものならば、素より政務改善の實を見るべかりしが、事實は則ち然らず、依て閣老の權力は未だ容易に春嶽等の容喙を許さず、春嶽は名ありて實なき曠職は余の欲する處にあらずとて、激怒として書を上りて職を辭し、病に託して其の邸に歸り閉居す、内外多難の當時、春嶽去て如何で政務の料理を全ふするを得んやと、後見職慶喜公は大目付岡部駿河を

遣はして春嶽の復職を勸むれども聞かず、春嶽の參謀たる熊本の人横井平四郎(小楠)を招き禮を篤ふして問ふに施政の方針を以てす、平四郎は熊本細川侯の臣夙に江戸に學んで内外の事情を察し儒學の聞へ高し、風を慕ふて其の門に遊ぶもの多く動もすれば國論を動かすの虞れあるを以て幕府之を嫌忌す、越前の松平春嶽侯平四郎の學風と其の英名を聞き之を聘して師事す、遂に其の顧問と爲る春嶽推され政事總裁と爲ると雖も幕府の情弊は猶幾多の姦物を留めて閣老の權勢を保推するより之を憤りて斷然其の職を去るも慶喜公は春嶽を待つにあらずんば天下の事治むべからずと爲しさては其の顧問平四郎に施政の方針を下問するに至りしものなり、下問に遭ふて横井小楠は卷臺を置き書冊を開て古來の政策得失を論議し、且つ曰く當時救済の策幕府の犯力を以てすべからず、宜しく海内合同の力に依て之を斷行するにあらずんば不可能なり、故に方今の急務たる將軍上洛の如き其鹵薄を質素にして民力の勞費を節し、諸侯妻子の歸封を釋し、參勤交替の制を改め、以て政令の寛を示し、海軍を興起して兵力を養ひ、交易を公平にして、諸侯と其利を同くすべしと、喜慶公始め岡部駿州大に之を嘉みし、閣老有司等亦以て此の説を

是なりとして採用すべきを聲明す、

此に於て春嶽漸く出で、登營し常に此の方針を以て閣議を凝らせり、之より幕政の改革着々として歩を進む、文久二年十一月十五日將軍家茂公は列侯を黒書院に會し親しく諭告文を示す曰く

先般申聞け候通り諸令變革に付ては參勤交替の儀も相改め候條武備充實候様可心掛尤も委細の儀は年寄共より演說に及ぶべく候存じ寄り之れあり候は、忌憚なく申聞べく候

終て總裁閣老等は更らに列侯を大廓下に集め之に書を示す曰く

方今宇内の形勢一變候に付外國の交通も御差免じに相成候就ては全國の御政事一致の上ならでは相立ち難き筋に候處御大禮等相續一新の機會を失ひ天下の人心居り合ひ兼終に時勢此の如く切迫に及び候次第深く御痛心遊ばされ候に付ては上下擧つて心力を盡し御國威御更張遊ばされ度思召され候尤も環海之御國海軍興されず候ては御國力相震はず候に付追々御施設相成るべく候へども此儀は追々仰出さるべく候右に付ては參勤年割在府の日數御緩めの儀追

て仰せ出さるべく依ては常國在邑致し領民撫育は申迄もなく文を興し武を振
ひ富強の術計厚く御心掛け銘々見込みの趣之れあり候は、腹藏なく申立心得
に罷在るべく旨仰出され候

八三

右終つて諸侯は互に其の國情を述べて利害を議す宛かも是れ當今の地方官會議
に於て總理大臣以下各大臣が訓諭を爲して國政の大方針を示し以て相諮議せし
むるに似たり此の會議を起せし事は春嶽平四郎の説に基くといふと雖も之れ毛
利慶親公の主張と合せしものなるを以て此の會議に於ける諸侯の眼は實に長州
公に注がれ長州公の國政改革に對する意見如何と注視さるもの、如し然れども
公は輕忽に言語を發せず只列侯會議の重鎮として見られたりき
斯くて幕府は達文を諸侯に發して其の乗切り登城及び歩行登城を許し城内隨從
者は力めて其の數を減じ諸侯定期の儀式登城を省減し諸式日其他渾て衣服の制
を簡にし後ち又將軍の外行に沿道の民戸窓蓋を掩ふを要せざるものとせり是れ
實に非常の英斷を行ひ繁文褥禮を省きたるものにして二百有餘年前家祖家康が
江戸に覇を開てより禁中條目なるものを設けて皇室の行動を制限し公家法度な

るものを制定して公家を抑制し武家法度を設けて諸國の大名を制仰し自から關
東八州を根據として譜代の諸侯に頒布して自家の擁護に任じ參勤交代の制を設
けて大名の割據強大を拒ぎたり幕府永久の安全策は茲に破られたるものなり
豈に幕府の爲めに一大變革にあらざるなきか由來徳川氏の諸侯に對する政略は
其の勢力の伸張を禦ぎ家政を紊亂せしめて他事亦顧みるに遑なからしめ財力を
盡さしめて兵力を養ふを得ざらしむるに在り故に諸侯にして繼嗣なきものは家
名を絶ち新に城廓を築くを禁ず之れを以て其の正妻に子なからんことを恐れて
諸侯は各妾を畜へて以て繼嗣を得るに力む爲めに御家騒動は常に絶ゆる事なく
して力を藩外に動かすに遑あらず將軍の命なくして兵を動かすを禁じ將軍の許
諾なくして婚姻を結ぶを禁ず其の結婚を私にするを禁ずるは是れ諸侯間の親疎
を察して相通するを制肘せんとするが爲めなり妻子を江戸に留めて人質と爲し
以て反亂を未萌に防ぎ競ふて盛裝壯儀を爲して參勤交替せしめ又木土を起さし
め響應を盛んにせしめて以て財力を盡さしめて力を養ふの餘地なからしめた
り此の政策や實に家康の發意に起り三代將軍家光に至て愈よ完成したり蓋し徳

八三

川○氏○が○能○く○十○五○代○の○家○系○を○保○ち○二○百○六○十○有○餘○年○の○久○し○き○に○涉○り○て○盛○名○を○落○さ○
り○し○は○實○に○其○の○政○策○の○得○た○る○も○の○あり○し○が○爲○め○な○り○然○れ○ど○も○時○勢○に○は○敵○し○難○く
風○潮○は○抗○す○べ○か○ら○ず○十○三○代○以○後○に○至○て○滔○々○た○る○西○歐○の○風○潮○は○東○漸○し○來○て○日○本○の
假○太○平○の○夢○を○破○り○國○論○を○し○て○紛○々○歸○す○る○處○を○失○は○し○め○幕○政○の○專○横○は○其○間○に○於○て
人○心○の○激○昂○を○招○き○さ○て○は○永○代○の○政○務○を○變○革○し○て○遂○に○維○新○の○動○機○を○作○く○る○に○至○り
し○な○り○這○般○改○革○施○政○案○の○近○日○よ○り○實○行○さ○れ○ん○と○い○ふ○の○説○出○る○や○幕○府○因○循○の○徒○は
參○勤○は○實○に○德○川○家○の○安○固○の○基○因○に○し○て○之○を○廢○す○る○は○必○ず○將○軍○の○位○地○を○危○ふ○す○る
も○の○あ○ら○ん○と○之○に○反○對○し○將○に○春○嶽○を○殛○さん○と○企○つ○る○も○の○あ○る○に○至○る○時○に○毛○利○元
德○公○京○師○よ○り○東○下○し○て○江○戸○に○在○り○父○公○は○京○師○に○入○り○て○在○ら○ず○乃○ち○元○德○公○掛○員○と
共○に○議○し○て○曰○く○物○議○の○紛○紜○す○る○所○以○は○府○下○の○小○民○列○侯○の○趨○從○役○使○を○業○と○し○て○生
計○を○營○む○も○の○夥○し○彼○等○が○活○計○の○窘○困○を○來○せ○る○よ○り○此○の○改○革○案○の○主○動○者○を○怨○恨○す
る○に○出○る○も○の○な○り○然○る○に○越○侯○春○嶽○の○此○事○に○任○じ○此○事○を○行○ふ○は○春○嶽○侯○の○意○に○出○で
し○に○あ○ら○ず○し○て○深○謀○あ○る○叡○慮○に○出○で○た○る○な○り○若○し○諸○侯○中○或○は○俗○論○輩○の○意○旨○天○下
を○以○て○德○川○家○の○天○下○と○思○考○し○て○私○論○を○逞○ふ○す○る○は○天○朝○に○對○し○て○不○忠○之○よ○り○大○な

か○は○無○し○宜○い○く○衆○庶○に○諭○し○て○聖○旨○の○在○る○處○を○氷○解○せ○し○む○べ○し○と○毛○利○公○は○幕○令○の
發○布○頗○る○我○意○に○協○ひ○遠○か○ら○ず○王○政○復○古○の○期○至○る○べ○し○と○喜○び○其○の○勵○行○に○努○力○す○る
處○あ○り○し○な○り

是○れ○よ○り○先○き○松○下○塾○中○剛○直○の○聞○へ○あ○る○時○山○直○八○は○京○師○の○事○を○久○坂○玄○瑞○に○託○し○て
關○東○の○風○雲○を○觀○測○せ○ん○爲○め○江○戸○に○潛○め○り○幕○府○常○に○其○動○靜○に○注○目○す○る○を○以○て○直○八
は○更○ら○に○時○事○を○語○ら○ず○只○學○問○修○業○の○書○生○と○し○て○學○者○の○間○を○來○往○す○關○東○の○形○勢○を
知○ら○ん○爲○め○に○は○會○津○藩○の○志○士○に○交○は○る○を○必○要○と○し○た○り○し○が○某○所○に○於○て○會○藩○の○少
壯○學○者○秋○月○悌○太○郎○と○會○す○意○氣○相○投○合○し○互○に○義○を○以○て○結○ぶ○一○日○悌○太○郎○直○八○に○云○て
曰○く○長○州○の○藩○公○は○至○慎○至○重○に○し○て○一○舉○手○一○投○足○敢○て○苟○く○も○せ○ず○勤○王○の○忠○義○は○滿
胸○の○塊○と○爲○つ○て○專○ら○國○家○の○爲○め○に○盡○さん○と○す○明○君○賢○主○斯○の○如○き○は○水○戸○烈○公○以○來
未○だ○見○ざ○る○處○而○し○て○能○く○此○の○明○君○を○補○佐○し○て○忠○勤○一○貫○の○至○誠○を○養○ひ○た○る○も○の○は
村○田○清○風○翁○な○り○と○聞○く○余○や○翁○の○風○姿○を○偲○ば○ん○こ○と○を○思○ふ○や○久○し○幸○に○翁○の○遺○物○に
し○て○吾○等○が○精○神○を○鼓○舞○す○る○に○足○る○も○の○あ○ら○ば○之○を○願○た○す○や○と○直○八○曰○く○然○り○清○風
翁○は○實○に○勤○王○靈○の○化○身○に○し○て○其○の○剛○直○な○る○事○恰○か○も○德○川○家○の○大○久○保○彦○左○衛○門○の

如し藩公を養成せしは實に翁の功勞にして長藩志士の議論を一統せし松蔭先生も亦翁の養成に長せしものなり我藩の壯士能く今日の正義を唱ふるに至りしは全く翁の賜ものなり君が他藩の人として翁を慕ふ果して斯の如くなるは吾等の面目とする處翁や書を克くす近日之を寄贈すべしと悌太郎其の厚意を謝す其れより談は時局の事に及び直八は悌太郎に向て方今關東の形勢頗る非なり邪は古來正に勝ちたるを聞かず幕府皇室を蔑ろにし大權を蹂躙して天下を私す是れ實に天の怒る處にして下同じく憤る處我藩公夙とに之を憂ふと雖も機未だ至らずとして事を舉るぐに逡巡す我等志しを天下に抱くもの宗廟の爲め社稷の爲め一身を抛つを惜むべけんや、一天萬乘の君を幽辱に出して其の聖明を四海に輝がやかし以て藩公の素志を達せしむるは天下正義の爲め吾等の任務なりと信す君以て如何と爲すと悌太郎答て曰く長州公の至誠は夙とに余の感佩する處余先年萩に遊びて貴藩の城内に入り藩論を聞て大に同する處あり願くは君と誓て之より勤王に周旋すべしと爰に於て兩人は殆ど刎頸の交りあり直八當時梅南と號す山縣狂介が千束と變名して京都に在るに寄せたる書狀は以て直八の人物と悌太郎の事を知るに足るものあれば左に録す直八文章を能くす此の書狀再讀三讀して無量の味ひあるを覺ふべし

秋氣相催し候處先以御清祥御處勤成され候旨欣然之に過ぎず候次に小生無事罷在赤面の至りに奉存候扱先便に村田翁の書御贈り下され忝く奉多謝候早速會津藩秋月悌太郎と申人へ差遣し申候此悌太郎は常節會津邸の文學教諭方を勤候仁なり

彼邸にては人物にて御座候先年御國元へ來り候也秋月も殊の外歡び居候決して老兄御秘藏になし置かれ候分共にては之れ無候哉と察居候小肉翁馬共戸左も過る五日立にて歸國中々頼母敷人物に御座候爰元にては正論と申すは此の肉翁一人也長印長井も先日出立にて歸國御周旋事も相運び候様子此の儀に就ては小生一向議論も無之候議論なきには無之候へども千變萬化申ども行ふべき人物之無故詮方なき次第にて無口に相成候小生も浩然の氣を受け候て生れ候事ゆへ各々の氣質を以て御奉公するがよしいづれ棺桶へ足を入る、迄には天地に恥ぢざる事も出來申可候其の中頓死をすれば夫れ迄なり文學勉強する

が先づ宜しく候所詮前後を顧みず論を發し跡にてはこまり入る事もあり是等皆知識の不足と存候故孔孟の力を借る事急務に候穢土々々申も長き事にて形勢を書記するも赤面の至りに御座候御殿山へ英夷五六萬坪の旅館を築き御陣ヶ原へは耶蘇寺を立る風聞七轉八倒大狼狽夫れに長州には人才揃ひ故御參府杯と申説實に合點致さず候廟堂の議論通りに一國一家の事を周旋する節にては之れなく神州回復する周旋は急務なれどもどうもそこにはおかしき事も有之あいまいごもにては之れなく候哉今度の周旋行はれ候へば防長の光ども相成り可申なれ共どうもおかし航海々々と申て何分船へ乗る事が出来ては茲にては戰を以て航海せねばして益なし和を以てする時は手が伸びて氣魄の仲事は何年待てもなき事也老兄等如何の高論承り度候尙々明晩は十五夜の月なれど武藏野も荒野に相成りし事故高吟も出来申間敷候

千束老兄

梅南生

十一、毛利家の奉勅

慶親公京師に入て關西の形勢を知る || 我藩起つにあらずんば皇室を

奈何せん || 藩邸合議 || 穆和派と急激派の甲論乙駁 || 益田彈正の断案
 || 國家の危急に際して誰か補公なる者ぞ || 藩論一變 || 松下塾論の實
 現 || 藩公參内攘夷奉勅

勅召に依り慶親公父子は京師に入りしに關西の議論と關東の議論は全然其の歸する處を異にし京攝の間は勤王諸藩の議論を蒐めて將に回天の動機を呼び起さんとするもの、如し公が江戸に在て臣下の報告を待ち天下に臨まんとしたりし時の理想と現實の形勢とは全く反對なり爰に於て公は先づ重臣を集めて會議せしむる處あり益田彈正、毛利筑前、毛利伊勢、安戸九郎兵衛、浦鞠、負井上小豊、後、周布政之助、兼重、讓藏、山田宇右衛門、中村九郎兵衛、桂小五郎の諸士相會し曩日の公武合體建議を拋棄するの利害に就て大に討論す、中村九郎兵衛、桂小五郎の如きは京師の事情を知悉せるが故に、建議、拋棄論を主張し、曰く嘉永以來攘夷の叡慮は確乎として動かすべからざるものあり、只彼の下田條約を寛容せられ攘夷の期限を猶豫されたるは一は幕府の強請により、一は其間に於て列藩の意向を聞かんとしたるが爲めなるべし、先きに長井雅樂を以て建議したる旨趣は我藩が遠略の在る處なり

九〇
勿雖も現下天下の形勢は既に此の深謀を許さず殊に至尊陛下は我藩が三百諸侯に卒先して奮然國難に當らんとするの精神を嘉賞せらる宜しく叡慮の在る處を遵奉して國事に盡すべし即ち叡慮は攘夷に在り斷然起て奉勅の態度を鮮明にせば列藩風を望んで來り投せん大義明分之よりは良きはなしと前論を翻へすべきを主張し毛利伊勢山田宇右衛門の如き老成者は之に反對して曰く叡慮の遵奉は固より言を待たずと雖も熟ら幕府の情況と列藩の形勢を視察するに條約の破壊は近き將來に大なる國厄を來すべく攘夷の事亦頗る實行に難し列藩の意向猶未だ明かならざるもの多しして倭幕の徒尠しとせず一朝事を擧ぐるに及んで列藩は幕府を佑けて我を妨げるが如きあらば遂には國內麻の如く亂れ億兆を塗炭に苦め外夷をして機の乘すべきを得せしむるに至らん此際輕忽に藩論の變動を來すは不可なりと小五郎等更らに之を駁して苟くも事宗廟の大事に係る以上は列藩の向背豈に顧るの迫あらんや天地正大の氣は大義の明かなる處に在り殊に聖上には神明に祈禱あらせられ朕躬に及んで曠古無比の國體を外夷の爲めに辱しめば列祖の靈に對して謝するの辭なしと爲し玉ひ軫念の餘り遂に一旦宸位を

下らんとまで御決心ありしと洩れ承る抑も一天萬乘の至尊をして斯くまでの軫念を煩はしむるは誰の罪ぞ幕府の專横下田條約の結果にあらずや聖旨凛として動かすべからざること此の如し血ある神州の男兒として如何で此際默過し去るを得べきぞ成敗利鈍は是れ時の運のみ寧ろ大義名分を明にして死するは藩の名譽にあらずや今の時に及んで我藩起つにあらずんば何れの藩か能く皇室の凌辱を雪ぐものぞと痛論し宇右衛門等は防備の未だ成らざるに先だち俄かに戰端を開き空しく敗衄を取るが如きあらば却て國體を損するの道理殊に聖上の御親認ある我公にして輕舉事を誤るが如きは聖旨を汚し奉るものに屬す宜しく慎重に慎重を重ねて願くば暴舉を戒めざるべからずと切議す甲論乙駁其說異ると雖も勤王の至誠に至ては皆一なり只其穩和派と急激派との議論相岐れしに過ぎず衆議紛々歸する處を知らず或は既に劍を按して將に決闘に及ばんとするもあり時に最前よりの爭論競議に耳を傾け一言も發せざりし益田彈正奮然として決意を示して曰く今や釐殺の下に在りて天下危急の事を議す諸君の熱誠なる忠義の氣魄は堂に満ちて其の歸向する處を選ぶに在り義既に明かなる以上は成敗を豫期

九二
するに遑あらず、楠公の奉勅、湊川の敗あり。雖も後世未だ楠公の拙劣を語るものあるを聞かず、去れば成敗は決して毀譽の基にあらず、功成るも尊氏の如きは賊名を萬世に残すにあらずや、今や藩中一般の輿論を求むるに遑あらず、余は諸君に問はんと欲す。國運の危急に處して、湊川の楠公たらんと欲するの意あるや否と、小五郎、羅如として進んで曰く、一藩を擧げて皇室の犠牲と爲すべし、志士既に京師に集るもの幾百千、正義の旗一度閃めければ、各藩より呼應するもの亦多からん、君臣一團の正氣奉勅攘夷の魁と爲る我藩の名譽と大義とは蓋し不磨の美芳を後世に垂れんと、衆皆之を是として爰に藩論は一變し、奉勅攘夷に決す、是れより毛利公の態度全く幕府と京師の調和を離れて一に皇室の藩屏たるに専らなるに至れり、併しながら藩公が説を二三にしたるにあらず、始め公武合體に周旋せんとしたるも、幕府遲疑して其の歩を進めず、躊躇逡巡決する處なく、國家は次第に危殆に瀕するを以て、餘義なく前説を抛ち、斷乎たる處置に出るに至りしものなるなり、藩論の一變を以て説を左右にし、節を二三にしたるものと誤解する勿れ、藩論一決するや、直ちに毛利伊勢を正親町三條兩卿の邸に遣はし、嘗て長井雅樂の上れる建白書の却下を

請ひ、今、回、決、議、の、藩、論、を、執、奏、さ、れ、ん、こ、と、を、求、む、是、れ、よ、り、勅、旨、は、慶、親、公、に、下、り、公、愈、よ、采、配、を、執、て、堂、々、義、軍、を、擧、ぐる、に、至、る、の、壯、快、事、は、之、よ、り、出、づ、べ、し、
公武合體の論必しも非なるにあらず、然れども時勢の風潮は日に益す急にして、幕府が到底武權を公邊に委ぬべきを肯んせざる事を豫想するの志士は、斷じて幕府の政策を破り攘夷を執行するにあらざれば、聖上を安きに奉じ、民を塗炭に救ふ能はざるべしと爲し、公武合體の如き迂遠なる政策の須ふべからざる事は、明敏なる慶親公一度び京攝の形勢を視察して之を知りたり、爰に於て藩邸會議を開かしめ、前議を翻へして藩論を攘夷斷行に一決せしむるに至れる、此の如し、時に文久二年七月にてありき、
聖上恒に慶親公の至誠を開召され、又長藩の志士皆勤王に盡瘁すべきを誓ふて、登殿の下に集るをも聞召され、公に依て天下の事を圖るにあらずんば、誰か能く宗廟を保つものあらんやと、此月十六日公を召さる、公參内す、先づ學習院に出候すれば、禁裏附役番二人極めて叮嚀に公を出迎へ、茶菓の饗應ありて、非藏人二人出で、給仕す、皇室に於て諸侯を遇せらるゝ、事斯の如きは古來稀なり、須臾にして、穗波丹波

介は公を會所に導き、中山大納言、正親町三條大納言、野宮宰相左中將定功の三卿出で、之に接し、公に賜ふに左の勅書を以てす

- 一 長井雅樂申出候書取之内謗詞似寄の儀は一件委細演説に及び候通の叡慮に在らせられ右思召の御旨趣伺取方相違の段は自元御遠察御水解の御事にて御遺念左らせられず候間以來とても必ず無掛念候との御沙汰の事
- 一 去五月仰出され候勅使關東へ差遣はされ候に付被仰出候叡慮彌以て御貫徹相成候様御依頼仰出され候事
- 一 長門守へも先達仰出され候通り公武極意相心得周旋の儀御依頼在せられ候事

公此の勅書を拜し感泣措く處を知らず東衣を拂ふて三卿に誓ひ苟くも不肖、毛利大膳竝に世子長門守在る以上は宗廟を安きに置き天下國家の汚辱を雪がんと伏して希くは叡慮を安んせさせ玉ふ様御執奏を乞ふと言上あり三卿頗る満足の色ありて公の決心誠意のある處を奏上せしに聖上亦頗る嘉賞し賜ひ直ちに謁を玉はんことを三卿に諮らせ玉へども諸侯に親しく拜謁を仰せ付けらるゝは異例の事にして今獨り慶親公に謁を玉ふが如き事他の諸侯に聞ふる時は始念を起して天下の形勢を攪亂するに至らんも計られずとて今回は謁を玉はらざりしものなり然れども至誠慶親公の面影は聖上陛下畏こき乙夜の正夢にも映じ玉ひしと洩承る公は勅を奉じて叡慮貫徹の事に盡力すべき旨を幕府に申達し周布政之助、兼重讓藏、桂小五郎等を江戸に遣はして薩藩の大久保市藏、堀次郎等と謀る處あらしむ斯くて公は先きに幕府に勅命ありし三事決策の勅旨に關し疑義のある處を條陳して朝旨を候す要は右三事の内第一第三は同一の目的に歸着すべきを以て之を一事と做し第二は第一第三決行に至れば之を拋棄すべきものなりや等の質議を起し朝旨の在る處を拜聴して愈よ二事六ヶ條を表明して之に向て勅使を幫助して島津三郎久光侯と共に盡力する事と爲りぬ、公は閩藩の趨向を一にせんと欲し此月二十四日親諭書を在邸の藩臣に下し添ふるに老臣の副書を以てす、公が藩の輿論に重きを置き臣下の議を採擇するに努むること此の如く、又奉勅の名分を明かにし理由を明白にする事に注意する事前段の如し、公の炯眼注意の周到なるは實に策に遺算なき所以なり、親諭竝に副書は左の如し

從來存意官武へ申立候は偏へに天朝へ忠節幕府へ信義祖先へ孝道相立候決意に候今般上京叡慮の向はせらる、處盡力周旋仕候段御請申上候然る上は如何様の困難にても忠節を確守し信義孝道隨て相立處置せしめ候間我等旨意を體し國家の爲め奉公を遂ぐるに於ては本懐たるべく候

噫呼公が事を擧ぐる苟くもせざるは此の親諭書の名分明なるに依て知るを得べし天朝へ忠節幕府へ信義祖先へ孝道と宣せらる、何ぞ夫れ烈にして而して明なる斯の如き老臣の副書に曰く

副 演 書

去夏以來官武の御間御周旋御盡力被成候は御祖先様に御孝道立てられ度どの御趣意に在らせられ候今般御上京の上叡慮の向はせらる、處御周旋遊ばされ候段御請ひ仰上げられ候に付ては右三道共全く相立御整儀は勿論の事に候へども萬一も至極の御難儀に御遭遇在らせられ節の御心算豫め御決定成されずとは竟に御趣意も相貫かずとの御事にて衆議御參考御熟案遊ばされ候處時に

寄り處に隨ひ候ては天倫第一の忠節を御純守遊ばされ候て孝道も信義も隨て相立候場合之れあるべく其節の御處置御決心の趣も在らせられ候に付此の往き御周旋一件取扱候面々は別て事に臨み輕重の宜しきを制し心得違ひなき様にと被仰出候に付御家來中右御決定の深意を奉體御奉公の覺悟肝要にあるべく候事

十二、元徳公東下準備

國家の安危を一身に荷ふ||朝旨六條の要義||元徳公亦勅訓を拜す||
元徳公江戸に下るの命を受く||津和野侯來り投す||各支藩各任あり

大膳太夫慶親公の勅を奉するや世子長門守元徳公を先づ東下せしめ重臣をして之を扶けしめ幕府をして朝旨のある處を決行せしむるに周旋する事と爲りぬ其の世子をして東下せしむるに先だち此年八月中村九郎を中山卿の邸に遣はし朝旨六ヶ條の質疑書を奉呈して以て叡慮のある處を候す朝廷附するに旨を以てす其の要に曰く

一、外○國○ど○の○假○條○約○を○破○毀○す○べ○し。

二、遺失の職員は責罰すべし。

三、正義者の罪科は赦令を發すべし。

四、條約破却の上は海内決戰の意を以て防備を講ずべし。

五、神宮及び京師の防禦を嚴にすべし。

六、將軍上洛に決せば今秋松平越前上京は猶豫するも可なり。將軍上洛の上は列侯豫參の盛典を擧げ以て公武榮久の基を開くべし。

公の慎重なる他くまで朝旨の在る處を審かにし而して後にあらざれば行動せず是れ公が名分を尊び責任を重んずるが故なり、公今や朝旨を審かにす、意氣昂慨最早何物の障害あるも一步も退かず一家を擧げ藩を犠牲にして、聖上を安きに奉じ帝國の國威を發揮して國家を永遠に榮へしむべき大任を一身に荷ふべきを神明に誓へり、公既に此の決心を爲す、岩を貫く梓弓、鐵石の丹誠、儼として動かす、每朝束帶を直して皇宮を拜し、至誠王事に勤むるを宣し、玉ふ一日世子元徳公を京師河原町の邸に召し授くるに朝旨の在る處を以てし、勵ますに小楠公の事例を以てす、炯眼煌として人を射、語氣鋭厲にして儒夫をして起たじむ、諄々として説き懇々とし

て諭し皇室の衰頹幕府の遠勅を論ずるに當り感極まつて涙潸然胸迫まり語發する能はず、陪する者皆嗚咽して憤慨の意氣天を衝く、公が赤誠を以て世子を勵まし臣下を薰陶する事斯の如し、長藩の志士が維新の大業に當て遺勳大なるもの豈に偶然ならんや

世子元徳公父公の旨を受けて參朝學習院に候す、廣橋一位、中山大納言、正親町三條大納言、坊城大納言、野宮宰相中將出で、之に接し、賜ふに勅旨を以てす、父公既に勅旨を奉す、今又世子元徳公の之を拜するあり、公如何でか感泣に堪へざるべき如何でか奮然として起たざるべき、三百の列藩諸侯ありと雖も直接勅旨を拜するものは實に毛利公の父子のみ、毛利家の朝廷に信認ある以て知るべし、毛利家の名譽實に絶大といふべし、元徳公の拜せる勅旨訓令は左の如し

戊午以來官武降黜幽閉等の輩追々再出に相成り候處地下に於る輩は今以て其儘の分も有之候間早々赦免之あるべく様思召候三條故入道内府儀は忠魂を慰められ右大臣を贈られ候に付ては水戸故中納言出格の儀を以て大納言を贈られ度思召候且往年長岡驛等にて横死候者共より始め其餘安島帶刀鶴岡吉左衛

門列以下諸國の士關東に於て死罪且つ牢死致し候者又は流罪幽閉等にて死亡之者或は櫻田東禪寺又は坂下等にての一件其餘國事に死し候輩近くば伏見一舉等にて死失致し候者共靈魂招集禮を以て收葬子孫をして祭祀せしめ候様被遊度尤も現存の者共は夫々舊の如く相復し候様との寂慮に在らせられ候存亡に拘はらず此事に與かり候輩姓名其向々取調べ洩さず様早々申上べく其上前條の趣御處置在らせられ度思召候事

水戸故中納言國家の爲め忠節盡力卓越の段深く寂感に付大納言を贈られ候儀に付猶又當中納言に於ても其の遺志を繼ぎ皇國の爲め丹誠あるべく段幕府より申渡され候様遊ばされ度思召候事

此の勅旨の膠本二通を造り一は幕府政事總裁職に一は閣老に授けて毛利元徳公に此の資格を與へたる事を朝廷より證明せられたり
毛利元徳公勅旨を奉じ父公に先だちて東下す慶親公は佐世八十郎中谷正亮等を文學修行の爲めとして江戸に至らしむ其の實は世子元徳公の周旋を輔けしむる爲めなり

又石州津和野の藩主龜井隱岐守は毛利公の勤王大義を聞き之に投じて共に鞅掌せんと希望あり其臣福羽文三郎を京師に遣はし中村九郎桂小五郎に就き毛利公の援引に依て勤王の事に周旋せんことを請ふ公其の請を容れ即日家老益田正をして文三郎を召し之に云はしめて曰く隱岐守東勤の途次京師に入らば宜しく元徳公東下周旋の補助を託すべしと文三郎大に満足し其の趣を藩主に報す津和野侯乃ち入京慶親公に謁す公儼然として龜井侯に問て曰く侯が今我藩と共に勤王に奔走せんと要めらるゝは抑も何事に感せられたるものなりやと龜井侯答へて曰く幕府の非政近來天下の人心を收攬する能はず加ふるに天朝の旨に違ふの廉多し外患頻りに迫つて國內人心安からず到底幕府の不斷に任すべからず此の際天下の輿望を維ぎ天朝の信認を得る至誠一片の勇藩出でずんば國家の亂脈復た収集すべからず聞く公の赤誠一に勤王に在り將に朝勅を奉じて奮然決意幕政の改革と天下の治平に任せんとすと貴藩の名聲噴々として天下に揮ふ是れ一に公の徳なり公の誠なり余は之に感じて忠君の一端を盡さんことを思ふ願はくは公指導の下に王事に奔走するの榮を得せしめよと慶親公欣然として曰く良し

侯にして此の誠意あらば幸に相提携して王事に勤めん、事の成敗は時運に任じ名分を明かにして後世に恥を遺さざらんことを欲せん、若し夫れ曲直に至ては聖天子あり、我意亦他を顧るの遑なし、侯夫れ余の赤心を諒とせば、幸ひに今世子長門守勅旨を奉じて東下の途に在り、將に幕府に向て攻難の議を試みんとす、然れども年猶若くして或は勅命を辱かしむるあらんことを恐る、重臣をして之を補佐せしむと雖も侯の如きも往々共に佐けらるゝを得ば、望外の仕合せなりと、龜井侯聞て大に面目を施し、其旨を快諾し、乃ち臣下を率ひて東下の途に着けり、之より津和野藩は長藩指導の下に王事に奔走する事となりぬ。

岩國藩主吉川監物侯は宗藩の態度愈よ鮮明と爲り、慶親公が京師に於て劇務に鞅掌せるを聞き、其臣桂九郎兵衛を京師に派し、公に言はしめて曰く、國事漸く將に多事ならんとす、公今天朝の信認を得て劇務に在り、其の勞實に國家の爲めに謝せざるを得ず、我支藩として坐視するに忍びず、臣を派して犬馬の勞に服せしめんと、公深く其の意を諒して之を賞す。

長府の毛利左京元紀侯時に病に在り、使臣桂縫殿を京師に遣はし、左京亮夙どに上

京親しく公と世子とに聴き、以て國事に任せんと欲し、意願る昂れども如何せん、宿病猶未だ癒へず、爲めに徹衷を果す能はず、已むなく自分に代はり、臣をして士卒若干を率ひ上京せしむ、幸ひ宗藩の馳使に任せんと、乃ち士卒を派して公及び世子の警衛に當らしむ、公深く之を謝し、元紀侯に病の休養をす、む公が精力の慥かなる炎熱をも厭はず、殿舎の狹隘なるに日夜一處に端坐して國事を裁斷し、毫も倦怠の色なし、常に侍臣に語て曰く、方今天子日夕國事に軫念を勞し、玉ふ人臣たる者、豈に寸時の安逸を貪るべけんや、邸舎狭しと雖も、皇宮の荒廢に鑑みれば、何の忍べざる事かあると、臣下の邸舎増築を勸むるを却ぞく、藩士等竊に公の精勤に感ずれども、或は公に病を發せんことを恐れ、木屋町鴨川の河畔に待賓場を建造せり、是れ各國志士の京師に集るもの多きを以て、長藩を尋ね來る者を接待すべき必要より、已むなく之を建造せるに至れり、然れども公は其の新造を許さず、古屋を修理して建造したるものなり、以て知るべし、公か謹嚴にして心一に王事に在りて、他を顧みざるを、其德行遂に天下に聞ふ。

清末の毛利元周侯年長にして世務に馴る、慶親公乃ち元周侯を召して世子元徳公

の周旋を補佐せしむ、清末侯頗る勤直にして而して世務に通ず宗藩世子の後見役として東下するは誠に適當の任務なりしなり、

十三、廻瀾條議

久坂義助の意見書士風を興し節義を顯彰す幕府の問罪を脱く勅諭貫徹を論ず國防の要を忘るを詰る皇室の尊嚴を論ず

毛利元徳公の東下勅旨を奉する時に當り、久坂玄瑞は恰かも長井雅樂を襲撃せんとして遂げず其の罪に坐し謹慎して京都の藩邸に在りしが其の間溢る處の憤慨を筆に委したる大文字名けて廻瀾條議といふ、是れ實に玄瑞の政弊打破に關する意見書にして藩中採て以て之に據りたるもの多し、近來の一大政論なれば長文を厭はず之を録すべし

廻瀾條議

第一條

今般御兩殿様榮毅之下に御出張御内勅之趣御受遊され候に付ては誠に以て平生の御忠誠貫徹仕り御先代の御英靈を御慰遊ばされ候事此機失ふべからざる

の時に候御大急務と申は午歳の勅諭を貫き幕吏之正邪を糺し夷人を下田條約に引戻し萬一承引仕らずば膺懲捶伐之外御所置之有間敷と御決心遊ばされ急度御徹底候様御盡力在らせられ度奉存候然る處幕吏の正邪を糺し下田條約に引戻し候なご朝廷の御興廢神州の御安危にも係り候程の御事にて中々容易ならぬ御艱難に之れあるべく候へば先以て御内輪之正邪を相糺し君子小人之辨明白に相立士氣を奮興し節義を碎勵し閩藩一統方を知る様相成らず候ては尊攘之御盛意迎も々々貫徹仕間敷候癸丑以來追々御直書付並御建白書等奉窺候處寂慮御遵奉人心一和夷狄の術中に陥らざる様御趣意と相考へられ午歲に相成候ては御直書付にも朝廷より仰出され候次第關東にて私意を以て種々之道理を付し御尊奉無之候は、此餘逆鱗如何程に經候哉も難計に付内外之急變必然の事に候上下心を合せ一和を本とし今日より死生一致と相心得 皇國の御武威相立候様心掛くべくなご仰せ出され候吉田寅二郎をも關東へ御引渡に相成竟に長井雅樂一己之邪心よりして折角天朝御尊奉之御旨趣も相貫き申さず却て天下之御疑惑を蒙られ候ほどの事に相成イカにも口惜次第に付何分火

急に御内輪之正邪御糺明仰付けられべく候此度首尾能く御内勅御受に相成若殿様御東下遊ばされ候に付ては勅使竝に薩藩仰合され幕吏の正邪を糺し勅諭の相貫候様遊ばされずては相叶はず候長井雅樂既に御國へ差歸され候へども其結局だに未だ決せず候ては雅樂如何に御殿罰仰付けられ候哉など御尋ね仕候者有之候共御返答も在らせられず中々幕吏共の正邪を糺すなど之事御一言も御口出相成問敷儀之れあるべくに付早速殿重の御裁決仰付られ候はずては相叶はず候此度宮様竝に三公及び尾張土佐等御愼相解け越前一橋御出沒在らせられ候ほどに相成候上は地下官人藩士浪人尊攘之爲めに繋囚幽閉せられ候者は已に放去し斬刑に處せられ候者は其忠魂毅魄を御吊らひ成され候様薩藩等仰合され御配慮在らせられ度奉存候處先以御國に於て吉田寅次郎は忠烈節義之士にて百頭百奮別て六年之幽囚に罷在國家の爲め日夜苦心仕居候折柄非常の御寵命を以て門人相對差許され内密持論をも申上候様仰聞けられ候に付殺身殉國の志益切にして終に相果申候然る處閩藩の議論毀譽一ならず甚しきは御厄害を引出し候國賊など罵り候ものも有之實以て残念の至りに候何卒山

岳の御恩旨を以て小塚原之遺骸改葬之御都合成し賜はるべく候最も近年和氣清磨卿に朝廷より謚王大明神之宣命賜はり候御事にて天下の志士誰か感激せざるものあらんや何卒君上より謚號褒詞なり共寅次郎死後に仰付けられ候へば閩藩之士民是れが爲に感激仕節義廉耻之風興起仕べく候(浦生君平夷狄を退治せんり申べくと申されしが今般勤王の御威意にて御出張遊ばされ候上は)抑も雅樂不臣の罪を罰し寅次郎忠義の魂を吊ひ正邪の辨明白に相立ち君子を進め小人を退け正義確然富士山の勳かすべからざる様之れあり度人君は何れ劉備の孔明を水魚に比し孫權の諸葛瑾を謂て神交と爲す類の如く精忠至誠之者敦樸慈直の者不斷御側近く召出され天朝之御模様各國々の形勢夷狄の事情等打明けて御話無之候ては時勢情實通し兼候ものにて候君臣の間は朝會儀式を除くの外は威嚴を捨て親みを厚ふし上下懸隔の弊なく君位輯睦在らせられ度別て御三末岩國坏は申も疎かに候古は後醍醐天皇之至尊すら無禮講御設遊ばされ候事にて水府義公も計講之事仰置かれ候やに承り候此度整毅之下御出張遊ばされ候上は全く御陣中之御覺悟にて三軍肅然秋毫も犯すなくと申程に御行届遊ばされ洞春院公出雲の御

艱難黃梅公碧蹄館の御勇猛御考へ合され士氣を振興し邪正を明にし言足洞開
 嚴刑信黨御政事少しも御淹滯なき様在らせられずては中々幕吏之正邪を糺し
 午歳之勅諭を貫き候なご思ひもよらず折角御出張の御盛意も貫徹仕ましく候
 に付急候御英慮御勇斷遊ばさるべく候様奉存候

此一條は本藩正邪の辨を明かにし士風を興起し節義を鼓舞する事聖勅を貫き夷
 狄を制するの基本を確定する事を論じたるものにして玄瑞の剛毅敢爲なる性質
 は既に此一條を以て見るを得べし更らに第二條は果して何事を論せんとするか
 是れより文中玄瑞の姿風躍如たるを見ん玄瑞が其師吉田松陰の節義を慕ひ義士
 顯彰の論を主張し蒲生君平が林子平の墓を祭りたる事を例して君公に忠諫する
 處誠に朝旨に義士の罪を許し其の既に死せしものに對して宜しく之を祭りて以
 て正邪を分つべしとあると合す思ふに玄瑞の議論慶親公の嘉賞にかない公其の
 意見を具して朝廷に致したる爲め内勅此の大義を託されしものならんか玄瑞の
 廻瀾條議は實に當時の大議論なり其の第二條は幕吏が勅諭を無視して猥りに條
 約を締結したるの罪斷じて容すべからずと論せるを見よ、

第二條

文化中鄂虜蝦夷に寇し英夷長崎に闖入せし頃より洋夷益す猖獗を選ふし神州
 彼が凌轢を受くる事少からず癸丑夏墨夷彼理兵威を以て江戸海に突入候事神
 州之至大變にて候幕吏既に彼理に恐嚇せられ又和蘭甲比丹申出候書取に益す
 畏懼を生じ竟に區々一介の巴爾理士等に説付られ水戸前中納言殿の御諫争を
 も用ひず丁巳十月二十二日を以て使節登營の次第に立至り申候其年十二月林
 大學津田半三郎上京偏に外國の形勢を誇説し清國の敗績を引證し萬國へ程克
 く御附令之れなく候ては大患難不被測なご申上明年春堀田備中守上京も右等
 之底意に之れあるべく誠に以て確乎凛然たる天朝の御籌算を感亂し奉り恐多
 くも神州を變じて腥羶汚穢の域と爲し膝を屈し頭を低げ犬羊醜類に臣妾僕隸
 たらしめんとするに相當中間敷候哉然る處勅諭陋習を打ち破り上は堂々天勅
 を遵奉し下は三百諸侯と同心戮力膺懲之大功業コソ建てさせらるべく筈に候
 へども四月二十五日御書付を以て素より戦争之叡慮に在らせられず候趣を諸
 大名へ達せられ己が因循模稜夷狄に懼伏せし鴻罪を掩はんとする而已ならず

恐多くも朝廷を誣ひ奉らんと豹謀黠策悪むにも餘りあり同文中に先般京師へ仰立てられ候外御扱方無之と思召候など之れあり全く戦争を主張する者之口舌を箝制し勿體なくも朝廷に於て諸大名の赤心開召され度の思召を扞隔致し候次第に候又同文中之御處置の次第に依ては忽ち仇讐の姿と相成國家の御爲め相成らず候と之れあり戦争を畏れ夷狄に留伏致候事如何計らひ候ても瞭然たる事にて六月二十一日井上信濃守岩瀬肥後守神奈川に於て調印し終に五ヶ國條約致し候次第に相成候此時こそ丑年八月二十二日御建白書に此度亞米利加へ通商差許され候は、其他の諸夷よりも同様相願ひ終に日本の國力通商の爲め相衰へ候様成行申べくと仰せ立られ候事御卓見と感服仕候抑も聰敏英斷にましまし當御世には夷狄の凌轢を受け御國體を汚し候事之れあり候ては奉神宮始御代々様へ對し遊ばされ相濟ますと思召され返すくも關東へ勅諭仰出され候處再度京都へ言上にも及ばず違勅調印致し八月二十一日には水野筑後守永井玄蕃頭津田半三郎加藤正三郎に亞米利加國へ本條約取替への爲め差遣はされ候用意可致旨間部下總守申渡に相成候由此時に方り宸襟のほど如

何計り御惱まし遊ばされ候儀思へば堪へられぬ程の關東之悖逆言語に絶し申候既に踏繪の舊典を廢し耶蘇堂を建て美尼須篤兒を府下に置き我婦女を掠め我土人を役する事彼れが思ふまゝに相成り此模様にて數年も相立ち候へば貧院幼院病院醫院醫院など貧窶無識のものを憐恤し寫眞鏡電信機などの奇技淫工を以て洋學者流又は術奇見新之徒を眩惑し所謂夷狄の德黍民是れ憐き又所謂戰はずして人之兵を屈すと申す勢に相成呂宋爪哇之獲轍を踐み候は必然の事に之れあるべく幕吏何等の姑息ぞ一日之安を偷み萬世之禍を残す三百諸侯何等の模稜ぞ違勅の大罪を座視して一言するものなき此度の機會こそ千歳の一遇に候へば夷狄を膺懲して天勅を貫き皇威を千萬里の外に輝かし候様御奮發之れあり度候此時機を失ひ違勅之罪を糾す事もならず天勅を貫き候事もならぬ様にては何ぞ雄藩大國と謂はんや何ぞ天朝の爲めに盡力すと謂はんや天朝の夷狄を憂へらるゝ必しも其の通商を害ありとするにあらず我國の武備未だ整はず産業未だ發達せず國內の治亂未だ定まらざるに外夷と親交するは必ず生存競争の結果として劣敗の位地に立たざるを得ず故に攘夷を主張するに在り

玄瑞其の意を叙して勅誼貫徹の事に盡力あるべきを藩公に忠言す即ち廻瀾條議第三條を見よ

第三條

大八州之青人草たらんものは誰か天皇の神聖英武にまします事を瞻仰せざらんや又誰か午歲勅誼の正大光明なるに感激せざらんや今日こそ皇威御恢復夷狄を千里之海に退くべきの時に候へば力を今日に盡し心を今日に砕かざるもの木石にやあらん猪猿にやあらん草莽の竊に承はり奉る處百一を盡さず候へども癸丑黑夷之事起りし以來毎朝甲寅の三點より清涼殿石灰の壇に御出御遊ばされ夷狄退治萬民安全の御祈禱一日も御闕げ遊ばされ候事在らせられず百年來例少き公卿勅使を伊勢石清水加茂に發遣させられ重大なる御祈禱遊ばされ候事龜山天皇以來聞こと稀なる有りがたき寂慮にまじく其精誠の發する處御詠草御宣命等に藹然として如何なる野人奴僕と雖も豈感激せざるを得んや戊午二月二十三日堀田備中守へ仰出され候御文言に今度の一條容易ならず神宮を初め奉り御代々へ對せられ候ても如何あるべく哉深く寂慮を惱まされ

此期に至ても人心の居合國家の重事には三家以下諸大名之赤心聞こし召され度此段仰出され候處三月朔日老中より申來り備中守差出候書付に人心居合方は如何様共關東にて御引受遊ばされ候間寂慮を安んせさせられ候様遊ばされ度など申上候事如何なる虚誕妄慢にして此極に至り候哉三月二十日小御付に於て關白三公議奏御列座備中守に仰渡され候御文中に往年下田開港之條約容易ならず今度假條約の趣にては御國威立ち難く思召され候尙三家以下諸大名へも臺命を下され再應衆議の上言あるべく候と之れあり三月二十六日備中守へ御渡御書付に今度之條約逆も御許容遊ばされ難く思召され候衆議中自然差縫候時は先件の御趣意を含み精々取鎮談判の上彼より異變に及び候節は無是非儀と思召され候と之れあり御別紙四ヶ條の内に下田條約の外御許容遊ばされ候節は自然異變に及ぶも計り難くに付防禦の所置聞召され度又衆議言上の上寂慮猶決せられ難く候節は伊勢神宮神慮伺定せらるべく候儀に之あるべくとあり又四月三日備中守御殿參内の節御渡御書付に蠻夷覬覦之時節には神宮竝に京都殊更らに警衛之儀武備相整へ候様可然國持の大藩へ早々仰付けられ

候様遊ばされ度とも之れあり申候扱も、難有とも辱もとも申様無之程の寂慮に在らせられ神宮遊御代々様へ御對し遊ばされ如何にも夷狄の凌轢輕侮を受候事を御嘆かはしく思召され御諸大名の赤心聞し召され所仰出され候儀御決定の大御心無之徒らに諸大名の赤心御尋ね在らせられ候事には決して無之和戰の得失開港の利害は天下の公論に之れあるべくには赤心御尋候へば必ず幕吏の失着を論取諫争するものあらんことを思召され返すも差出され候事に候且此度の條約逆も御許容遊ばされ難く彼より異變に及び候節は是非なく儀と仰出され候程の御英斷に候へば何時賊艦浪花港に闖入し畿内を擾亂せんも計り難く思召され神宮竝に京都の御警衛向仰出され候儀に之れあり候實以て膺懲捷伐の寂慮十年前より御決定遊ばされ候事今更草莽の喋々臚列仕候も恐多き次第と感激奉り候然る處六月二十一日神奈川に於て調印致候儀言語道斷の所業天地否塞神人習憤と申も疎ならずや之に依て三家々門大老御召登仰出され候處尾張水戸越前一橋等塾居せしめ井伊掃部頭は時勢煩雜を以て御斷り申上間部下總守上京仕調印の儀先役備中守之所爲にして今更破却候ては

信を外國に失ひ候様相成候なご申上所司代酒井若狹守申合せ長くも天皇の大御兄に當らせられ候粟田宮殿下を幽閉し奉り鷹司大關右府殿近衛殿三條前内府殿御落飾成され候様に釀成し朝廷を御孤主に致させ天下の義人烈士をば暴威を以て繫囚斬戮竟に天下の正氣も邪氣の爲めに沮壓せらるゝ事に相成候らひしは最も、切齒に堪へぬ事にて其肉を喰まざれば快心はならぬ事に候扱午歳五月三日御建白在らせられ候御文中に寂慮の旨御遵奉御趣意を以て偏へに御一和に候て待夷の御良策在らせられ度左なくては自然内外の憂患差起り候云々仰せ出され候通り神聖英武の寂慮貫徹仕らず幕吏驕恣夷狄猖獗に付竟に櫻田坂下東禪寺等の事に立至り申候も時勢已むを得ざる事より起り申候然らば即ち午歳仰出され候勅諭を貫徹し神奈川之條約を心地よく破壊仕らずては幾萬年を経候とも逆も、一心一和仕間敷又豈宸襟を安じ奉る期のあらん哉

勅諭貫徹の要を論じたる玄瑞は更らに第四條に於て奸吏を嚴刑に處し現條約を破壊して下田條約たる三港開港に引戻すべきを論じ其外國使臣に對する我が國

代表者の談判すべき大方針を示し若し此の談判に應せずんば曲直既に判明せるを以て斷乎たる處置に出づべしと痛論し之が實行を越前總裁一橋後見に強ひられよと云へり殊に文中の意を察する時は玄瑞既に世界の氣勢に鑑みて彼れの爲めに防守の位置に立たんより吾より進んで各外國に國民を移し使臣の官舎を建て、國威を伸張すべきの時機の必ず來るを期せるもの、如し以て知るべし松下塾の攘夷論必しも絶對の攘夷にあらずして我國防の準備を爲し然る後に於て大に國土を開放し同時に我も亦進んで歐米に航すべしといふにあるが如し今日の開國進取の國是は此時既に松下塾の定論にして亦我藩論の歸する處なりしを知るべし

第四條

午歲六月二十一日神奈川に於る國辱を思はず國患を慮らず正大光明仰出され候勅諭をも顧みず條約取結候幕吏の鴻罪東溟之水を傾くるとも洗盡すべからず大義を以て論候は鳴罪討の誅殘滅豈不可なる事あらんや之に依て先づ大樹公薨去の時此後征夷職容易に賜はる間敷など天下之志士憤激切齒致候程のよ

し然る處其年十二月朔日將軍宣下仰付られ候儀偏に朝廷御寛容に在らせられ違勅せしは先大樹公にて今大樹公之知るべき處にあらず必然前非を悔悟し勅諭其儘に打消申間敷と思召され候事に之れあるべく候へば大樹公今迄は御幼弱ども申され候へども最早御年頃にも在らせられ候に付急度天朝之御心を體し奉り御雄斷在らせられ度候且つ此度越前中將殿政事總裁職一橋刑部卿殿御後見候様叙慮を仰出され候儀全く調印の時兩公正議凜然在らせられ候て御依頼思召され候よし之事に之れあるべく候へば此度御出役に付幾重も大樹公を匡救し奸吏を罪し千歳之勅諭相貫き候様御實驗無之ては重き勅命を辱しめられ候儀に相當申べく候然る處當六月朔日諸大名への御達しにては大樹公今迄の失禮を御悔悟在らせられ候様相見へ且つ越前一橋は素より先年來の御正義御撓げ遊ばされ間敷に付此度御方に於ても叙慮之趣を以て急度薩藩等仰せ合され其の御實功を御督責遊ばされず候ては相叶はず候前後反覆申上候通り正邪を嚴重に相糺し奸吏を明白に御所置之れあり度井伊掃部頭堀田備中守間部下總守安藤對馬守酒井若狹守等を其の輕重大小に隨て嚴刑に御處置在らせら

二二六
れ候事今日第御一着に之れあるべく候既に奸吏を罰し候上は外國貿易を長崎
下田函館之三港へ引戻さすては相叶はず外夷に申論む大略を言んに貴國我國
と貿易を通じ和親を結び候儀偏に兩國輯睦人民安寧の爲なり然るに安政五年
六月神奈川に於て調印致し候事全く勅許未だ之れなき内奸吏某共一己の了簡
を以て取結び候事に付人心不穩重役をも及傷物價騰貴に及び窮民饑餓候次第
に候爰に於て人民安寧を欲して得べからず兩國輯睦を欲して却て憤怒を抱き
候事に候貴國實に我國の爲めに謀るならば下田條約に引戻すべし今般大樹公
年頃に成らせられ迎も我國は寂慮に背き候ては片時も相立ち難くと決心致さ
れ勅諭に背き候もの共此度個様々々に嚴科に處せられ候貴國我が情實を察し
我談判する處に従は、永く彼の三港に於て貿易を通せんとの御趣意を以て斷
然御謝絶在らせられ度候然る處夷人共漸々嚙込食糖及び米の黠謀中々一朝一
夕の事にあらず候へば今日に相成下田條約に引戻候事萬々承服仕るまじく夷
人より兎も角も日本政府と神奈川に於て調印致し且つ外國へも御使差立てら
れ候程の事に付今更勅諭の趣又人心折れ合はず等を以て御斷りの儀西洋各國

には絶て之れなき事にて條約に相背候と申者なごと理不盡に申募り候事にも
相成るべく候早此方より反覆御諭し之れあり候ても一向承服仕らずば最早曲
直大明の事は非なき事に付大勇猛斷を以て決闘死戦と御落着遊ばさるべく
畏くも午歳の勅諭仰出され候事正大光明にして天照大御神の神慮に叶ひまし
ます事に候大八州是あらん限り青人草の盡るきねみ此勅諭それなりに相成候
ては相叶はず今日より膺懲捷伐の御決心にて士氣を振興し器械を修繕候事申
も疎かに候萬々一も我論に従ひ三港に引戻し候へば則皇威更張の御始に付上
此約束を嚴にし規則を正し耶蘇堂を廢し蹈繪を興し美尼須等兒を府下に置く
を禁じ御殿山之夷館を取除くべし伐命之儘承伏候様相成候へば唐太境を改め
千島を論じて我版圖に歸すべし是等の事件談判にも及ばる、程に御國威相立
候上は朝鮮滿洲廣東呂宋爪哇印度より初め亞米利加歐羅巴までも自由に往來
候處處々館宅を建て將士を置き宇内の形勢を睥睨し萬國之精能を洞觀して我
海軍を練り我士氣を張り候得ば皇威恢復何の難かあらん然りと雖も神奈川條
約を破壊し三港に引戻し候事夷人萬々承引仕損敷に付捷伐膺懲の勇決猛斷な

らでは迎ても相叶はず癸丑八月二十三日御建白に相成候御文中に夷賊共之心
 膽を打挫ぎ候程にも堅く御断り仰せ聞けられ防禦之御手當嚴重に後年外夷觀
 觀相絶候様仰せ聞けられ候方却て萬全の御策と仰立てられ候事即ち千歳の御
 確論に之れあり候間此等之御夙志御機無之何道外戦と御決心遊ばされ篤くと
 薩州などと御掛合ひ成され越前一橋に御實験御督責激底仕り候様御盡力之れ
 あり度奉存候此度越前一橋断然御勇決在らせられ夷人を三港に引戻し候ほど
 の御運びに之れ無く候ては政事總裁後見等仰出され御勅諭に如何御答へ成る
 べきや大樹公も御年頃に成らせられ今日御奮發之れなくては先大樹公御同様
 之れあるべく將軍宣下仰出され候寛洪の御慮如何御報在らせらるべく候哉大
 樹公を匡救するは越前一橋之責にして越前一橋を督責するは豈長薩二藩及び
 其他諸大名之任にあらずや

幕府が如何に言を巧みにして時を移さんとするも時勢は我に迫て躊躇を許さず
 神聖にして侵すべからざる勅諭に違ひたるの罪は既に明かなり、皇室の威信斯く
 も失墜するは皇祖天神に對し奉りて其の罪大なり、宜しく皇上を尊崇し君臣の分

を明にすべしと切論するを見よ

第五條

幕府既に違勅之罪を悔悟し奸吏を罪し下田條約引戻し夷狄承服仕らずば捷伐
 膺懲征夷の職掌に御稱い在らせられ大根本相立候上は二百餘年の失禮をも痛
 御悔悟在らせられ天朝御崇敬御實験之れなく候ては相叶はず候抑も朝廷之御
 積衰一朝一夕の御事にあらず恐れながら御威權一度藤原氏に移り再度源平二
 氏に移り北條足利の末に到り候ては朝廷の御衰微言ふに忍びず公家方などは
 諸國に傳食なされ候ほどの御有様に相成候處織田豊臣の二公始て朝廷御崇敬
 在らせられ候以來天下の人心朝廷を蔑如し候ては承服仕らぬ事を家康公御洞
 見在らせられ候て内裡御修復をも在らせられ候へども御威權少しも朝廷に歸
 し申さず拘囚に均しき御暮しにて大堰嵐山は思によらず御禁内を他に御自由
 まします事も御慮に任かせざる程之御有様に候藤原氏跋扈すれども後三條天
 皇は記録所を置賜ひ北條氏凌轢を恣まゝにすれども後鳥羽上皇は北面西面の
 武士を置賜ひ足利氏の虐焰盛なるに後醍醐天皇自分記録所に訴を聴き無禮講

を作し英雄豪傑の士と謀議する事を得給ひましませし事あれども今日朝廷の御様子中々記録所北面武士無講などの事昔物語とのみに相成扱もく口惜き次第ならずや關東の陰惡謀計は北條足利の如き海島土窟の拙き惡技は企てられず只其賊弊奸婦に數千金を喰はしめ言ふべからざるの事は之あるまじくとも申上難く候恐れながら後光明天皇東山天皇後桃園天皇の崩御は天下後世の疑惑し奉る所ならずや然れば幕府の鴻罪は天地神怒鬼憤の容れざる處に候へば此度の機會千歳の一時に付江相公江師公洞春公の御志を御繼述遊ばされ覺阿公萬歳の御失着を御踐遊ばせられず候ては天朝の爲め急度幕府の洪罪を御譴責之れあり度奉存候此度越前一橋御大政御携の事に付大樹公を匡救せられ違勅の罪を悔悟するのみならず御大名の參府をも御緩め成され御朱印を以て領他相得され候事又は武家官爵等も追々朝廷へ御乞受の次第成らせられ二百餘年の驕傲無禮なるを悔悟し自分諸大名を率ひ朝廷を尊敬なされ候御實意相顯はれず候ては人心逆も承服仕らず天下瓦解必然の事に付先づ御禁内に於て御政事所を立てさせられ夷人の取扱天下の急務等追々鼎沸麻粉仕るべく候に

付重大の事件逐一朝廷へ奏聞成され公卿百官御參内に相成謀議諮詢遊ばされ候様相成らず候ては御威權朝廷に歸し候期覺束なく候且學校を禁殺の下に興し神兵を畿内に置三百諸大名時物を貢獻する事を得春秋の御幸も徹慮に任せ御供奉の御地面を増加する等の事件先啓鴻儒の議論も有之候に付詳に論列仕らず候へ共右等の闕典を盡く御修成されずては相叶はず候君臣の分已に明に華夷の辨已に明に相立候上は宇内に横行し皇威を海外に輝し候事何の難かあらん然りと雖も事物には本末始終有之候へば一度順序混亂仕候ては中興の御大事業も相建中間敷に付今日の大御急務は反復申上候通奸吏を糺し下田條約に引戻し承服仕らずば決闘死戦と大勇猛斷を以て上天朝の爲め下は幕府蒼生の爲め急度御盡力遊ばされ此度御出張の御盛意貫徹仕候様冀上奉り候

文久二年壬戌八月朔日

久坂玄瑞

時に玄瑞歳猶青固より血氣に逸るの壯士たりと雖も學識と卓見とは松下塾生中儘かに其の牛耳を取る者たるを失はず天下の大勢を見る事既に文中に在るが如し長藩の政論は概ね此の廻瀾條議に採れるものなり蓋し廻瀾條議の意は帝國の

運命死に瀕するの狂瀾を既に倒るゝに回すといふに在り、時文素より俗調なりと雖も其文章の雄大にして至誠丹赤より出るを見るべし

十四、攘夷勅使準備

毛利公上書して朝議の確定を促す朝延益田彈正等を召して勅旨を授く天朝の信賴益す篤し長藩を中心とせる薩士の志士三藩志士の會議合議の結果英請三條姉小路兩郷勅使の命あり彦根藩願逆を謀るの說堀真五郎伊藤俊輔彦藩偵察を命ぜらる

久阪玄瑞の廻瀾條議は實に近世の大文字にして經國の要を盡し國是を指示して遺憾なきなり、毛利公之を嘉賞し玄瑞の罪を赦して王事に周旋すべきを命ず玄瑞の議論に依て大に藩論を奮興し攘夷の意益す固きを得たり、益田彈正、高杉小忠太、宍戸九郎兵衛、周布政之助、中村九郎の五人を近衛關白の邸へ遣はし書を上りて朝議の確定を促す、其文に曰く

叙慮之御決定は戊午以來聊か御動議成されず候處上は神宮の神慮を窺はさせられ下は諸侯の赤心を聞食され度々の御深衷をば察し奉らず破約攘夷の御國是に未だ御疑も在らせられず候かと恐れ多くも是れまで勅文に泥み自己の見

を主張せしめ候向も有之哉に候得共大膳大夫父子に於ては追々仰出され候勅諭竝に御沙汰書の御旨全く以て破約攘夷の叙慮と奉窺皇國御持堅めの御良策此外に出問敷と考定先達奉窺候二事六ヶ條の外方今官武の間に於て周旋仕るべき事件は數多有之候得共幕政も漸々改新賞罰黜陟も被行候事に付肝要之御國是叙慮速に決定致し外夷振慄國內警戒の御處置第一の御急務官武御合體の大眼目に付此度長門守關東の周旋方に於て兩通勅諭の外は六ヶ條の内第一條を抽き純一にして叙慮御決定の旨を精々申解盡力の上猶も官武御合體の大眼目決定し難き儀に候得ば致方なく歸洛奉聞に及び此餘の宸斷を奉待猶愚忠の獻言をも申上べくと存じ奉り候五ヶ年程官武御異議の趣根底明著早列藩中決して勅文に泥み候儀も之れある間敷に付今更ら會議に及ばず斷然獨立にて盡力及ばすながら皇國正氣御維持之寸補をも仕度父子一決心在罷候五人は此の上書を携帶して近衛關白に呈するや關白は五人を便殿に引見す益田彈正毛利家々老の格を以て坐を進め慶親公の意の在る處を陳して曰く、今や天下の政論は殆ど一致せりと雖も猶幕府を憚かりて攘夷を唱ふるものなきは薄志弱

行の徒として免かれざる處、勅諭の要旨は列藩之れを了せざるにあらざるも、此際國是を簡明にし宜しく、叡慮の侵すべからざる處を示し、外夷に對して攘撃の用意と同時に國內に於ける反對、遠勅の賊子に對して警戒の御處置あるべきは、目下燒眉の急なり、幕府は逡巡決する處なく、外夷は頻りに條約履行を求めて已まず、遠勅の條約は皇國の大權を失ふものなるが故に無功たることを外夷に説諭し、若し應せずんば已むなく、兵力に訴へて之を攘ひ以て皇國の安全を圖らすんば前途頗る憂へに堪へざるものあらん、若し叡慮の御決定確として茲に存せば、他藩の態度如何あらんとも我長藩は其の盟約せる薩土の二藩と力を協せ、斷然躍起皇室の爲め御國の爲めに正氣を維持すべき任に當るべし、大膳太夫の決心既に斯の如し、謹で叡慮の決する處を承らんと意氣軒昂にして、然かも凜然滔々として論ずる處正に至誠の溢るを見る、近衛關白此の議論の爲めに大に動かされ五人を別室に延きて賜ふに茶菓を以てす、是れより朝廷愈よ慶親公の忠勤に對して國是の確立を與ふる爲め勅を各公卿に下して、其の意見を上らしむ、諸卿乃ち累年外夷跋扈に付斷然攘夷の舉に出でらるべき事を奉答す、依て中山中納言は益田彈正毛利筑前を召し

傳ふに勅旨を以てす、此に於て朝意愈よ確定せり、其の勅旨に曰く

先年以來仰出され候攘夷の議、叡慮御決定の趣、御良策、此他に出間敷に付斷然獨立盡力あるべく、決心の旨言上先以て、叡念御符合深く、以て御感悅の御事に候何卒丹誠を抽んで、周旋有之公武を始め、萬人一和一致にて、神州の爲め精力を盡し、蠻夷拒絶に決定候様、幕吏へ掛合候都合に相成様遊ばされ度、叡慮在らせられ候、此由申達すべき旨、御沙汰在らせられ候事

慶親公の英斷遂に朝議の決定を促したりしに對し、勅諭已に斯の如し、幕吏へ掛合ひ候都合に相成云々と宣ふは、朝廷が三度び幕府の猛省を促すものにして、叡慮御慎重に在らせらるるを窺ひ奉るべし、然れども此の御勅定に依て早や攘夷の朝議決せるものなりと知るべし

天朝の信賴益々長藩に厚く、毛利公の聲望は京師に隆々たるのみならず、各藩に聞へて何れも其の風を望まざるはなし、時に薩藩島津三郎侯は、鹿兒島に歸り、京師には其の藩士の留まるあるのみ、慶親公に對する、聖上の御親任既に斯くの如きものあるより、薩土の二藩亦公の行動に附隨せんことを欲す、然るに愈よ天下に事を舉

ぐるに至らば其の名分の明かなると藩論の一致とを要すべきを以て在京の三藩志士は會議を起して其の決論を一にせんとし、此年九月十六日夜京師の長藩邸に會して合議を爲す會する者の中重もなるは薩藩に在ては藤井良節本田彌右門高崎佐太郎村山才助土藩に在ては小南五郎右衛門武市半平太長藩に在ては宍戸九郎兵衛前田孫右衛門佐々木男也久坂玄瑞等なり何れも血氣の壯士にして論議憤慨意氣活潑或は幕府の專横を憤り或は幕府の振はざるを罵り或は皇威の埋没を慨き或は神州の前途を憂へ或は勅諭の恩命に感泣し或は外夷擊攘の急を説くあり孰れも時勢を論じて奮然攘夷に任せんとするの士のみ勸王の素志茲に相通じ攘夷の謀略此に相議し三藩合議の結果は愈よ上書して勅使を關東に派し攘夷の勅命を降されんことを奏請するに決せり

之より先き朝廷は攘夷勅使を關東に下すは明年歲甫の例使に託せんと決せしか三藩志士合議の奏請と毛利公の請求とによりて其の期を早め特に三條實美姉小路公知二卿を勅使として派する事と爲りたり時に天下の形勢騷然として殺氣國內に滿つ京攝の間浮説紛々流言霏々たるものあり幕府既に長藩が皇上を奉じて

錦旗の兵を擧ぐるを知り將に彦根の兵を起して車駕を奪ひ奉り之を彦根城に奉せんとすと云ふものあるに至れり長藩乃ち堀眞五郎伊藤俊輔二人を派して江州に入り彦根の實情を偵察せしむ堀は有田又太郎と變名し伊藤は越智斧太郎と變名して長藩志士にあらざるを装へり二人は先づ江州八幡町に赴き其地の商人西川吉輔に謀りて偵察の端緒を求む吉輔は一商人なりと雖も國學を修め勸王の志あり天下の志士を隱蔽して其の目的を達せしめたる事少からず吉輔は眞五郎俊輔の二志士を鄭重に疑待し時弊に對する議論を討はし愈よ勸王長藩の志士にして其の志の固きを信じ乃ち偵察の方法を授けて曰く余が親戚車戸某なるもの彦根附近多賀神社の社祠を勤む夙とに勸王の志を有す兩處願くば彼れに就て彦根の情狀を聞かば大概ね之を知るを得べく又其の宅に潜みて密かに自から彦根の實情を視察せられば甚だ易からんと二人大に其の厚志を謝して發す車戸の宅を訪ふて西川吉輔の添書を示し託するに事を以てす車戸某亦之を歡迎して優待至らざるなし彼れは二人に向つて彦根の情況を語て曰く彦根藩は上巳の變以來勸王の雄藩と阻隔し孤立の狀あるは藩中志士の慨嘆する處今や天下の形勢は正義

勤王に向て走る、獨り佐幕の態度を取るは京攝附近に在るの藩として甚だ取らざる處なりとの藩論は勝を占め藩情一變して領學岡本半助は志士川上吉太郎、外村省吾、澁谷鰯太郎、北川徳之允等に推されて執政に任じ老臣木俣某、菴某を斥け奸臣宇津木六之重主膳を斬に處し藩政の刷新を圖りつゝあり、何ぞ幕命に應じて皇上を幽閉するが如き賊子の班に入るものならんやと滔々語り盡す、二人其の意外なるを喜べり岡本半助、黃石潛かに眞五郎俊輔の車戸の家に來り居るを聞き心私かに之を歡び之を澁谷の別邸に迎へんと欲するに至れり

十五、獨立攘夷の決心

慶親公拜謁 壯重森殿の儀式 公は天顏を拜して感泣 天杯下賜 幕府信義天朝へ忠切 獨立攘夷の決心 天杯拜受の祝賀 臣下を勵し上下の一致を計る 徳山侯を激勵す

朝廷毛利公父子の至誠に依て天下の亂麻を回せんと決し、聖上にも慶親公の忠節義烈なる面影を一度見そなはさんとの敬慮あり、乃ち文久二年十月四日を以て参朝すべき勅命は公に下りぬ、公勇躍且つ感泣し参朝の準備を爲す諸侯として天顏

咫尺の榮を荷ひ攘夷親託の恩命を拜すべき参内なれば公沐浴齋戒極めて森嚴壯重なる儀仗を以て列を爲す、公の扮装は櫻冠に紫組掛の串留を爲し織紋龍膽唐草模様にて鷹司家の讓輿にかゝる袍を着け白縮緬の當帶、紫緯白の指貫、白無垢內衣、織綾幸菱の内帶、紅楓模様天朝より拜賜の中啓、鮫柄鞘梨子地蒔繪紋散しの懐劍、鼻紙、挟み白橋紙鷹司家より贈られたる帖紙、秀景銀装の鞘唐草に菊蒔繪螺細の野太刃、錦袋入の便筒、中島來無銘の大小に黒羅紗の袋に紫の緒を付けたるを帶す、乗馬は門澤とて駿逸の名ある總梨子地紋澤瀉金の鞍橋に滑皮總箱置きの板馬籠、綾栲談の手綱、紅綾打大綱の引繩を附け又乗替馬は築館と名くるもの同じ馬具にて附け添へらる、儀仗は布衣騎馬士十六人、同與側士七人、同先供四人、素襖與側士十三人、退壯着五人、白張着二十九人、提燈三十八張等にして其の壯嚴名狀すべからず、是れ天正十六年以降毛利家が久しく絶て始めて得たる寵榮なり、此の参内の装儀を見て痛かに涙を垂るゝものあり、斯の如き鹵簿を以て先づ勸修寺家に至るや、口祝の饗あり、從臣又宴を賜はる、口祝の式は昆布鯛鱒の吸物、巻き鯛の紙敷、赤飯等にて其の膳部の饗應あり、勸修寺卿先づ参内し禁中儀整のふ旨を慶親公に報告す公

乃ち勸修寺を發し中立賣門に入り公卿門に抵り輿を捨て從衛を止め布衣素袍者を隨へ御車寄せ前より平唐門に至り又素袍者を止め白張者亦二人を除く外之を止め沓脱石に至りて沓を脱し太刀を太刀役に授け櫻の間西の正面よりして殿に昇る太刀持一人袋入大小持二人先供一人衣紋方一人交番して沓脱石の外禁裏附近同心の居所に圓座を敷きて祇候し布衣素袍以下の武士は對の屋口の門外北部屋に待つ公の殿に昇るや非藏人出で、之を迎へ御椽側には傳奏官の雜掌北面に着座し執奏家の雜掌は土間に出で、之を迎へ公一禮して此處を過ぎ鶴の間に入る坊城中納言出で、接す公朝命の辱なきを謝す、正親町三條大納言飛鳥井中納言野宮宰相中將勸修寺侍從出で、接す殿中拜觀を許さる次に天皇出御の報あり傳奏官は來り公に拜謁仰付らる、旨を告げ公を誘ふて執奏家之に従ひ中廊下西側に候せしめて以て出御を候す、傳奏官は更らに公を導き取合廊下の北方に出で、候せしめ傳奏官時の宜しきを見て公に指揮すれば公は進んで太刀折紙を捧げ之を中段に置き廊に於て恭しく天顔を拜す、陛下は正親町少將御劔捧げ山科少將御服を持ち清閑寺頭辯御裾を捧ぐるの式あり、公天顔に咫尺し恐懼措く能はず、龍顔

麗はいと雖も、國を憂へ玉ふの愁色は畏くも、陛下の玉眸にあらを伺ひ奉るや、公感極まつて胸忽ち迫り將に嗚咽の音を發せんとするを、押へ涙潸然として止む處を知らず、陪する處の諸卿之を見て皆感涙にむせぶ、陛下に此狀を觀せ奉るは、寂慮の惻惻を増し奉るものなれば、正親町卿は早くも此の光景を見て俄かに取合廊下に復座を命じ、次で天盃を賜ふ公は、潜かに眼邊を拭ひ中段に進んで之を拜戴す、公天盃を捧持して退く、陛下入御あり、公鶴の間に於て謝辭を傳奏に陳べ、關白に辭香間に請して退出す

武家の朝廷に親むは幕府の忌む處にして殊に毛利公が天下の興望を荷ふ雄藩として參内するが如きは最も幕府の忌諱する處なるべし、然れども先に島津家の大家老として幼君の親權者たる三郎侯の參内ありしを以て慶親公の參内は公然朝廷が命じて憚からざる處なりし、併しながら島津三郎侯の參内は未だ天顔を拜するに至らず、天顔に咫尺し天盃を拜戴せるは諸侯中慶親公を以て始とす、次で土州山内公も參内せりと雖も是又天杯拜受の榮典なかりしなり、毛利公が如何に朝廷の倚重を荷ひ居りしかは之を以て知るべし、公が龍顔を拜し奉り御龍相國家を憂

へ玉ふ御愁眉の長きを窺ひ奉りて思はず感に打たれ慷慨悲憤の情は逃ばしりて
 喘なくも潸然涙を流せしは畏れ多くも夙日に微眼に映せさせ玉ひ公の至誠忠君
 誠に世に頼もし神州の將に衰亡に瀕せんとするを回するは慶親公にあらずして
 誰れぞ誠に至忠至烈なる國家の柱石なりとの激賞を近侍に宣まいたりといふ慶
 親公如何でか感泣せざるべき如何でか感憤せざるべき拜謁以來公の意志は益々
 鞏固と爲り幕府へ對するの信義固より重しと雖も一天萬乘の大君に對し奉る大
 忠には替へ難し縦背幕の誑は受くるとも忠烈の大義に従はんと愈よ獨立して攘
 夷の任に當るべきを決心せり萩城に在るの家老にも其の決意を傳へ藩論を一定
 し上下和衷して國家に報ふべきを諭さん爲め公は福原越後を京邸に召す其れよ
 り天命を受けたる祝賀の式を行ふ拜賜する處の天盃御衝立黄金御卓を配列し在
 京諸臣を召して賀を受く奥番頭以上には公親しく饌を同所に賜ひ其他の諸士は
 殿上に列して宴を賜ふ益田彈正出で、公に代はりて酒を酌み足輕以下は白州に
 列し直目付之を遇す彈正は君公に代り衆に告げて曰く我君公の至誠夙日に天聽
 に達し今回參内の恩命を拜し未だ會て先例なき優渥の御待遇を辱ふし畏くも天

盃を賜ひたる如きは實に我宗支藩の名譽此上なき事なり是れ全く君公の忠烈に
 秀でさせらるゝが爲めなりとは云へ偏へに祖先偉勳の然らしむる處左れば家臣
 一統に於ても君公への忠勤を擬んでんと欲せば勤王の大義を一日も忘るべから
 ず若し家臣中苟くも藩論に背き卑怯未練の舉動あらんか實に一藩の恥辱にして
 君公の面に泥するに同じ謹んで我君公の心を以て心とし國家の爲めに盡忠の義
 を怠る勿れと衆聽て皆奮發す斯くて江戸及び萩長府徳山清末岩國支藩諸公子諸
 夫人に各重箱を贈りて祝意を表す慶親公更らに徳山侯の京師に在るを幸ひ之を
 河原町の邸に招き諸員をして宴に陪せしめ徳山侯を勵ますに勤王大義の事を以
 てし天顔に咫尺せし當時の狀況を語り言未だ終らざるに公嗚咽して泣く徳山侯
 首を垂れ感涙頻りに催ふして膝を濡す滿坐皆潸然として涙を垂る之れより志氣
 益々振ひ慨慷の意氣熾んなり

公更らに小田村文助を遣はして長府岩國清末に至らしめ天恩の辱じけなきと今
 回の勅命の存する處とを具さに語らしむ文助頗る辯才あり支藩の諸侯に謁して
 藩公の意の在る處を詳陳して遣す處なし支藩の志氣亦大に振ふ

十六、松下塾派の主張確立

軍備の命十二藩に下る || 十二藩會議 || 長州は陸軍の中堅薩州は海軍の
 首腦 || 萩城下の海防町民の一致 || 松下塾論の代表者 || 高杉久坂の議
 論と桂の既 || 功名の勤王と實際の勤王 || 人心奮興 || 萩の風説紛々 ||
 萩城の二論沸く || 重臣を派して方針を示す || 夫人等江戸を去るの状

朝廷既に長藩を中堅として尊王攘夷の斷行を爲さしめんとし先づ京師の守備を
 嚴にし外夷の來航を防ぐべき爲め攝海防禦の事を擬議するの要あるを以て學習
 院より長州を始め薩州、筑前、備前、肥前、肥後、久留米、安藝、津、因幡、土佐、阿波の十二藩に
 命ずるに各重臣二人以上を出すべき事を以てす依て長藩は益田、彈正、竹内、次兵衛
 村田、次郎三郎をして出候せしむ、他の各藩皆夫れ々の重臣を出して議に參す獨
 り薩藩のみ之に應ぜざりしは當時奇異の現象なりしが如し、是れ或は長藩が中堅
 と爲りたるを妬みての事ならんかと云ふものあり、依て朝廷更らに薩藩に書を飛
 ばして之を召す、其の議する處は、攘夷の事既に海外に聞へ或は外夷來寇の恐れあ
 るを以て京師を堅むるの準備を爲さるべからず、又各海岸に於て海防の用意を
 如何にすべきやといふに在り、議は長州を推して中堅と爲し、京師守備の任に當ら

いめ薩藩は各海岸の總指揮を爲し他の各藩は其れれ、藩地の海防に任ずべき事
 に一決せり、即ち長州は陸軍の首腦たり、薩州は海軍の首腦たり、其れより各藩各海
 防の準備に忙はしく或は軍艦の製造砲臺の建築に着手す長藩に在ても京師守備
 の任に當るといへども藩地の防備は怠るべからざるを以て萩城下越ヶ濱の砲臺
 及び長府城下前田海岸の砲臺を築けり、此時萩に在ては藩政府令を下し百姓町人
 等問はず一家擧つて砲臺築壘に加勢すべきを以てす、此に於て城下の人民は忽ち
 一致し藩公の至誠に報ゐんと各戸老幼男女を問はず苟くも不具、癘疾にして實際
 動く事能はざるもの、外は八十の老翁も五六歳の幼兒も皆各町交番を以て築壘
 の土持を爲す、恰かも蟻の土を運ぶが如く小なりと雖も城下五萬の人民が老幼男
 女を分たずして運びたる土は忽ち一大砲臺を成すに至れり、公が此令を下すは素
 より國家多事の際加ふるに朝廷の國帑乏しきを以て藩の財は擧げて天朝擁護の
 資に投せざるべからざるに至るも知るべからず、左れば藩費を節し上下を通じて
 絹布を廢し以て他日の用意に任せんとする場合築壘の費を省く爲めに藩民一統
 の力に依て之を築かしめん爲めにして又、一には藩の上下一般の人民が勤王の大

義に對して果して能く一致し和衷協同の實意あるや否を試みん爲めなりしなり。果然萩城下の民は百姓町人の嫌ひなく皆君公の至誠に感激し和衷一致して築壘の勞働を爲したり。公は平生上聖上に對し奉りて忠義を重んぜらるゝ如く下人民に對して慰撫を怠らざりし其の功果は實に茲に顯はれて萩藩の美として全國各藩に謳はれたりしなり。防長人士が和衷一致の美德に富む所以のものは實に毛利家祖元就公の遺訓に基き慶親公の克く藩下を薰陶されたる賜ものなりと云ふべし。時に長府の毛利元紀侯病漸く癒へたるを以て家老三吉内匠を京師に遣はして其の趣を告げしめ宗藩公の公務を助けんことを陳せしめしが公之を喜び徳山の毛利元春侯と交代せしめ元紀侯をして入京せしむ。世子元徳公亦江戸より歸りて公に謁し學習院に候して復命する處ありたり。

此時に當り藩中の少壯志士は益々意氣を揚げ國家多難の期に際し君臣力を協せて王事に致すと雖も幕府の勅命を奉せざる斯の如しとせば宜しく一刀兩斷の措置に出で、機運一轉の期を造らざるべからずと爲し激烈なる議論を唱ふる者多し。之より高杉晋作等洋人襲撃の企あり英國公使館焼き撃ちの舉あり天下の形勢

愈々慘風を卷て回天の動機を躍らせんとするを見よ

高杉晋作久坂義助(支端の事)は松下塾中の二明星と評せられ晋作は學事に於て義助に及ばざる遠しと雖も其の豪放なる點に於て大に勝るものあり而して其の慷慨の意氣燃ゆるばかりに氣骨稜々不羈なる點に於て一致せり。當時防長少壯者の氣概は此二人に依て代表せられたり。英國は其の領事館を御殿山上に新築せんとす工事未だ埃らざるに晋作等は之を以て京城の汚れと爲し攘夷の論熾んなるに公使館を建築せしむるが如きは士氣を沮喪せしむるものなり宜しく此際之を燒拂して神州の神聖を保ち併して士氣を鼓舞すべしと晋作義助は同志の壯士十一人と共に遂に公使館を焼き拂ひたり。

當時晋作は其の同志の士を勵まして曰く天朝の趣旨已に條約破毀攘夷斷行に決す我藩公此の朝旨を帶し聖勅を拜して決心ありたるは是れ防長二州を擧げて勤王大義の爲めに犠牲に供すとも厭ふ處にあらじといふにあらん防長二州亡ぶるか天下の大勢挽回するか危機は今日に在り天下を相手に國家の重き責任を一藩に荷ふは豈に我藩の名譽にあらずや一藩を以て國內を風靡し外敵を攘ふの勇闘

は古今に絶して未だ聞かざる處、回天の時機に生れ出でたる男子の業正に斯の如くなるべし、防長健兒の膽力を天下に示すは今なり、二州の士民残らず必死以て王事に勤むるの時は今なり宜しく奮起せざるべからず、藩民一統王事に盡すの赤誠は必ず神明の感應ありて正義の御旗光輝を放つは掌を見るが如し、天朝の趣旨既に確立す何を苦んでか左顧右盼するの要あらん、公卿の意最早伺ふを待たず幕史の措置如何を問ふを要せず、水戸薩州土州の志士と謀るにも及ばじ、我等が見て以て天下に恥ぢざる正義の行動を爲す以上は志あるの列藩は來り投せん、若し我が樹立する處の王旗に向て弓を引くものあらば是れ天朝の敵なり、神州の賊なり、天誅の箭彼れを射るに何かあらん、今の時に及んで心を諸種の些事に配るは英斷なきなり、徒らに勤王を唱へて穩和主義を取り以て幕府を懐柔せんと欲するが如きは功名の勤王にして實際の勤王に非ず、我同志の士宜しく來て我れと共に事を舉げよと、此論頗る激烈なりと雖も二州の人心は之れが爲めに大に奮興したり、尋で桂小五郎も亦藩論興奮に努めて回天の動機を呵せり、然れども小五郎は晋作義助等とは稍や年長にして其の名望地位共に遙かに其上に在りしを以て晋作義助等

の如く急激の議論を避くるもの、如し、去りながら小五郎が某氏に送らんとして認めたる書狀に據れば、他藩の意向を探て事を舉ぐるが如きは時機を失ふの恐れあり、外夷既に略ぼ天意のある處を洩れ聞き遠からず艦装して來寇すべしとの風説あり、此際機先を制せずんば攘夷の目的達し難し、須らく獨立して陛下の聖託に報ひ奉るは藩公をして誠忠の名を全ふせしむる所以なり、天下の形勢或は一時各藩割據の勢と爲るも詮なし、我藩は防長二州を一天地として速かに攘夷斷行の用意を爲すべしと、是を以て見れば小五郎の議論も晋作義助等急激の論も殆ど相一致せり、左れば京攝に於ける我藩士の議論は動かすべからざる攘夷急行の事に一決せり、然るに未だ京攝及び江戸の事情に通せざる萩に在ては長井雅樂が志を失ふて歸藩してより藩論一變の形勢も密かならず藩公が天盃拜受勅旨直下の事は披露を受けたるも未だ攘夷に關する用意などの事を聞かず、之を以て流説紛々或は京師に在ては既に攘夷の仕度整ひたりと云ひ或は長井雅樂の議容れられざるは浪人輩の藩公を幽閉したるが爲めなりといふもありて、萩城下は大に紛擾を極め議論紛々たるのみならず長井雅樂派と急激派との衝突を來しぬ

右の如く萩に於ける議論二派に岐れ一は従前の主張されし公武合體即ち朝廷に忠節幕府に信義を盡すべしといふを確守し一は藩論一變後即ち松下塾の議論通ら幕府の行動を問ひ勤王攘夷を斷行すべしといふに在り、藩中少壯の志士は多く萩を去て京師若くは江戸に集り居るを以て萩の處論多く長井雅樂の主張即ち公武合體に傾けり爲めに萩城下騒然として藩民其の論の歸する處を知らず爰に於て慶親公は重老毛利伊勢をして親書を齎らし藩地に歸り以て諸老臣と議せしむ同時に長府清末徳山岩國の支藩にも其の意を達せしめて一藩の方向を指示す伊勢の萩に歸るや物議紛出長井雅樂の貶黜は不當なりと論じて伊勢に迫るもあり是等俗論黨は曰く當路の藩臣浮浪士の説に惑ひ功名に戀纏して社稷を重んぜず朝令晚改は藩公の威信に關す何ぞ終始一貫始めの藩論を貫くに努めざる思ふに各藩浮浪の士京師を迫害して遂に藩論一變と成さしめたるものならん此の如きは是れ萩に在て未だ天下の形勢を詳かにせざるより起る處の因循説のみ然れども此論の爲めに萩の人士は惑はされて藩公の意の在る處猶未だ一般に普ねからず毛利伊勢遂に此の論を鎮定する能はずして其役を免せらる同時に藩地に於

て公の意に反抗するもの山内新右衛門山田隼人市川文作勝間田權右衛門尾寺新作坪井九右衛門等皆其職を免せらる斯くて萩の俗論漸く鎮定するに至れり、文久二年閏八月幕府制度を改革し諸侯妻子の封地に歸るを許す毛利公乃ち江戸邸の夫人を始め諸侍女をして國に歸らしむ後房の婦女等江戸の繁華に慣れ風流に耽りて歸藩を喜ばず時に老女園山といふものあり江戸邸に於て威勢共に在り夫人皆此の女の言に隨て去就し賜ふ園山江戸の華美に慣れて節儉を旨とせらるる萩に歸るを喜ばず夫人の歸藩を止めんとして謀る處あり時に偶々巷説ある幕府の改革を非難し従前の如く參勤交代の制を布くのかを論ずるものあり忽ち在江戸各藩夫人歸國を妨ぐるの好機と爲り何れの藩邸に在ても流説して曰く幕府の制度改革は輿論に反する處幕吏の内之に反對するもの多し去れば再び參勤制度の復活せらるゝも知るべからず今急に江戸を引き拂ふは勢力ある幕吏の忌諱に觸る或は夫人等歸途に於て如何なる危害の起さんも知るべからず此の流説各藩の邸に傳はるや老女園山は諸侍女をして流説せしめて曰く毛利公が勤王攘夷を唱へて今京師に接近するは頗る幕府の意に満たざる處幕府の日に衰亡に赴

くは全く毛利公の爲めなりとの怨みは幕吏等の肺腑に入れり去れば夫人等が敢て江戸を引拂歸國の途に着かるゝあらば途中必ず危難を免るゝ能はざるべしと夫人此説を聞いて危懼し、容易に發せず、慶親公屢ば毛利登人に命じて夫人の歸藩を促す、是れ天下の形勢日に切迫して朝命已むなく江戸に弓を曳かざるべからざる事と爲らば、夫人等の境遇甚だ危ふければなり、然るに夫人等猶之を察せず、殊に老女園山の策に陥り歸藩を肯んせず、薩藩齊熙の孫女にして對馬の宗義章侯に嫁したる慈芳夫人は江戸に在る時常に毛利邸に同處して世子元徳公の安子夫人と殆ど姉妹の如き親交あり、慶親公夫人の歸國に先だち世子の夫人及び慈芳夫人をして歸藩せしむ、公の夫人猶歸藩を欲せず、周布政之助は慶親公の殿命なりとて夫人に歸藩を詰り若し肯んせられずんば餘義なく幽閉すべく各侍女を斬刑に處すべしといふ、老女園山大に驚き遂に夫人に勸めて歸藩の途に着かしむ、十二月二十五日夫人將に駕を發せんとするや侍女泣泣して容易に起たず、周布政之助目を怒らして急迫す、忽遂に發し侍女泣て之に従ふ、

十七、薩長彌よ軋轢

元徳公東上す||俊才を抜擢して隨員||薩藩の誤解||薩長の政見
會見||兩藩の意志遂に疏通せず||大原勅使勅文を改竄す||大原卿島津侯四歸す||薩の士英人を斬る

是れより先き世子元徳公勅を奉じ島津三郎侯と共に幕府を諭すべき任務を帯びて東下するや隨從の諸員は何れも當代の俊才にして國司治人、柏村數馬、小澤伊織、永田遜、河村養現、井上小豊後、山縣孫八、井上與四郎、渡邊宗一、阿部駒次郎、乃木初八郎、林梅之助、廻神直次郎、國貞直之進、福井源太郎、作間克三郎、金子九一郎、田中源之丞、石津直藏、右田市之進、佐久間勇熊、兒玉百助、中村昌藏、桂讓助、吉井留三郎、長井立一郎、小倉梅次郎、兒玉久吉郎、藏掛武熊、松原丹宮、香川助藏、小川久米吉、諏訪市之助、都野梅三郎、乃美恒之助、境徳藏、吉原岩尾、中谷彪次郎等なり、元徳公の任務や頗る重く勅旨を辱めずして完全に之を果すを得るや否は實に列藩の注視する處なりし、左れば父公は右隨從の外兒玉總兵衛、周布政之助、兼重讓藏、小川市右衛門、山田安助、桂小五郎等の政府員を世子に附し、浦鞠負にも命じて補佐せしむ、江戸に在ては元徳公着府の上は島津三郎侯と先づ會見せしめ而して俱に供に周旋の勞を執るにあらずんば不可なるを議し、世子公の着府を待つ、然るに京師に在て議論全く之れと反對に

して、幕府に参營せずして他藩と接見するは例規に背き禮を幕府に失ふものなり宜しく先づ幕府に入り而して後徐ろに他藩と計るべしと爲す、世子公固より京師の説に隨ふべきの意ありといふ、八月十一日世子公遠州掛川驛に至るや霖雨連日に及び大井川は漲りて渉る事能はず餘義なく、掛川の宿に滞在する事三日、時に流説あり、大原勅使島津三郎不日江戸を發せんとすと、若し勅使等の既に江戸を去りたる後に至らば折角の勅命を完ふする能はざるを以て、世子公は十三日先づ桂小五郎をして掛川を發して急に江戸に赴かしむ、小五郎途中に於て江戸の飛脚に出會し其の模様を聞くに、三郎侯は二十一日を以て江戸を去るべし、勅使は二十日を以て去るべしといふ、依て其の趣を掛川なる世子公に報じたれば世子公は雨をおかし、十四日掛川を發して東下す、世子公の着府するや直ちに幕府に登營し其れより高輪薩邸に到り島津三郎侯に會せんと欲すれども、薩長の間意志の疏通せざるものあるを以て姑く其の會見を見合すべき事を忠言するものありて元徳公は之を止めぬ

先きに慶親公が第二回の勅使江戸に着するの前日早くも江戸を發して京師に向

ひしは島津三郎侯の感情を害したるもの、如し是れ薩藩に在ては既に大原勅使に附隨して薩藩の周旋するあるにも拘はらず、毛利家が薩藩との協商を爲さずして勅命の下に單獨なる行動を爲さんと欲するものなりと誤解せしなり、左れば當時周布政之助は來島又兵衛と供に薩の大久保市藏堀小太郎等に柳橋の川長樓に會見し我藩の他意なきを陳じて曰く我藩公の急勿江戸を去るは決して勅使の齎らす旨を無視して直接に勅命を得んとしたるものにあらず、公武合體論の時勢と相容れざる者あると一は京攝の我藩浪士等が動もすれば藩公の意思を誤て事を輕卒に擧ぐるの恐れあるの急報に接し又一には長井雅樂免黜と同時に藩論一變の大義を諭すの必要ありて上京せられたるものなり、願くば疑ひを解けよと堀小太郎は詰りて曰く、勅使は即ち聖旨を齎らすものにして之に附隨する我藩の島津侯も亦聖旨の辱けなきを拜し、殊に貴藩の公と協議して共に盡力すべきを命せられたり、然るにも拘はらず、勅使の着府を待たずして西上するは我藩に信を置かざるものか、但しは我藩が勅使の隨從たるを嫉まれたるものか、思ふに貴藩の意此の二者に外ならざらん、既に貴藩に於て我藩と共に天下に盡すを潔しとせず、單獨に

尊王攘夷を唱道さるゝならば我藩敢て俱に提携するを願はずと政之助は更らに薩藩の誤解を辯せんとして幾千言を費し若し我藩にして他意あらば余は屠腹して君に謝せんと云へり、小太郎洪笑して曰く、足下其れ屠腹せよ余は之を檢せんと其の態度さも政之助等を嘲けるに似たり、大久保市藏傍らより其の言を制し小太郎を呵す、酒數行宴酣なるに及び小太郎は酔に乗じて不遜の言益す多く傍若無人の行動あり、政之助怒り切齒して將に劍を抜かんとす又兵衛之を止めて僅かに事なきを得たり、然れども政之助猶憤りを止むること能はず劍舞に託して小太郎を殺害せんと欲し、劍を抜き起て舞ふ事將に危急に迫るの刹那小幡彦七馳せ來り身を以て之を遮ぎる、小太郎の行動益す不遜なりしかば來島又兵衛も亦劍を按して座中を睥睨す、市藏醉に乗じて、豪力を示さん爲め壘を揚げて之を掌上に翫弄す、到底此の會合に於て情意の融和するものなきを以て彦七は又兵衛政之助兩人を促し座を起ち以て去れり、當日の光景實に殺凌を極め恰かも攀會の項羽に會したるが如かりしを以て時人之を稱して鴻門會と云へり、爾來幾回か薩邸を訪ふて意志の疏通を謀るも遂に融和せず、之より世子公着府するや其の勅文に就て薩藩又平

かならざるに至れり、

長藩と薩藩の感情既に斯の如くなるに當て元徳公の入府あり、而して公の齋らす處の勅旨文中國事に關して罪を得たるものを容し、又罪に座して既に死したる者をも禮を以て祭るべき趣旨あり、其の文中伏見事件に關する字句あるは薩藩が頗る不快の念を抱く處にして薩長の間愈よ益す悪感情を以て離隔さるゝに至りぬ、伏見事件とは文久元年九條關白が江戸の意を受けて聖明を掩はんとすとの疑ひより薩長の浪士等之を暗殺せんと企て伏見寺田屋樓上に會するや、薩藩の奸吏之を島津三郎侯に密告するものありて、侯は使を馳せて其の舉を止めしめんと論し、席上激論の結果遂に浪士幾人を殺害したる事ありしが、薩藩は此の舉を以て長藩の煽動によりて薩の浪士が暴舉を企つるに至りしものと爲し、長藩は薩藩の奸人が密告の結果遂に志を達する能はざるを憾み、互に其の感情を害したる事あり、左れば這の事件に座して死したるものは薩藩に在ては國家の大事を誤るの賊子なりと認めたりしなり、然るを今勅命に依て其の死者に禮を篤ふせらるゝは當時薩藩が使を遣はして浪士を殺害したる意味を没却するものなりとて、勅文中より伏

見事件云々の文字を削除せんことを望むに至れり、然れども長藩に在ては世子元徳公の奉せられたる勅文は侵すべからざる聖旨にして一字一句も之を増減すべきものにあらずとして、薩の望に應せざりしが、大原勅使は一日桂小五郎を召し、勅文更改の事を談ず、小五郎は復慮のある處一藩感情の故を以て之を曲ぐべきにあらず、況んや侵すべからざる論言を載せたる勅文をやと勅使の要求に應せず、蓋し大原勅使の此事を小五郎に談ずるは、元徳公の奉勅を猜みたるにはあらずして之を更改して以て長薩の間を融和せしめんと計りしものなり、後ち大原勅使は更らに小五郎を召して謂て曰く、伏見事件に關する浪士殺害の薩藩の精神を朝廷に具狀せしに朝廷之を容れ勅文改竄の命ありたり、依て伏見事件以下十四字を削除すべしと、小五郎之を異として大に苦言して勅使と争ふ處あるも、大原勅使は之が改竄は勅命なりといふを以て、餘義なく其の意に随へり、然れども其實是れ京師の命令にあらずして大原勅使の專斷に出でしものなり、而して勅使は杜撰にも却て桂小五郎が薩長の間融和を計らざれば國事に協力する能はざるを以て、勅文改竄の事を情願せりと詐り、書を以て其の趣を中山三條、野宮三卿に送り、以て勅文を更改

して自から之を毛利元徳公に授けたり、固より大原卿の意は斯の如くして薩長の衝突を避けしめんとしたれども、齟齬せし兩個の感情は終に融和すべくもあらず、此の勅文改竄は一時紛々の議を生ぜしも、大原卿が悪意に出でしものにあらず、桂小五郎の情願と詐りたるも善意に出でしものにて、其の改竄は京師の許可を得て爲したるものなれば、大原卿は何等の處分を受くる事もなかりき、右の如くなるを以て世子の東下は痛く薩藩の感情を害し、島津三郎侯も元徳公に面會せず、勅使を擁して將に西歸せんとす、其の事京師の毛利邸に聞ふるや、世子折角勅を奉して東下したるもの、三郎侯の早くも江戸を去るあらば、薩長の協力は到底望むべからず、勅使竝に久光侯をして今暫く江戸に止まらしむべきの命を發せられんことを、周布政之助をして野宮卿に謁して談せしむ、依て朝廷よりは勅使に命令を發して、毛利元徳公と會せよといふ乃ち世子元徳公は勅使の館に候して謁見し、其日又高輪の薩邸に赴き、島津三郎侯と相見る勅使の趣を傳へ共に周旋せんことを求む、然れども由來感情を害したる薩藩は遂に長州と共に國事に幹旋せん事を好まざるにや、幾くもなくして大原卿久光侯は歸途に就きぬ、久光侯の從士途に英國人を斬り

變語紛々たるの時勅使大原卿は品川驛に駐して駕を進めず、元徳公之を聞き小幡彦七を使はして勅使の旅館に候せしめ、波多野金吾(廣澤兵助)に命じて壯士二十四人を率ひて勅使を護衛せしめんとす、大原勅使其の厚意を謝して之を辭す曰く、諸藩士をして護衛の任に當らしむるは幕府の嫌疑を招くべく、殊に長藩と相親しむの疑ひを抱かしむるは甚だ不利益なりと、金吾強て之を請へども勅使允さず、已むなく金吾は藩祖鎌倉の塋を拜すと稱して従行す、大原卿毛利家の至誠周到なるを感じ金吾等に謝するに金品を以てす、壯士等卿を藤澤驛まで送り路傍に跪づきて卿の駕を拜するや、大原卿亦駕を下り金吾に面して親しく謝辭を述べ、勅使の禮を重んずる斯の如き所以のものは全く毛利家の至忠に感じたれば也

十八、元徳公入府の使命

勅諭奉呈式||閣老の質問元徳公の説明||勅旨を辯明する五事の呈示

||板倉閣老の疑問||東禪寺事件の争議||桂小五郎の痛論||勅諭明確

||條約破毀と義士の罪科免除||來島良藏刺腹の事||藩公の追悼

八月二十四日松平春嶽公の通牒に依て世子元徳公登營し將軍勅書拜受の式あり

先づ元徳公は閣老に會見し勅諭の大意を述べ閣老之を將軍家茂公に上申すれば將軍乃ち元徳公に謁すべしと下命す、爰に於て元徳公は東帶の威儀正しく勅文は白木の御臺に奉じ將軍謁見の間に至て勅諭を將軍の膝元へ置く將軍之を戴き、元徳公一先づ座を退くや將軍は上の間敷居際まで下り、元徳公は同室の敷居際へ進みて互に相接近して座す、其れより京師の形勢竝に浪士鎮靜の如何に關して將軍問ふ處、元徳公一々之に答ふ、斯くて退出し、茲に勅諭奉呈式は終りを告げぬ翌日、元徳公一橋卿の邸を訪ふ、卿之を別室に迎へて餐を供し、共に時事を談ず、卿曰く天下の事既に幕府の專斷を許さず、諸侯の内讒見ある者を抜いて議政に參せしめ、以て從來の閣老政治を廢するにあらずんば國家の危急を救ふに足らず、勅諭の辱けなきは將軍之を知らざるにあらず、我れ後見となり、越前總裁と爲るも閣老の權威は猶府中に勢力あるが爲め、幕政の改革意の如くならず、貴藩幸に革政の意見あらば、共に之を實行する事を請せんと、元徳公曰く不肖若年未だ天下經綸の才に嫻はず、然れども今回は父子共に勅旨を奉じ不肖先づ東下して國事に盡さんと欲す、勅諭の大意は條約破毀と義士の罪科免除にあり、義士忠臣を待つこと篤からざれば國

政の改良得て望むべからず。閣老の廢止議政の組織誠に可なりと雖も、之を實行するは勅命を奉せしむるにあらずんば能はずと、互に襟胸を披ひて相談す此の日桂小五郎亦松平春嶽公の邸を訪ひ京師の情況を語る、斯くて江戸に於ては毛利氏の奉勅東下の事各藩の邸に聞へ、毛利邸を訪問する者日に幾百、

幕府の後見一橋慶喜卿と世子元徳公との會談幕府總裁松平越前に桂小五郎の謁見は天下の耳目を聳動し毛利氏が朝廷の信任を得て幕府革改に周旋するものと爲し、江戸の政海は一に毛利公の進退に依て其の進路を決せんとするの勢ひあり、一として毛利氏の鼻息を視はざるは無りき、殊に一橋卿春嶽公の同情を得たれば世子公が東下の使命を果すに最も好機と爲れり、然れども閣老等は勅旨に對して議論を挟み、動もすれば之を拒まんとするの狀勢あり、閣老板倉周防守は小幡彦七を召し世子元徳公の齋らす勅旨に付き逐條を説明せんことを需む、依て世子は説明書を作り親から閣老の邸に赴き之を致す、周防守逐條之を非難して元徳公の説明を求む、論議數刻に涉れり、今其の大要を記さんに、第一長岡驛にて横死の條に就て閣老周防守は曰く、是れ水戸の家事にして天下の公義にあらず、何ぞ之に對して勅諭を煩し奉るべき

ものならんやと、元徳公説明して曰く、素より水府一家の事に屬すと雖も其の死喪せしものは何れも忠勤の義士ならざるはなく、寂慮御愛憐の思召あるは其の私事たるに公義たるを問はず、天下の義士として横死を遂げたるを憐れまるゝなり、其の姓名の詳かならざるものを調べて之を遇せんとの聖旨に在り、第二阪下横死の者の條に就て閣老は曰く、阪下事件の當時其の死屍に對して探索する處ありしも到底出生地其他を知る能はずと、世子公は之を辯明して曰く、其の不明の廉は已むを得ず、不明として上奏さるべし、一二分明の故を以て全部の芳名を没するは抑も正義顯彰の所以にあらずと、第三國事に死せし輩の條に就て閣老曰く、諸國に於て死せし者殆ど其の數を知らず、僅かに分明せしもの、みを擧げて分明ならざるものを擧げざるは公平を缺くの嫌ひあらずやと、世子辯じて曰く、諸國の横死者は列藩に命じて取調べれば分明ならんと、第四夫れ、舊の如く復すべくとの條に就て閣老曰く、現存の者各其の舊の資格の舊位に復するものとせば、天下の處問は何の爲めに行ひたるものなるか、殆ど其の意味を没するに至らんと、世子辯じて曰く、死者は殊更らに葬祭を篤くし、遺族の血食を絶たしめず、其の廢たれたる

を興し其の顯はれざるを彰はすといふの聖旨なるを以て罪を累代に及ぼすは酷
と曰はざるべからず況んや其の一代の罪も亦忠切の大義に座するものあるをや
と、言切にして一點の針を容るべき餘地なく、閣老頗る不快の念を起せしが世子は
猶閣老の誤解なからんことを期して左の五ヶ條を示せり

一、各藩の家事にて幕府に關係なき事と雖も事苟くも一藩の公事に屬する以上は
天下萬機を裁斷する政府として之れが處理を付くるは當然の任務ならんと信
す

二、列藩へ沙汰あるべき筋の件は如何にも手廣くして行届き兼ねる事なきにしも
あらずと雖も能ふ限り之を斷行すべきは聖旨の存する處なり

三、大膳太夫禁下に滞在するは朝議の眞意を視ひ奉りて國事に奔走せんが爲めに
して決して幕府に反くの意にあらず

四、水戸公に御贈官の聖旨あり是れ實に正義顯彰の第一義と信す

五、臣家に對しては素より遠慮なく其の不行届きと違勅とは之を咎めざるべからず
斯くて世子公は閣老の邸を辭して歸る、歸邸の後藩臣を召して板倉閣老の疑議を

解くべき道を講す

板倉閣老は毛利元徳公の説明に依て聖旨の在る處を諒知したるべき筈なるに、猶
東禪寺事件とて外人を浪士が殺害せし時、幕府は外國に對する申譯として其浪士
を處刑せし事あり、然るに其の國法を犯して刑に處せられたる者は朝廷却て之を
賞して葬祭を篤ふせんといふは幕府の措置を非認し天下の法を無視せらるゝも
のにして朝廷は幕府の威信を落さんと企てらるゝものにあらずや、との疑團を抱
きて容易に勅諭に奉答するの運びに至らず、世子元徳公は諸員を集めて如何にし
て板倉閣老の疑を解くべきやを諮問す、桂小五郎曰く、東禪寺の事件たる外國に對
すれば固より殺害の罪我れに在り、然れども其原因を原ぬる時は、幕府が御旨に背
戻して濫りに交通條約を締結したるに基く外國に對する禮の爲めに忠義の士を
地下に没し幕府の罪を不問に措くは正氣發揚の聖旨に悖るものなり、思ふに閣老
は幕府の威信を保たん爲めに其の浪士處罰の名分明かなりてふ事を主張するに
過ぎず、幕府の頑迷既に斯の如くなるに於ては幕吏の罪を糾じたりとて最早詮な
し、宜しく進んで徳川家の聖旨背戻りに交通條約を爲して國を賣りたる其の大